

<h1>静岡市報</h1>	No. 60
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 静岡市農業集落排水事業の設置等に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 静岡市職員定数条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び静岡市職員の育児休業等
に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金条例の一部を改正す
る条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
- 静岡市介護保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
- 静岡市犯罪等に強いまちづくり条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
- 静岡市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
- 静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
- 静岡市都市公園条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
- 静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・50
- 静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
- 静岡市適応指導教室条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
- 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・59
- 静岡市下水道条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
- 静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止す
る条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・61

- 静岡市浜石野外センター条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
- 静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
- 静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
- 静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
- 静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
- 静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・98
- 静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
- 静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
- 静岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・120
- 静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・124
- 静岡市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・129
- 静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・130
- 静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・132
- 静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・136
- 静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・138
- 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・140
- 静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・146

- 静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・160
- 静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・165
- 静岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・169
- 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・173
- 静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・180
- 静岡市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・184
- 静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・186
- 静岡市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・187

規 則

- 静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・198
- 静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・211
- 静岡市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・214
- 静岡市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・217
- 静岡市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・219
- 静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・221
- 静岡市知的障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・222
- 静岡市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・224
- 静岡市歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・228
- 静岡市漁港管理規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・230
- 静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する
規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・231
- 静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・239
- 静岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・241
- 静岡市母子家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・246
- 静岡市会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・252
- 静岡市農業集落排水事業会計規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・261

- 静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・325
- 静岡市介護老人保健施設の開設許可等に関する規則を廃止する規則・・・・・・・・・・・・・333
- 静岡市介護医療院の開設許可等に関する規則を廃止する規則・・・・・・・・・・・・・334
- 静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・335
- 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
・・・338
- 静岡市公印規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・339
- 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則の一部を改正する規則
・・・355
- 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休
暇等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・356
- 静岡市事務専決規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・360
- 静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・370
- 静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・371
- 静岡市職員互助会規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・385
- 市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・387
- 静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・392
- 静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・393
- 静岡市消防局長事務専決規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・394
- 静岡市病院事業会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・395
- 静岡市簡易水道事業会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・398
- 静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・408

人事委員会規則

- 勤務条件に関する措置の要求に関する規則及び不利益処分についての審査請求に関する規
則の一部を改正する規則・・410
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・411
- 静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・414
- 静岡市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・416
- 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・417
- 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・418

教育委員会規則

- 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則
 421
- 静岡市立学校に勤務する教諭等の指導改善研修に関する規則の一部を改正する規則 . . . 423
- 静岡市適応指導教室条例施行規則の一部を改正する規則 424
- 静岡市浜石野外センター条例施行規則を廃止する規則 425
- 地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 426
- 静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則 428

上下水道局管理規程

- 静岡市上下水道局事務分掌規程の一部改正 430
- 静岡市水道事業及び下水道事業の契約に関する規程の一部改正 433
- 静岡市企業職員で非常勤のものに対する給与の種類及び基準に関する規程の一部改正 434
- 静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部改正 435
- 静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部改正 436
- 静岡市水道事業及び下水道事業に係る徴収事務等の委託に関する規程の一部改正 . . . 446
- 静岡市私道共同下水管設置費補助金交付規程の一部改正 453
- 静岡市上下水道局庁舎管理規程の一部改正 454
- 静岡市上下水道局事務専決規程の一部改正 455

訓 令

- 静岡市経営会議規程の一部改正 461
- 静岡市職員安全衛生管理規程の一部改正 462
- 静岡市指定管理者選定委員会規程の一部改正 467
- 静岡市事務事業危機管理本部設置規程の一部改正 468
- 静岡市業務改善推進規程の一部改正 471
- 静岡市建設業者等選定委員会規程の一部改正 474
- 静岡市委託業務等業者選定委員会規程の一部改正 475
- 静岡市特定委託業務等業者選定委員会規程の一部改正 480
- 静岡市物品調達業者選定委員会規程の一部改正 481
- 内部統制の実施に関する規程の一部改正 483
- 静岡市危機対策本部設置規程の一部改正 486

○静岡市チーム組織の設置及び運営に関する規程	489
○静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条第6項の規定による休憩時間の短縮に係る請求等の手続に関する規程の一部改正	492
○静岡市職員互助会規則施行規程の一部改正	493
○静岡市区における総合的な行政運営の推進に関する規程の一部改正	496
○静岡市における組織的連携のための体制の整備に関する規程の一部改正	497
○静岡市公文書管理規程の一部改正	498
○静岡市職員出勤簿整理規程の一部改正	499
○静岡市経営会議規程の一部改正	500
○静岡市環境局廃棄物処理課の職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正	501
○静岡市表彰審査委員会規程の一部改正	502
○静岡市公文例規程の一部改正	503
○静岡市政策法務推進規程の一部改正	504
○静岡市職員の人事記録に関する規程の一部改正	505
○静岡市職員の辞令書の交付等に関する規程の一部改正	506
○静岡市職員の人事評価に関する規程の一部改正	507
○静岡市職員服務規程の一部改正	508
○静岡市職員研修規程の一部改正	509
○静岡市職員の児童手当取扱規程の一部改正	510
○静岡市建設工事監督規程の一部改正	512
○静岡市建設工事に係る測量、調査及び設計の業務委託に係る監督規程の一部改正	513
○静岡市緑化推進本部設置規程の一部改正	514
○静岡市立清水病院医師住宅等貸与規程の一部改正	515

教育委員会訓令

○静岡市立学校に勤務する教育職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正	517
○静岡市立学校に勤務する事務職員、技術職員及び嘱託の勤務時間等の特例に関する規程	518
○静岡市立小・中学校処務規程の一部改正	519

消防本部訓令

○静岡市消防局及び消防署安全管理規程の一部改正	523
○静岡市消防局及び消防署処務規程の一部改正	525
○静岡市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部改正	529

- 静岡市消防吏員制服着用規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・531
- 静岡市消防局警防規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・532
- 静岡市消防局救助業務取扱規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・535
- 静岡市消防音楽隊規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・536
- 静岡市消防局車両管理規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・537
- 静岡市消防局消防機械器具管理規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・539
- 静岡市消防吏員被服等の貸与に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・541

告 示

- 静岡市土地利用委員会要綱の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・543
- 静岡市建築基準法第93条の2の規定に基づく書類の閲覧に関する規程の一部改正・・・・546
- 子ども・子育て支援法附則第6条第5項の規定による保育費用のうち市長が定める額の収
納の事務の委託を定めた告示の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・547
- 地方自治法第231条の2の3第2項の規定による指定納付受託者の指定を定めた告示の一
部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・548
- 地方公営企業法の規定による静岡市農業集落排水事業の業務に係る公金の出納取扱金融機
関及び収納取扱金融機関の指定の告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・552
- 児童福祉法の規定による児童自立生活援助の実施に関する費用に係る徴収基準を定めた告
示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・554
- 児童福祉法の規定による障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する費用の徴収
基準を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・555

葵区告示

- 静岡市葵区地価公示台帳の閲覧に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・557

職員互助会告示

- 静岡市職員互助会の事務局及び職員に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・559
- 静岡市職員互助会貸付規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・560

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第17号）

令和6年度の組織機構改正に伴い、総務委員会の所管事項について所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市農業集落排水事業の設置等に関する条例（令和6年静岡市条例第18号）

地方公営企業法の規定に基づき、農業集落排水事業の設置等について必要な事項を定めるため本条例を制定することとした。

◇ 静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第19号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、個人番号が利用できる事務について所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第20号）

附属機関の設置、廃止、所掌事務及び委員の定数の変更について所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員定数条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第21号）

市長の事務部局等における職員定数を改めるとともに地方公務員の定年引上げに伴う職員定数の特例を定めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第22号）

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給等について必要な事項を定めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第23号）

基金の設置期間を延長するため所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第24号）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、各手数料について所要の改正をすることと

した。

◇ 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第25号）

静岡市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ保険料率を見直すとともに、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、賦課限度額の引き上げ等について必要な事項を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市介護保険条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第26号）

介護保険法施行令の一部改正及び第9期介護保険事業計画に基づき保険料を見直すため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市犯罪等に強いまちづくり条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第27号）

犯罪被害者等に対する見舞金支給制度を創設するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第28号）

児童福祉法の改正に伴い、事業者の指定要件から医療型児童発達支援に関する規定を削除するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第29号）

処理原価と近隣市の料金水準を踏まえ、事業活動に伴う一般廃棄物の処理手数料を改めるため所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市都市公園条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第30号）

道路法施行令の一部改正に伴い、公園を占用する場合の使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第31号）

社会情勢の変化等に伴う市内の駐車需要の現状を踏まえ、特定用途に係る駐車場の設置義務の要件を緩和するため所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第32号）

道路法施行令の一部改正に伴い、固定資産税評価額に基づく地価に即した額に改めるとともに自動運行補助

施設の占用料を追加するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市適応指導教室条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第33号）

条例及び施設の名称並びに設置目的を変更するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第34号）

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給等について必要な事項を定めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市下水道条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第35号）

本市における下水道使用料について納期限を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例（令和6年静岡市条例第36号）

健康保険法等の一部改正に伴う経過措置として、なおその効力を有するとされた介護療養型医療施設の規定が失効するため、本条例を廃止することとした。

◇ 静岡市浜石野外センター条例を廃止する条例（令和6年静岡市条例第37号）

施設の廃止に伴い本条例を廃止することとした。

◇ 静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第38号）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準省令等の一部改正に伴い、職員の配置に関する基準を変更するなど所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第39号）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、職員の配置に関する基準を変更するなど所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例（令和6年静岡市条例第40号）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、職員の配置に関する基準を変更するなど所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第41号）

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、職員の配置に関する基準を変更するなど所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第42号）

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準省令の一部改正に伴い、職員の配置に関する基準を変更するなど所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第43号）

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準省令の一部改正に伴い、職員の配置に関する基準を変更するなど所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第44号）

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準省令等の一部改正に伴い、職員の配置に関する基準を変更するなど所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第45号）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準省令の一部改正に伴い、職員の配置に関する基準を変更するなど、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第46号）

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準省令の一部改正に伴い、職員の配置に関する基準を変更するなど所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第47号）

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、入所申込者に対する説明・契約等に関する基準を変更するため所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第48号）

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、医療体制の強化に関する基準を追加するなど所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第49号）

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、医療体制の強化に関する基準を追加するなど所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第50号）

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、医療体制の強化に関する基準を追加するなど所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第51号）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準府令

の一部改正に伴い、重要事項の掲示に関する基準を変更するなど所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第52号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、医療型児童発達支援の基準を削除するなど所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第53号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、就労選択支援サービスの基準を追加するなど所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第54号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、就労選択支援サービスの基準を追加するなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第55号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、利用者の意思決定の支援に関する規定を追加するなど所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第56号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、利用者の意思決定の支援に関する規定を追加するなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第57号）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、医療型児童発達支援の基準を削除するなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第58号）

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、移行支援計画の作成等に関する規定を追加するなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市税条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第59号）

地方税法の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を追加するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第60号）

地方自治法の一部改正に伴い、条例中の同法の条項を引用する規定の整理をするため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市税条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第61号）

地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税の定額減税の実施等について規定するため所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第17号

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「危機管理総室」を「危機管理局」に、「企画局」を「総合政策局」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市農業集落排水事業の設置等に関する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波喬司

静岡市条例第18号

静岡市農業集落排水事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、静岡市の経営する農業集落排水事業の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(農業集落排水事業の設置)

第2条 農業用排水の水質の保全及び農業集落の生活環境の整備を図り、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、静岡市に農業集落排水事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、農業集落排水事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 農業集落排水事業を行う施設の名称、その主たる施設の位置及び区域は、次のとおりとする。

名称	その主たる施設の位置	区域
静岡市有東木地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区有東木350番地の4	静岡市葵区有東木の一部
静岡市平野地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区平野1097番地の54	静岡市葵区平野の一部
静岡市坂ノ上地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区坂ノ上811番地の2	静岡市葵区坂ノ上の一部
静岡市日向地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区日向174番地	静岡市葵区日向の一部

排水処理施設		
静岡市大原地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区大原1486番地の1	静岡市葵区大原の一部
静岡市油山地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区油山1630番地の18	静岡市葵区油山、松野及び津渡野の一部
静岡市俵沢地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区津渡野608番地	静岡市葵区油島、俵沢、野田平及び郷島の一部
静岡市富厚里地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区富厚里1623番地の1	静岡市葵区富厚里の一部
静岡市葛沢地区農業集落排水処理施設	静岡市清水区葛沢242番地の2	静岡市清水区葛沢の一部
静岡市布沢・土地区農業集落排水処理施設	静岡市清水区土51番地	静岡市清水区布沢及び土の一部
静岡市善福寺地区農業集落排水処理施設	静岡市清水区蒲原3851番地	静岡市清水区蒲原の一部

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算に定めなければならない農業集落排水事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件1万平方メートル以上のもにに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(資本剰余金)

第6条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により農業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 農業集落排水事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、

次に掲げるものとする。

- (1) 負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又は目的物の価額が1件につき50万円を超えるもの
- (2) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、1件につきその額が300万円を超えるもの。ただし、次に掲げるものは、除くものとする。
 - ア 交通事故に係る損害賠償の額の決定で、その額が自動車損害賠償責任保険契約、自動車保険普通保険契約又は自動車損害共済委託契約により支払われる保険金の額及び填補額に免責金額を加えた額を超えないもの
 - イ 農業集落排水事業の用に供する施設の設置又は管理上の事故に係る損害賠償の額の決定で、その額が農業集落排水事業の用に供する施設に係る賠償責任保険契約により支払われる填補額に免責金額を加えた額を超えないもの

(業務状況説明書類の作成)

第9条 市長は、農業集落排水事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、農業集落排水事業の経営状況を明らかにするため市長が必要があると認める事項

3 天災その他のやむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(静岡市特別会計条例の一部改正)

2 静岡市特別会計条例(平成15年静岡市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

(静岡市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

3 静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、農業集落排水処理施設の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条第2号を次のように改める。

(2) 農業集落排水処理施設 汚水を排除するために設けられる排水管、排水きょその他の排水施設、これに接続して汚水を最終的に処理するための処理施設及びこれらの施設に付随する施設で、静岡市の設置する農業集落排水事業を行うためのものをいう。

第3条第3号から第5号までの規定中「排水処理施設」を「農業集落排水処理施設」に改める。

第4条、第10条第1項、第11条及び第13条から第15条までの規定中「排水処理施設」を「農業集落排水処理施設」に改める。

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第19号

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年静岡市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務（法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。）」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報（法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）」に改め、同条ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第3項中「及び前項本文」を削り、「利用」の次に「又は前項本文の規定による利用特定個人情報の利用」を、「当該特定個人情報」の次に「又は当該利用特定個人情報」を加える。

別表中

「

<p>1 地方税法（昭和25年法律第226号） その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例による 地方税の賦課徴収又は地方税に関 する調査（犯則事件の調査を含む。） に関する事務であって規則で定め るもの</p>	<p>生活保護法による保護の実施又は就労自立 給付金の支給に関する情報（第3条第1号 の外国人に係る生活保護に関する情報を含 む。以下「生活保護関係情報」という。）で あって規則で定めるもの</p>
---	---

を

」

「

<p>1 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(第3条第1号の外国人に係る生活保護に関する情報を含む。以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
---	---

に

」

改める。

附 則

この条例中別表の改正規定は令和6年4月1日から、第4条の改正規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第20号

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例

静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中

「

静岡市行 財政改革 推進審議 会	市の行財政の改善 合理化について調 査審議し、又は市長 に意見を述べるこ と。	10人以 内	1 市の行財政 に関し優れた 識見を有する 者 2 市民	2年	委員の互 選により 定める者
静岡市政 策・施策外 部評価委 員会	静岡市自治基本条 例（平成17年静岡市 条例第1号）第24 条第1項の規定に 基づき、市の政策及 び施策について評 価すること。	10人以 内	1 学識経験を 有する者 2 市民	2年	委員の互 選により 定める者

を

」

「

静岡市行 財政改革 推進審議 会	市の行財政の改善 合理化について調 査審議し、又は市長 に意見を述べるこ	10人以 内	1 市の行財政 に関し優れた 識見を有する 者	2年	委員の互 選により 定める者
---------------------------	---	-----------	----------------------------------	----	----------------------

に、

	と。		2 市民		
--	----	--	------	--	--

」

「

静岡市中 央新幹線 建設事業 影響評価 協議会	中央新幹線の建設 事業により生ずる 環境等に関する影 響について専門的 な見地から調査審 議すること。	5人以 内	中央新幹線の建 設事業により生 ずる影響に関し 優れた識見を有 する者	2年	委員の互 選により 定める者
静岡市大 規模小売 店舗立地 審議会	大規模小売店舗の 立地に係る周辺地 域の生活環境の保 持に関する事項に ついて専門的な見 地から調査審議す ること。	8人以 内	大規模小売店舗 の立地により生 ずる影響に関し 優れた識見を有 する者	2年	委員の互 選により 定める者
静岡市C SR企業 表彰専門 委員会	企業の社会的責任 を果たすための活 動を自主的に取り 組む中小企業等の 表彰に係る選定基 準及び表彰の妥当 性について専門的 な見地から調査審 議すること。	6人以 内	1 学識経験を 有する者 2 経済団体を 代表する者 3 環境団体を 代表する者 4 市民団体を 代表する者	2年	委員の互 選により 定める者

を

」

「

静岡市中 央新幹線 建設事業	中央新幹線の建設 事業により生ずる 環境等に関する影	8人以 内	中央新幹線の建 設事業により生 ずる影響に関し	2年	委員の互 選により 定める者
----------------------	----------------------------------	----------	-------------------------------	----	----------------------

影響評価協議会	響について専門的な見地から調査審議すること。		優れた識見を有する者			
静岡市大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗の立地に係る周辺地域の生活環境の保持に関する事項について専門的な見地から調査審議すること。	8人以上	大規模小売店舗の立地により生ずる影響に関し優れた識見を有する者	2年	委員の互選により定める者	に、

に、

「

静岡市みどりの基本計画改定専門委員会	静岡市みどり条例（平成27年静岡市条例第14号）第8条第1項の静岡市みどりの基本計画の改定の素案について専門的な見地から調査審議すること。	11人以上	1 学識経験を有する者 2 緑化団体の代表者	委嘱の日から当該調査審議が終了する日まで	委員の互選により定める者	を
--------------------	---	-------	---------------------------	----------------------	--------------	---

を

「

静岡市みどりの基本計画改定専門委員会	静岡市みどり条例（平成27年静岡市条例第14号）第8条第1項の静岡市みどりの基本計画の改定の素案について専門的な見地か	11人以上	1 学識経験を有する者 2 緑化団体の代表者	委嘱の日から当該調査審議が終了する日まで	委員の互選により定める者	
--------------------	---	-------	---------------------------	----------------------	--------------	--

	ら調査審議すること。					に、
静岡市日本平公園基本計画改定専門委員会	静岡市日本平公園基本計画の改定の素案について専門的な見地から調査審議すること。	10人以内	1 学識経験を有する者 2 公園整備に関し優れた識見を有する者 3 関係団体の代表者	委嘱の日から当該調査審議が終了する日まで	委員の互選により定める者	

に、

「

静岡市空家等対策審議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条の規定による措置の方針について調査審議すること。	5人以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者	を
-------------	---	------	-----------	----	--------------	---

を

「

静岡市空家等対策審議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条及び第22条の規定による措置の方針について調査審議すること。	5人以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者	に
-------------	---	------	-----------	----	--------------	---

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市附属機関設置条例別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後に委嘱される静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会の委員の任期は、令和7年7月13日までとする。

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第21号

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 議会の事務部局の職員 21人
- (2) 市長の事務部局の職員 4,113人

第2条第5号を次のように改める。

- (5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,429人

第2条第8号を次のように改める。

- (8) 消防職員 1,045人

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(定数の特例)

- 2 定数調整年度（令和6年度、令和8年度、令和10年度、令和12年度及び令和14年度をいう。以下同じ。）における職員の定数については、第2条各号の規定にかかわらず、当該定数調整年度に静岡市職員の定年等に関する条例（令和4年静岡市条例第33号）第2条の規定により退職することが見込まれている職員の数に2分の1を乗じて得た数の範囲内で、第2条に定める定数を超えることができるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第22号

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年静岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第9条・第10条」を「第9条—第10条の2」に改め、「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第2条中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第10条第1項中「以下」の次に「この項、第3項及び第4項において」を加え、第2章第2節中同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第10条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項及び第4項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(任期が6月以上の者に限る。)に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、前会計年度の末日まで本市の法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満

のパートタイム会計年度任用職員を除く。)として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された場合には、当該任期と前会計年度の任期(任期の定めのない職員にあっては、その勤続期間)を通算した期間を前項の任期とみなす。

3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の勤務期間の算定、支給制限及び支給の一時差止めについては、常勤職員の例による。

「第2節 期末手当」を「第2節 期末手当及び勤勉手当」に改める。

第18条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条中「第10条」の次に「及び第10条の2」を加える。

(静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市職員の育児休業等に関する条例(平成15年静岡市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「の基準日」の次に「又は静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第10条の2第1項(同条例第18条において準用する場合を含む。)に規定するそれぞれの基準日」を加える。

第15条第5項の表第11条第2項の項及び第21条第5項の表第11条第2項の項中「第22条の4第1項」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第23号

静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金条例の一部を改正する条例

静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金条例（令和2年静岡市条例第79号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第24号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

介護予防・生活支援型在宅高齢者短期保護事業	1日につき 1,000円
高齢者生活支援ショートステイ事業	1日につき 1,000円

を

」

「

高齢者生活支援ショートステイ事業	1日につき 1,000円
------------------	--------------

に、

」

「

介護医療院変更許可申請（構造設備の変更を伴うものに限る。）	1件につき 33,000円
指定介護療養型医療施設指定更新申請	1件につき 15,000円

を

」

「

介護医療院変更許可申請（構造設備の変更を伴うものに限る。）	1件につき 33,000円
-------------------------------	---------------

に、

」

「

指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請	1件につき 15,000円
------------------------	---------------

を

	(更新の場合は8,000円)
--	----------------

指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請	1件につき 15,000円 (更新の場合は8,000円)	に、
指定介護予防支援事業者指定申請	1件につき 20,000円 (更新の場合は10,000円)	

登録基準該当介護予防サービス事業者登録申請	1件につき 15,000円 (更新の場合は8,000円)	を
-----------------------	---------------------------------	---

登録基準該当介護予防サービス事業者登録申請	1件につき 15,000円 (更新の場合は8,000円)	に
登録基準該当介護予防支援事業者登録申請	1件につき 20,000円 (更新の場合は10,000円)	

改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 放課後児童健全育成事業を午後6時から午後7時までの間に利用しようとする場合の手数料の額は、この表の手数料の額に児童1人1日につき100円を加算する。この場合において、当該加算する額は、児童1人1月につき1,000円を上限とする。
- 2 放課後児童健全育成事業のうち清水区で実施する事業（静岡市立蒲原東小学校、静岡市立由比小学校及び静岡市由比児童館で実施する事業を除く。）を土曜日に利用しようとする場合の手数料の額は、この表の手数料の額に児童1人1月につき2,000円（7月における21日以後の利用のみの場合は800円）を加算する。

別表第4中

「

特定動物の飼養又は保管の変更許可申請	1件につき 9,100円	を
--------------------	--------------	---

」

「

特定動物の飼養又は保管の変更許可申請	1件につき 9,100円	に
動物の火葬	1頭、1匹又は1羽につき 3,400円	

」

改める。

別表第7中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、

「

特定の民間再開発事業認定申請	31,000円	を
特定民間再開発事業認定申請	32,000円	

」

「

特定民間再開発事業認定申請	32,000円	に
---------------	---------	---

」

改める。

別表第9中

「

	浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋 付特定屋外 タンク貯蔵 所	危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上 5,000キロリット ル未満のもの	1,180,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上1万 キロリットル未満 のもの	1,410,000円

」

	危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの	1,590,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの	1,950,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの	2,270,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の もの	4,550,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の もの	5,820,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上のもの	7,070,000円

を

」

「

浮き屋根式 特定屋外タ ンク貯蔵所 及び浮き蓋 付特定屋外 タンク貯蔵 所	危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上 5,000キロリット ル未満のもの	1,450,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上1万 キロリットル未満 のもの	1,720,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの	1,920,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの	2,360,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの	2,740,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の	5,640,000円

に、

		もの	
		危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の もの	7,240,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上のもの	8,790,000円

「

高圧ガス保安法第 5条第1項第1号 に該当する者であ って移動式製造設 備のみを使用して 高圧ガスの製造を するもの	処理容積が100立方 メートル以上200立 法メートル未満の 設備	7,400円
--	--	--------

を

「

高圧ガス保安法第 5条第1項第1号 に該当する者であ って移動式製造設 備のみを使用して 高圧ガスの製造を するもの	処理容積が100立方 メートル以上200立 方メートル未満の 設備	7,400円
--	--	--------

に、

	処理容積が1,000万 立方メートル以上 の設備	91,000円	を
--	--------------------------------	---------	---

	処理容積が1,000万 立方メートル以上 の設備	91,000円	に、
	当該移動式製造設 備について液化石 油ガスの保安の確 保及び取引の適正 化に関する法律(昭 和42年法律第149 号。以下「液化石油 ガス法」という。) 第37条の4第1項 の許可を受けた者 の許可の申請に対 する審査	6,000円	

高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造 のための施設の完成検査	当該施設に係る事 業所について適用 されるべき高圧ガ ス保安法第5条第 1項の規定に基づ く高圧ガスの製造 の許可申請の項に
---	--

	<p>掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（高压ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第37条の3第1項の完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）</p>	<p>を</p>
--	---	----------

<p>高压ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>当該施設に係る事業所について適用されるべき高压ガス保安法第5条第1項の規定に基づく高压ガス</p>
--	--

	の製造の許可申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）	に
--	--	---

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は同年8月1日から、別表第3備考の改正規定は同年10月1日から施行する。

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第25号

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（被保険者に係る基礎賦課額）

第9条 保険料の賦課額のうち被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合算額とする。

第10条の見出し及び同条第1項並びに第11条（見出しを含む。）中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第12条及び第13条を次のように改める。

第12条及び第13条 削除

第14条を次のように改める。

（基礎賦課限度額）

第14条 第9条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

第14条の2（見出しを含む。）中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の3（見出しを含む。）中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条第1号中「100分の2.30」を「100分の2.57」に改め、同条第2号中「9,800円」を「10,500円」に改め、同条第3号ア中「7,600円」を「7,900円」に改め、同号イ中「3,800円」を「3,950円」に改め、同号ウ中「5,700円」を「5,925円」に改める。

第14条の4を次のように改める。

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第14条の4 第14条の2の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

第14条の5及び第14条の6を削る。

第16条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第22条第1項中「第29条の7の2第1項」を「第29条の7の2第2項」に、「第12条、」を「若しくは」に改め、「若しくは第14条の4において準用する第12条」を削り、「同条第3項各号に定める額」の次に「第23条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第2項第1号（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める額、第23条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める額若しくは同条第2項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める額」を加え、同条第2項中「第12条、」を「若しくは」に改め、「若しくは第14条の4において準用する第12条」を削り、「同条第3項各号に定める額」の次に「第23条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第2項第1号（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める額、第23条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める額若しくは同条第2項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める額」を加える。

第23条第1項中「又は第12条」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同条第2項中「又は第12条」及び「又は第14条の4」を削り、「第14条の6」を「第14条の4」に改め、同条第3項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

第23条の3第1項及び同条第2項第1号中「（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同条第3項中「（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）」及び「（第14条の5において読み替えて準用する場合を含む。）」を削る。

第23条の4第1項中「又は第12条」を削り、同項第1号及び第2号中「（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同条第2項中「又は第12条」を削り、同項第1号及び第2号中「（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同条第3項中「22万円」を「24万円」に改め、同項中「（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）」、「又は第14条の5において読み替えて準用する第10条」及び「（第14条の5において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同条第4項中「（第13条において読み替えて準用する場合も含む。）」及び「（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同条第6項第1号中「個人番号」

の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第26号

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例

静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「37,900円」を「34,600円」に改め、同項第2号中「49,300円」を「52,100円」に改め、同項第3号中「56,900円」を「52,500円」に改め、同項第4号中「68,300円」を「68,500円」に改め、同項第5号中「75,900円」を「76,200円」に改め、同項第6号中「91,000円」を「91,400円」に改め、同項第7号中「98,600円」を「99,000円」に改め、同項第8号中「113,800円」を「114,300円」に改め、同項第9号中「129,000円」を「129,500円」に改め、同項第10号中「136,600円」を「137,100円」に改め、同項第11号中「151,800円」を「152,400円」に改め、同項第12号中「159,300円」を「160,000円」に改め、同項第13号中「170,700円」を「171,400円」に改め、同項第14号中「178,300円」を「179,000円」に改め、同項第15号中「189,700円」を「190,500円」に改め、同条第2項中「の令和3年度から令和5年度までの」を「についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における」に、「22,700円」を「21,700円」に改め、同条第3項中「の令和3年度から令和5年度までの」を「についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における」に、「37,900円」を「36,900円」に改め、同条第4項中「の令和3年度から令和5年度までの」を「についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における」に、「53,100円」を「52,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市介護保険条例第14条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

静岡市犯罪等に強いまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第27号

静岡市犯罪等に強いまちづくり条例の一部を改正する条例

静岡市犯罪等に強いまちづくり条例（平成22年静岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「紹介」の次に「、見舞金の支給」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第28号

静岡市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

静岡市児童福祉法施行条例（平成25年静岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に、「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第29号

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例（平成15年静岡市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「192円」を「270円」に、「84円」を「120円」に改め、同項第2号ア中「1,100円」を「1,500円」に改め、同号イ中「1,100円」を「1,500円」に、「110円」を「150円」に改め、同項第3号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第13条第2項第1号の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に手数料を納付した容器による一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第30号

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4公園を占有する場合（2）法第7条第1項各号（同項第6号を除く。）及び法第7条第2項に規定するもの（消費税法施行令第8条に規定する駐車場その他の施設を除く。）の表中「820円」を「840円」に、「740円」を「750円」に、「440円」を「450円」に、「880円」を「890円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市都市公園条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る使用料について適用し、同日の前日までの占有に係る使用料については、なお従前の例による。

静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第31号

静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例
静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（平成15年静岡市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第9条中「200メートル」を「300メートル」に改める。

別表ウの項中「1,000平方メートル」を「1,500平方メートル」に改め、同表オの項中「150平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同表カの項中「1,000平方メートル」を「1,500平方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第32号

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例

静岡市道路占用料条例（平成15年静岡市条例第249号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1 項第1号に掲 げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	840円
	第2種電柱		1,300円
	第3種電柱		1,700円
	第1種電話柱		750円
	第2種電話柱		1,200円
	第3種電話柱		1,600円
	その他の柱類		75円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	7円
	地下に設ける電線その他の線類	1年	4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	730円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メー トルにつき1年	450円
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1個につき1年	1,500円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		630円
	広告塔	表示面積1平方メー トルにつき1年	7,300円

				ルにつき1年	
	その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1年	1,500円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	31円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				45円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				67円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				89円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				130円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				180円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				310円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				450円
	外径が1メートル以上のもの				890円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	4円
			その他のもの		15円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1年

	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	750円
		地下に設けるもの		450円
	その他のもの			1,500円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,500円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			3,700円
	地下に設ける通路			2,200円
その他のもの			1,500円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	73円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	730円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	730円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	7,300円
	標識		1本につき1年	1,200円
旗ざお		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	73円
		その他のもの	1本につき1月	730円
		幕（政令第7条第	祭礼、縁日そ	表示面積1平方メー

	4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	他の催しに際し、一時的に設けるもの	トルにつき1日	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	730円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	7,300円
		その他のもの		3,700円
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	1,500円
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	730円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				150円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架道路(当該路面下の地下を除く。)の路面下に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる	建築物			Aに0.015を乗じて得た額

施設	その他のもの	A に 0.011 を 乗じて得た額
政令第7条第 10号に掲げる	建築物	A に 0.022 を 乗じて得た額
施設及び自動 車駐車場	その他のもの	A に 0.011 を 乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		A に 0.025 を 乗じて得た額
政令第7条第 13号に掲げる 施設	トンネルの上又は高速自動車国道 若しくは自動車専用道（高架のもの に限る。）の路面下に設けるもの	A に 0.015 を 乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に 0.022 を 乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.031 を 乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の静岡市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占有期間に係る占用料について適用し、施行日の前日までの占有期間に係る占用料については、なお従前の例による。

(占用料の額の特例)

- 改正後の条例第2条及び別表の規定にかかわらず、施行日の前日までに既に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の許可を受けて道路を占有していた者が施行日以後においても引き続き同一の占有物件により当該道路を占有する場合（施行日以後に占有期間の更新を受ける場合を含む。）における当該占有物件に係る各年度の占用料の額は、当該占有物件に係る改正後の条例別表占用料の欄に定める金額（改正後の条例第2条第2項の規定により算定した占用料の額を含む。）が調整占用料額（次の表の左欄に掲げる年度の区分に

応じ、同表の右欄に定める金額をいう。以下同じ。) を超えるときは、当該調整占用料額により算定した額とする。

令和6年度	改正前の静岡市道路占用料条例別表占用料の欄に定める金額に1.2を乗じて得た金額
令和7年度以降	前年度の調整占用料額に1.2を乗じて得た金額

静岡市適応指導教室条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第33号

静岡市適応指導教室条例の一部を改正する条例

静岡市適応指導教室条例（平成18年静岡市条例第84号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市教育支援センター条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 静岡市は、不登校児童等の生活及び学習に係る相談及び指導等の支援を行うことにより、不登校児童等の将来の社会的自立に資するため、教育支援センターを設置する。

第9条を第10条とする。

第8条中「適応指導教室」を「センター」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1号中「適応指導教室」を「センター」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「適応指導教室」を「センター」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「適応指導教室」を「センター」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「適応指導教室」を「センター」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「第1条」を「第2条」に、「施設（以下「適応指導教室」を「教育支援センター（以下「センター」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「自立及び学校生活への自発的な復帰を促す」を「将来の社会的自立に資する」に改め、同号の次に次の1号を加える。

（3）不登校児童等が在籍する学校との連携に関すること。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（名称及び位置）

第2条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市ふれあい教室	静岡市葵区駿府町2番80号
静岡市かがやく教室	静岡市駿河区南八幡町25番21号
静岡市はばたく教室	静岡市清水区港町二丁目1番1号

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第34号

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年静岡市条例第298号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「、第15条及び第17条」を「及び第15条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第35号

静岡市下水道条例の一部を改正する条例

静岡市下水道条例（平成15年静岡市条例第301号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「の末日」を「10日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市下水道条例第15条第2項の規定は、検針日が令和6年10月1日以後の使用料の納期限について適用し、検針日が同日前の使用料の納期限については、なお従前の例による。

静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第36号

静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第27号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市浜石野外センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第37号

静岡市浜石野外センター条例を廃止する条例

静岡市浜石野外センター条例（平成20年静岡市条例第69号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第38号

静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年静岡市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第8条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第276条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第23条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1

項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第23条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条ただし書及び第49条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第53条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第57条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第53条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条ただし書及び第65条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第71条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第77条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を

「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第71条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第80条第3項中「、指定介護予防サービス等基準条例第79条第1項」の次に「から第3項まで」を加え、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第26号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第3条又は静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年静岡市条例第36号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。第84条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第85条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第87条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第84条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第94条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第94条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第94条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第96条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第94条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第100条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第104条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状

況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第111条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第104条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第114条中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第132条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第136条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第3条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第139条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第140条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第144条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定

による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第139条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第148条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第154条第4項中「その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「等」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第165条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第166条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第173条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施

すること。

第178条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第183条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第189条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第190条第1項第1号中「静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成25年静岡市条例第26号)」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年静岡市条例第36号)」を「介護医療院基準条例」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に、「前項」を「同項」に改める。

第191条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第193条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」及び「又は老人性認知症疾患療養病棟」を削る。

第202条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第203条中「及び第165条」を「、第165条及び第165条の2」に改める。

第206条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護の事業」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業」に、「次のとおりとする」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第191条第1項」の次に「から第4項まで」を加え、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし

書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

第208条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第213条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第214条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第217条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第236条において準用する第165条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第218条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第227条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第227条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第233条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第235条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第236条中「及び第158条」を「、第158条及び第165条の2」に改める。

第240条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第246条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第249条第1項中「介護保険法施行令」の次に「(平成10年政令第412号)」を加える。

第250条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第254条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、同号の前に次の2号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第254条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

第255条第1項中「内容」の次に「、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期」を加え、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。

ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第260条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第261条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第254条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第262条中「第107条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」を「第107条第2項」に改め、「利用」と」の次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第264条中「第107条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」を「第107条第2項」に改め、「利用」と」の次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第267条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第272条中第4号を第8号とし、同号の前に次の3号を加える。

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第272条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第273条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第274条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第272条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第275条中「第107条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」を「第107条第2項」に改め、「利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第276条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和3年静岡市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「第3条第3項」の次に「(新居宅サービス等基準条例第90条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)」を加え、「第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条(第180条において準用する場合を含む。)、第180条の3、第187条、第203条(第215条において準用する場合を含む。)、第236条、第247条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む」を「新居宅サービス等基準条例第97条において準用する場合に限る」に、「第29条(第41条の3及び第46条において準用する場合を含む。)、第56条(第62条において準用する場合を含む。)、第76条、第86条、第95条、第106条(第114条及び第134条において準用する場合を含む。)、第142条、第163条(第180条の3及び第187条において準用する場合を含む。)、第177条、第200条、第212条、第231条、第244条及び第256条(第264条及び第275条において準用する場合を含む。)」を「第95条」

に改める。

附則第3項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条（第180条において準用する場合を含む。）、第180条の3、第187条、第203条（第215条において準用する場合を含む。）、第236条、第247条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。」を「新居宅サービス等基準条例第97条において準用する場合に限る」に、「第31条の2第1項」を「第31条の2の規定」に改め、「同条第2項中」及び「同条第3項中」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第65条、第71条、第77条、第80条、第84条、第85条、第87条、第94条、第96条、第136条、第139条、第140条、第144条並びに第190条第1項第1号及び第4号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第33条第3項（新居宅サービス等基準条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条（新居宅サービス等基準条例第180条において準用する場合を含む。）、第180条の3、第187条、第203条（新居宅サービス等基準条例第215条において準用する場合を含む。）、第236条及び第247条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第260条第3項（新居宅サービス等基準条例第264条及び第275条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。
- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第154条第6項（新居宅サービス等基準条例第180条の3及び第187条において準用する場合を含む。）、第173条第8項、第193条第6項、第208条第8項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新居宅サービス等基準条例第165条の2（新居宅

サービス等基準条例第180条、第180条の3、第187条、第203条（新居宅サービス等基準条例第215条において準用する場合を含む。）及び第236条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間は、新居宅サービス等基準条例第227条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第39号

静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年静岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加える。

第3条第2項中「数が35」を「数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第13条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第4条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第5条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「、第4項」を「、第5項」に、「第4項各号に掲げる」を「第5項各号に規定する」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第32条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第14条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第14条第13号の2中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同条第14号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イアの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第14条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第14条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第23条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第40号

静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「の各号」を削り、同項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設」を「同一敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条の次に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第26条第11項」を「第26条第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は

身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第83条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、同条第3項中「第91条第2項」を「第91条第3項」に改める。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合にお

いて診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条を次のように改める。

(協力医療機関等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第190条中「第17条の10」を「第17条の12」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第12項中「第171条第9項」を「第171条第12項」に改める。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削り、同条第3項中「第172条第2項」を「第172条第3項」に改める。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第34条第3項（新地域密着型

サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

3 施行日から令和7年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第106条の2中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和9年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第41号

静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第10項中「平成25年静岡市条例第24号」の次に「。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。」を加え、同条中第11項を第14項とし、第10項の次に次の3項を加える。

- 11 指定介護老人福祉施設（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第23号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第147条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第28号）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第

1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第29号）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 13 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第5条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第54条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第23条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第24条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第32条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第32条 指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として

定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
 - 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 - 4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
 - 6 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
- 第33条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。
- 3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第39条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する

ための委員会の設置)

第39条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第41条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第51条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第54条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第32条第1項（新指定介護老人福祉施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第33条第3項（新指定介護老人福祉施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。
- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第39条の3（新指定介護老人福祉施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定介護老人福祉施設基準条例第39条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第42号

静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項第3号を次のように改める。

（3）病院 医師又は栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

第6条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第54条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第18条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第25条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第2項第1号及び第2号中「又は」を「及び」に改める。

第33条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第33条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護老人保健施設に係る許可を行った市長に届け出なければならない。
 - 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 - 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
 - 6 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第34条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
第39条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第39条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービ

スの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第41条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第51条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第54条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第34条第3項（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。
- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新介護老人保健施設基準条例第39条の3（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新介護老人保健施設基準条例第39条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新介護老人保健施設基準条例第33条第1項（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第43号

静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年静岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第33条第2項第1号及び第2号中「又は」を「及び」に改める。

第34条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

（1）入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

- (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護医療院に係る許可を行った市長に届け出なければならない。
- 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。
- 3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
第40条の2の次に次の1条を加える。
(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)
- 第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

らない。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第34条第1項(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新介護医療院基準条例第35条第3項(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。
- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新介護医療院基準条例第40条の3(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新介護医療院基準条例第40条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第44号

静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年静岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第49条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第50条の2第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第266条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第54条の4第1項中「認められる重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しな

なければならない。

第55条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第58条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第58条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条ただし書及び第65条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第73条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第76条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第76条第15号中「及び第10号から第14号まで」を「、第9号及び第12号から前号まで」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第8号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第77条第4項中「前条第15号」を「前条第17号」に改める。

第79条第3項中「、指定居宅サービス等基準条例第80条第1項」の次に「から第3項まで」を加え、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第26号。第117条第4項及び第174条第1項第1号において「介護老人保健施設基準条例」という。）第3条又は静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年静岡市条例第36号。第117条第4項及び第174条第1項第4号において「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第83条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第86条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第86条第1号中「第3条に規定する担当職員」を「第3条第1項に規定する担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員」に改め、「等をいう。」の次に「第250条第4号及び第264条第3号において同じ。」を加え、同条第14号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第10号から第13号までを3号ずつ繰り下げ、第9号を第12号とし、同号の前に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第86条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書を入手し、当該計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第92条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第95条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第95条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第95条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第95条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状

況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第117条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第3条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第122条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第125条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第125条第13号中「第11号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第9号を第12号とし、同号の前に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第125条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第130条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第136条第1項中「その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第139条第2項中「第3条に規定する担当職員」を「第3条第1項に規定する担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員」に、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第140条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第140条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催しなければならない。

第141条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第157条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第167条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第173条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第174条第1項第1号中「静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第26号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、同項第5号中「静岡市介護医療院の人

員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年静岡市条例第36号)を「介護医療院基準条例」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に、「前項」を「同項」に改める。

第175条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第177条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第179条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」及び「又は老人性認知症疾患療養病棟」を削る。

第180条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第181条中「及び第140条」を「、第140条及び第140条の2」に改める。

第191条を次のように改める。

第191条 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニ

ット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防

短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、a ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

- (エ) 便所
- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第206条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第204条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第206条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 第194条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第195条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第203条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第217条において準用する第140条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第204条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第210条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第210条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第214条を次のように改める。

(協力医療機関等)

第214条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
- 7 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第216条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第217条中「第54条の11まで（第54条の9第2項を除く。）」を「第54条の8まで、第54条の10から第54条の11まで」に、「及び第139条の2」を「、第139条の2及び第140条の2」に、「第54条の10の2第1号及び第3号並びに第54条の4第1項」を「第54条の4第1項並びに第54条の10の2第1号及び第3号」に、「同項」を「第54条の4第1項」に改める。

第228条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第233条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第234条中「第54条の11まで（第54条の9第2項を除く。）」を「第54の8まで、第54条の10

から第54条の11まで」に、「第211条まで」を「第210条まで、第211条」に改める。

第238条第1項中「介護保険法施行令」の次に「(平成10年政令第412号)」を加える。

第239条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第246条第1項中「認められる重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第247条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1項を加える。

(2) 第250条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第250条中第7号を第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第250条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提

案を行うものとする。

第251条第1項中「期間」の次に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第5項を次のように改める。

- 5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第256条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第261条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第264条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第264条中第5号を第9号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。
- (7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第264条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原

案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第265条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第266条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和3年静岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「第3条第3項」の次に「(新介護予防サービス等基準条例第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)」を加え、「第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条(第159条において準用する場合を含む。)、第164条の3、第171条、第181条(第196条において準用する場合を含む。)、第217条、第234条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む」を「第93条において準用する場合に限る」に、「第54条(第62条において準用する場合を含む。)、第72条、第82条、第91条、第120条、第138条(第164条の3及び第171条において準用する場合を含む。)、第156条、第178条、第193条、第212条、第231条及び第242条(第253条及び第262条において準用する場合を含む。)」を「第91条」に、「これらの規定中「、」を「同条中「、」に改める。

附則第4項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条(第159条において準用する場合を含む。)、第164条の3、第171条、第181条(第196条において準用する場合を含む。)、第217条、第234条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む」を「第93条において準用する場合に限る」に、「第54条の2の2第1項」を「第54条の2の2」に改め、「同条第2項中」及び「同条第3項中」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中第65条、第73条、第76条、第77条、第79条、第83条、第86条（同条第1号の改正規定を除く。）、第92条、第95条、第117条、第122条、第125条並びに第174条第1項第1号及び第5号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第54条の4第3項（新介護予防サービス等基準条例第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条（新介護予防サービス等基準条例第159条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第181条（新介護予防サービス等基準条例第196条において準用する場合を含む。）、第217条及び第234条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新介護予防サービス等基準条例第246条第3項（新介護予防サービス等基準条例第253条及び第262条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。
- 3 施行日から令和7年3月31日までの間は、新介護予防サービス等基準条例第136条第3項（新介護予防サービス等基準条例第159条、第164条の3及び第171条において準用する場合を含む。）、第177条第3項（新介護予防サービス等基準条例第196条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新介護予防サービス等基準条例第140条の2（新介護予防サービス等基準条例第159条、第164条の3、第171条、第181条（新介護予防サービス等基準条例第196条において準用する場合を含む。）及び第217条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新介護予防サービス等基準条例第140条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和9年3月31日までの間は、新介護予防サービス等基準条例第210条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

静岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第45号

静岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年静岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第3条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第4条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定す

る主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第5条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第11条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第12条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第13条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、同条第4号中「規定」の次に「(第31条第29号の規定を除く。)」を加える。

第22条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第31条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第31条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第31条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第31条第16号を次のように改める。

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うこと。

ｃ 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

第31条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第34条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第22条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第46号

静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）

に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第45条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第53条第1項中「その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に行うなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、同条第3項中「第71条第2項」を「第71条第3項」に改める。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第91条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。
- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなけれ

ば」とする。

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

静岡市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第47号

静岡市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年静岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第7項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第48号

静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第12条第5項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第26条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第26条 養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- （1）入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- （2）当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- （3）入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、この条例による改正後の静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第26条第1項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。

静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第49号

静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第9条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第11条中第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

- 8 特別養護老人ホーム（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）に静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第23号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第147条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第28号）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護

事業所、指定短期入所生活介護事業所等、静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第24号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第61条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第29号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第22条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第23条第2項中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第27条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第27条 特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第2章中第31条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第31条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第40条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第42条中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第45条第11項中「静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第23号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第147条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は静岡市指定介護予防サービス等の事業の

人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第28号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）を「指定短期入所生活介護事業所等」に改め、同条例第12項中「静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第24号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）を「指定地域密着型サービス基準条例」に、「静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第29号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」に改める。

第48条中「、第31条及び第31条の2」を「及び第31条から第31条の3まで」に、「から第31条の2」を「から第31条の3」に改める。

第52条中「、第31条の2」を「から第31条の3まで」に、「から第31条の2まで」を「から第31条の3まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間は、この条例による改正後の静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第27条第1項（新特別養護老人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和9年3月31日までの間は、新特別養護老人ホーム基準条例第31条の3（新特別養護老人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新特別養護老人ホーム基準条例第31条の3中「しなれば」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第50号

静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号中「第17条第3項に規定する」を「第17条第4項の規定による」に改め、同項第4号中「第31条第2項の」の次に「規定による」を加え、同項第5号中「第33条第2項の」を「第33条第3項の規定による」に改め、「の同条第3項」を削る。

第11条第4項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第3項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第27条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場

合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

- 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第28条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第35条第1項中「、交付」及び「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第28条第3項の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第51号

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「(特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「」を、「総数」と、「」の次に「(同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第52号

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第8号)
の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第7章の5 医療型児童発達支援センター(第66条の22—第66条の25)」を「第7章の5 削除」に、「第11章 雑則(第89条)」を「第11章 里親支援センター(第89条—第94条) 第12章 雑則(第95条)」に改める。

第2条中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第3条中「指導」の次に「又は支援」を加える。

第7条の3第1項及び第16条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第33条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第35条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第41条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第44条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第63条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第66条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第66条の2第3号及び第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第5号中「肢体不自由」の次に「(法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)」を加え、同号アを次のように改める。

ア 支援室及び屋外遊戯場

第66条の3第14項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第15項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第66条の11第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

第66条の12第6項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

「第7章の4 福祉型児童発達支援センター」を「第7章の4 児童発達支援センター」に改める。

第66条の16を次のように改める。

(設備の基準)

第66条の16 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 発達支援室の1室の定員は、これをおおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。

第66条の17第1項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）」を「児童発達支援センター」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第4項から第9項までを削り、同条第10項中「第66条の23第2項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援セン

ター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

第66条の18及び第66条の19中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第66条の20及び第66条の21を次のように改める。

第66条の20 削除

（心理学的及び精神医学的診査）

第66条の21 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第7章の5を次のように改める。

第7章の5 削除

第66条の22から第66条の25まで 削除

第71条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第74条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第81条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第84条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第88条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第89条を第95条とする。

第11章を第12章とし、第10章の次に次の1章を加える。

第11章 里親支援センター

（設備の基準）

第89条 里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第3項第3号において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

（職員）

第90条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担

当者を置かなければならない。

- 2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
 - (3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者
- 3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
 - (3) 里親等への支援の実施に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者
- 4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
 - (3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

（里親支援センターの長の資格等）

第91条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運

営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (3) 市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者
(里親支援)

第92条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第93条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第94条 里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要なに応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第11条の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、この条例による改正後の静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する

基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第66条の16の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

- 3 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新設備運営基準条例第66条の17の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に設置している改正前の静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「旧設備運営基準条例」という。）第66条の16第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新設備運営基準条例第66条の16の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に設置している旧設備運営基準条例第66条の16第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新設備運営基準条例第66条の17の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波喬司

静岡市条例第53号

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第148条の4」を「第148条の5」に、「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第159条

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針（第160条の2）

基準（第159条—第160条）」を

第2節 人員に関する基準（第160条の3・第160条の4）

第3節 設備に関する基準（第160条の5）

第4節 運営に関する基準（第160条の6—第160条の9）

—第160条）

に改める。

」

第2条第3号中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改め、同条第17号中「、指定通所支援基準条例第61条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条第1項中「から第5章まで及び第7章」を「、第4章、第8章、第9章及び第10章」に改める。

第6条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該指定居宅介護事業所以外」に改める。

第10条第3項中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を「市」に改める。

第12条第1項、第17条第1項、第22条及び第23条第1項中「市町村」を「市」に改める。

第25条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第26条第2項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に」を加え、同条第3項中「、居宅介護計画」を「、第1項の居宅介護計画」に改める。

第29条（見出しを含む。）中「市町村」を「市」に改める。

第30条に次の1項を加える。

- 4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第39条第3項中「市町村」を「市」に改め、同条第4項中「都道府県知事」を「市長」に改め、同条第5項中「市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）」を「市長」に、「市町村長」を「市長」に改め、同条第6項中「都道府県知事、市町村又は市町村長」を「市長」に改める。

第40条第1項中「市町村」を「市」に改める。

第45条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該基準該当居宅介護事業所以外」に改める。

第48条第2項中「第47条第1項第2号」を「前条第1項第2号」に改める。

第50条第4項中「第1号」を「同項第1号」に改め、同条第7項中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」を「児童福祉法」に改め、同条第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第53条第2項、第56条及び第57条第1項中「市町村」を「市」に改める。

第58条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、

利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第59条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第60条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第66条（見出しを含む。）及び第76条第2項第3号中「市町村」を「市」に改める。

第79条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第86条の2第1項中「障害者就業・生活支援センター」の次に「(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)」を加える。

第89条（見出しを含む。）中「市町村」を「市」に改める。

第94条中「第60条」を「第60条第1項」に改める。

第94条の4第1号及び第2号中「第148条の3」を「第148条の4」に改める。

第99条第3項第2号中「前号の(ア)又は(イ)に掲げる当該日」を「前号のイ(ア)又は(イ)に掲げる当該日」に、「それぞれ前号の(ア)」を「それぞれ同号のイ(ア)」に改める。

第103条第2項中「市町村」を「市」に改める。

第105条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第119条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第120条第2項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第122条中「第29条」の次に「、第30条第4項」を加える。

第142条第1項第1号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第148条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第60条」を「第60条第1項」に改める。

第8章第5節中第148条の4を第148条の5とし、第148条の3を第148条の4とし、第148条の2の次に次の1条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第148条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第136条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準条例第136条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第149条第2号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第135条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第149条中「基準該当障害福祉サービス（）」の次に「第149条の3に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び」を加え、同条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号中「指定通所介護事業所等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第149条の2の次に次の1条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第149条の3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次に掲げる事項とする。

- (1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。
 - ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。
 - イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。
- (3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第156条の2及び第157条第2項第3号中「市町村」を「市」に改める。

第158条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第60条」を「第60条第1項」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第160条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、支援省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに支援省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、支援省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第160条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（準用）

第160条の4 第51条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第160条の5 第82条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（実施主体）

第160条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第160条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに支援省令第6条の7の3に規定する事項の整理(以下この章において「アセスメント」という。)を行うものとする。

- 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。
- 4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第160条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第160条の9 第9条から第20条まで、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条、第61条、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条(第2項第1号を除く。)、第85条、第86条、第87条から第93条まで、第145条及び第156条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第160条の9において準用する第90条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第160条の9において準用する第145条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあ

るのは「第160条の9において準用する第145条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第76条第2項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第160条の9において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第160条の9において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第160条の9」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第160条の9において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第160条の9において準用する前条」と、第156条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第170条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第170条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第171条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第60条」を「第60条第1項」に改める。

第184条中「及び第146条」を「、第146条及び第170条の2」に、「第60条」を「第60条第1項」に改める。

第189条中「第146条」の次に「、第170条の2」を加え、「及び第180条」を「、第179条第6項及び第180条」に、「第60条」を「第60条第1項」に、「第180条第1項」を「第179条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第188条第1項の工賃」と、第180条第1項」に改める。

第193条中「第146条」の次に「、第170条の2」を加え、「第180条から第182条まで」を「、第179条第6項、第180条から第182条まで」に、「第60条」を「第60条第1項」に、「第180条第1項」を「第179条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第192条第1項の工賃」と、第180条第1項」に改める。

第193条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした

上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第193条の7を次のように改める。

(実施主体)

第193条の7 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

第193条の11第2項第3号中「市町村」を「市」に改める。

第193条の14第1項第2号を次のように改める。

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げるサービス管理責任者の勤務形態の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が30以下 1以上

(イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第193条の14中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第193条の17を次のように改める。

第193条の17 削除

第193条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「、おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「ことにより」の次に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第193条の20中「準用する次条第1項」との次に「、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第193条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と」を加え、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第194条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の次に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第197条の2第3項中「必要な援助」の次に「を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第197条の3第2項中「市町村」を「市」に改める。

第197条の5中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第197条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第197条の6の次に次の1条を加える。

（地域との連携等）

第197条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第200条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第199条の4に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第200条中「、第75条」を削る。

第200条の2中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な」に改める。

第200条の3中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第200条の10を次のように改める。

(地域との連携等)

第200条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの(次項に規定するものを除く。)を講じている場合には、適用しない。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

第200条の11中「、第75条」を削る。

第200条の12中「相談その他の日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第200条の13中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第200条の22中「、第75条」を削り、「第197条の6」を「第197条の7」に改める。

第201条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第56条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第206条第1項第3号及び第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第207条ただし書中「従事させ」の次に「、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させ」を加える。

第209条第1項中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第60条」を「第60条第1項」に改める。

第210条第1項中「第148条の4」を「第148条の5」に、「第209条第1項」を「前条第1項」に改める。

附則第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第7項中「第197条の6各号」を「第197条の6第1項各号」に改める。

附則第9項中「区分省令」を「区分命令」に、「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第10項中「区分省令」を「区分命令」に、「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第12項中「同条第7項第2号」を「同条第8項」に改める。

附則第18項第1号中「当該都道府県」を「市」に、「都道府県」を「市」に改める。

附則第23項中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定並びに第2条、第3条、第160条の2から第160条の9までの改正規定並びに第170条の2（第184条、第189条及び第193条において準用する場合を含む。）、第184条、第189条（「第146条」の次に「、第170条の2」を加える部分に限る。）及び第193条（「第146条」の次に「、第170条の2」を加える部分に限る。）の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定

障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定サービス基準条例」という。）第197条の7（新指定サービス基準条例第200条の22において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第200条の10の規定の適用については、新指定サービス基準条例第197条の7第2項及び第3項並びに第200条の10第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定サービス基準条例第197条の7第4項及び第200条の10第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第54号

静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条—第60条）」を
「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条—第60条）」を
第5章の2 就労選択支援
練）（第56条—第60条）
に改める。
（第60条の2—第60条の8）」

第2条第3号中「、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第3条第1項中「次章から」の次に「第5章まで及び第6章から」を加える。

第12条第4項中「第1号」を「同項第1号」に改める。

第14条第1項中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を「市」に改める。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第17条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同項の前に次の1

項を加える。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

第17条第7項を削り、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第30条第3項及び第4項並びに第32条第1項中「市町村」を「市」に改める。

第39条第1項第3号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第50条中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第52条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第54条第1項中「第63条第1項」を「第61条の2」に改める。

第55条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第60条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

（基本方針）

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、支援省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の

機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに支援省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、支援省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならぬ。

(規模)

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに支援省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

- 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。
- 4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第60条の8 第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第61条の次に次の1条を加える。

(規模)

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第63条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

第68条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第69条中「から第38条まで」を「から第36条まで、第38条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「第18条」を「第18条第1項」に改め、「第37条ただし書及び」を削る。

第84条中「及び第53条」を「、第53条及び第68条の2」に、「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第87条中「第53条」の次に「、第68条の2」を加え、「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第88条第1項中「、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

附則第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第7項中「第5条第25項」を「第5条第28項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定並びに第3条の改正規定、第5章の次に1章を加える改正規定、第68条の次に1条を加える改正規定、第84条の改正規定（「及び第53条」を「、第53条及び第68条の2」に改める部分に限る。）及び第87条の改正規定（「第53条」の次に「、第68条の2」を加える部分に限る。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第55号

静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的を確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的を確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第4条第1号及び第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第11条第3項中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を「市」に改める。

第13条中「市町村」を「市」に改める。

第14条第1項中「第78条第1項」を「第79条第1項」に、「第156条第1項」を「第142条第1項」に、「第166条第1項」を「第152条第1項」に、「第175条第1項」を「第162条第1項」に、

「第201条第1項」を「第188条第1項」に改める。

第18条第1項、第23条第1項及び第2項並びに第24条第1項中「市町村」を「市」に改める。

第25条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第26条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第27条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第26条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第27条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

（地域との連携等）

第27条の2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等

により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第27条の3 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第26条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第43条（見出しを含む。）中「市町村」を「市」に改める。

第50条に次の2項を加える。

- 3 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二

種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第56条第3項中「市町村等」を「市」に、「市町村」を「市」に改め、同条第4項中「都道府県知事」を「市長」に改め、同条第5項中「市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)」を「市長」に、「市町村長」を「市長」に改め、同条第6項中「都道府県知事、市町村又は市町村長」を「市長」に改める。

第57条を次のように改める。

第57条 削除

第58条第1項及び第60条第2項第3号中「市町村」を「市」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。)第27条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和8年3月31日までの間、新指定障害者支援施設基準条例第27条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

静岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第56号

静岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的を確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的を確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第11条第1項第2号及び第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第16条第1項中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を「市」に改める。

第18条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利

ユーザーの意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第19条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第19条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第20条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

（地域との連携等）

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第40条に次の2項を加える。

- 3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第43条第3項中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を「市」に改め、同条第4項中「市町村」を「市」に改める。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

第45条第1項中「市町村」を「市」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第20条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和8年3月31日までの間、新障害者支援施設基準条例第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第57号

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第61条）

目次中 第2節 人員に関する基準（第62条・第63条）を「第3章 削除」に改める。

第3節 設備に関する基準（第64条）

第4節 運営に関する基準（第65条—第70条）」

第2条第1号中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改め、同条第2号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第10号中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を「市」に、「市町村が」を「市が」に、「指定通所支援事業者等」を「指定通所支援事業者」に改め、同条第13号中「、第61条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条の見出し中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第1項及び第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第3項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に、「市町村」を「市」に改め、「平成17年法律第123号」の次に「。以下「障害者総合支援法」という。」を加え、同条第4項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第4条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれらに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第6条第4項を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第6条第5項を削り、同条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「、第4項第1号」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第1項から第5項まで（第1項第1号を除く。）」を「第1項（第1号を除く。）、第2項及び第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第6条第9項中「前項」を「前2項」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該指定児童発達支援事業所以外」に改める。

第9条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「及び便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第10条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、第2項に掲げる設備を除き」を加える。

第11条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第13条第3項、第15条及び第20条中「市町村」を「市」に改める。

第23条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第24条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に、「市町村」を「市」に改める。

第25条第1項中「指定児童発達支援に係る障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を、「通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費」の次に「及び肢体不自由児通所医療費」を加える。

第26条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(指定児童発達支援の取扱方針)」を付し、同条第1項中「次条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条第5項中「前項の評価及び」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する」に改め、「内容を」の次に「保護者に示すとともに、」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第26条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第26条の次に次の2条を加える。

第26条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければなら

ない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第26条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第27条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第28条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第30条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第35条の見出し中「市町村」を「市」に改め、同条中「特例障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加え、「市町村」を「市」に改める。

第39条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第40条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第42条中「指定児童発達支援事業者」の次に「(治療を行うものを除く。)」を加える。

第47条第3項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」に改める。

第49条第1項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項」を「障害者総合支援法第5条第19項」に改める。

第50条第3項中「市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）」を「市」に、「市町村長」を「市長」に改め、同条第4項中「市町村長」を「市長」に改める。

第52条第1項及び第54条第2項第3号中「市町村」を「市」に改める。

第56条第1項及び第2項中「指導訓練」を「発達支援」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第61条から第70条まで 削除

第71条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第74条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第79条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第80条の3第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「動作の指導、知識技能の付与」を「動作及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「この項において単に「支援」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「訓練等に」を「支援」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第80条の9中「第4項及び第5項」を「第6項及び第7項」に改め、「除く。）」の次に「、第26条の2」を加え、「、第49条、第50条」を「から第50条まで」に改め、「及び第69条の2」を削り、「居宅訪問型児童発達支援計画」との次に「、第27条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第26条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とを加える。

第88条中「及び第5項を除く。）」を「を除く。）」、「第26条の3」に、「、第49条、第50条」を「から第50条まで」に改め、「、第69条の2」を削り、「保育所等訪問支援計画」との次に「、第26条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第27条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」とを、「体制」との次に「、第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とを加える。

第89条第1項中「第3項及び第6項」を「第4項及び第5項」に改め、「、第62条」を削り、

「及び第4項」を「及び第3項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項」を「同条第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に、「第62条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは、「多機能型事業所」を「同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」に改める。

第91条第1項中「、第65条」を削り、同条第2項中「、第65条」、「指定医療型児童発達支援」及び「指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項及び第4項中「、第65条」を削る。

第92条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第70条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第49条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、この条例による改正後の静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定通所支援条例」という。）第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧指定通所支援条例」という。）第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援条

例第6条及び第11条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援条例第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6 新指定通所支援条例第26条の2（新指定通所支援条例第54条の5、第58条、第77条、第77条の2、第80条及び第80条の9において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、同条中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第58号

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号及び第6号中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改め、同条第11号中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に、「都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（第47条第3項において「指定都市」という。）及び法第59条の4第1項の児童相談所設置市（第47条第3項において「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）」を「市」に、「都道府県」を「市」に改める。

第3条第1項中「いう。）」の次に「及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）」を加え、同条第3項中「都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第46条において「障害福祉サービス」という。）を行う者」を「市、障害福祉サービスを行う者」に改める。

第4条第1項第2号中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同条第2項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、

同条第3項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第5条第2項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第4号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第8条、第13条、第14条及び第18条中「都道府県」を「市」に改める。

第20条第1項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第21条第2項中「この条において」を削り、「行い」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画の作成等)

第21条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移

行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第22条中「前条」を「前2条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第25条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第32条（見出しを含む。）中「都道府県」を「市」に改める。

第39条に次の2項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第46条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第47条第3項中「都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。以下この項及び次項において同じ。）」を「市長」に、「都道府県知事」を「市長」に改め、同条第4項中「都道府県知事」を「市長」に改める。

第51条第2項第1号中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同項第3号中「都道府県」を「市」に改める。

第52条第1項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第53条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

第58条第1項中「第57条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第46条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

静岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第59号

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

附則第13条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第13条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第19条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第19条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第26条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで

提出された第27条第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

附則第14条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第60号

静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年静岡市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

(静岡市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市簡易水道事業の設置等に関する条例(令和2年静岡市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 静岡市病院事業の設置等に関する条例(平成15年静岡市条例第172号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成15年静岡市条例第297号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第61号

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

附則第16条の4の次に次の3条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の所得割の特別税額控除）

第16条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第16条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第20条、第22条から第23条の3まで、附則第13条第2項、附則第16条第1項、附則第16条の3の2第1項、前条及び附則第18条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第23条第2項、第40条の5第1項及び前条の規定の適用については、第23条第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第40条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第16条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第16条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第16条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、次に定めるところによる。

（1）特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別

- 税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。) からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。) がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。) に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。) に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第31条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。) においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第31条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。) においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第31条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。) 及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。) においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期

においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第40条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第16条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第40条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第16条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第40条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第40条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期において

はその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその

者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第40条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第16条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第40条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額

に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第40条の5第2項の規定により読み替えられた第40条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第40条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第16条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第40条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

附則第17条第2項中「前条」を「附則第16条の4」に改め、同条第3項中「第23条の3第1項」の次に「、附則第16条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第23条の3第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第16条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第17条第2項及び」と、前条中「附則第16条の4及び」とあるのは「附則第16条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第19条の2第9項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第16項を削り、同条第17項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第

19項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項を同条第19項とし、同条第21項を同条第20項とする。

附則第20条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改める。

附則第22条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第23条の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第24条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第25条中「(令和3年法律第7号)附則第14条第1項」を「(令和6年法律第 号)附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第27条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第28条第4項を削る。

附則第28条の2第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度まで

の各年度分」に改める。

附則第30条中「又は第4項」を削る。

附則第33条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第35条中「第31項から第33項まで、第35項、第38項若しくは第39項」を「第31項、第32項、第34項、第37項若しくは第38項」に改める。

附則第35条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第3項とする。

附則第36条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第37条中「(令和3年法律第7号)附則第14条第1項」を「(令和6年法律第 号)附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第38条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第39条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第40条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第16条の5の規定の適用については、附則第16条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第40条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第41条第3項に次の1号を加える。

- (6) 附則第16条の5の規定の適用については、附則第16条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第42条第3項に次の1号を加える。

- (6) 附則第16条の5の規定の適用については、附則第16条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第45条第5項に次の1号を加える。

- (6) 附則第16条の5の規定の適用については、附則第16条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第45条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第46条第2項に次の1号を加える。

- (6) 附則第16条の5の規定の適用については、附則第16条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第46条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第52条第2項に次の1号を加える。

- (6) 附則第16条の5の規定の適用については、附則第16条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第52条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第52条の2第2項に次の1号を加える。

- (6) 附則第16条の5の規定の適用については、附則第16条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第52条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第52条の2第5項に次の1号を加える。

- (6) 附則第16条の5の規定の適用については、附則第16条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第52条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第53条第2項に次の1号を加える。

- (6) 附則第16条の5の規定の適用については、附則第16条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第53条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第53条第5項に次の1号を加える。

- (6) 附則第16条の5の規定の適用については、附則第16条の5第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第53条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の静岡市税条例(第4項において「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第 号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。第5項において「旧法」という。)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 5 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

規 則

静岡市規則第9号

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総室及び」を削る。

第3条中「総室及び」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 危機管理局

課名	係名
危機管理課	危機計画係 危機政策係 危機対策係 危機情報・施設係

第3条第3号を次のように改める。

(3) 総合政策局

課名	係名
企画課	政策企画・調整係 広域行政係 移住・SDGs推進係 総合教育係 統計分析係 土地等活用組織設立準備室
社会共有資産利活用推進課	社会共有資産経営係 資産活用推進室
D X推進課	地域デジタル化推進係 デジタル市役所推進係 システム係 セキュリティ係

第3条第6号の表中

観光・MICE推進課	調整係 企画係 振興・MICE係 東海道歴史街道係 施設係	を
------------	----------------------------------	---

「

観光政策課	調整係 企画係 振興・MICE係 東海道歴史街道係 施設係	に、
-------	----------------------------------	----

」

「

文化振興課	振興係 施設係 芹沢銈介美術館 文化施設整備室	を
-------	-------------------------	---

」

「

文化振興課	振興係 施設係 芹沢銈介美術館	に
-------	-----------------	---

」

改め、同条第7号の表中

「

環境創造課	調整係 グリーン政策係 グリーン事業推進係	を
-------	-----------------------	---

」

「

G X推進課	調整係 グリーン政策係 グリーン事業推進係	に、
--------	-----------------------	----

」

「

廃棄物処理課	管理係 施設整備係 施設環境保全係 西ケ谷清掃工場 沼上清掃工場 静岡衛生センター 清水衛生センター（西ケ谷清掃工場、沼上清掃工場、静岡衛生センター及び清水衛生センターに施設管理係を置く。）	を
--------	---	---

」

「

廃棄物処理課	管理係 施設維持係 施設環境保全係 西ケ谷清掃工場 沼上清掃工場 静岡衛生センター 清水衛生センター（西ケ谷清掃工場、沼上清掃工場、静岡衛生センター及び清水衛生センターに施設管理係を置く。）	に
--------	---	---

」

改め、同条第8号の表中

「

保健衛生医 療部	保健衛生医療 課	保健医療係 医療事業係 市立病院・公営企業係 簡易水道係	を
	新型コロナウ イルス感染症 対策課	感染症対策室 ワクチン接種対策室	

」

「

保健衛生医 療部	保健衛生医療 課	保健医療係 医療事業係 市立病院・公営企業係 簡易水道係	に
-------------	-------------	---------------------------------	---

」

改め、同条第9号の表中

「

子ども未来課	調整係 企画係 子育て支援推進係 児童クラブ係	を
--------	-------------------------	---

」

「

子ども未来課	調整係 子ども政策係 子育て支援推進係 児童クラ ブ係	に
--------	--------------------------------	---

」

改め、同条第10号及び第11号を次のように改める。

(10) 経済局

本部又は部名	課名	係又は室名
産業基盤強化 本部		企業立地係 立地環境整備係
商工部	産業政策課	調整係 企画係 創業・イノベーション推進係
	産業振興課	経営支援係 プラモデル振興係 地場産業係
	商業労政課	商業・まちなか活性化係 雇用・産業人材係
海洋文化都市 推進部	B X 推進課	総務・企画係 B X 推進係 基盤整備係 海洋ミュー ジウム建設室
	清水みなと振	みなと振興係 みなと色彩係

	興課	
農林水産部	農業政策課	総務係 農業支援係 お茶のまち推進係 みかん・園芸・畜産係
	農地利用課	総務係 農地集積係 農振係
	農地整備課	総務係 土地改良推進係 管理係 農道水路係 農業集落排水係
	森林政策課	管理係 治山係 林道第1係 林道第2係 森林・林業係
	水産振興課	企画・管理係 しずまえ振興係 漁港整備係
	中山間地振興課	森林文化都市政策推進室 施設運営係 鳥獣対策係

(11) 都市局

部名	課名	係又は室名
都市計画部	都市計画課	調整係 総務係 企画係 土地利用計画係 都市施設計画係
	景観まちづくり課	総務係 都市デザイン係 都市景観推進係 屋外広告物係 再開発・区画整理係 まちづくり推進係
	交通政策課	企画係 生活交通係 次世代交通推進係 管理係 自転車のまち推進係
	開発審査課	開発審査係 土地取引係 盛土対策係
	大谷・小鹿まちづくり推進課	管理係 開発推進係 区画整理係 まちづくり推進係
	清水まちづくり推進課	管理係 まちづくり推進係 工事係
	緑地政策課	計画係 公園活用係 緑化推進係 大規模公園係
	公園建設管理課	総務係 葵公園管理係 駿河公園管理係 建設係 日本平公園建設室
建築部	建築総務課	総務耐震係 建築技術支援係 建築企画係
	建築安全推進課	管理係 安全推進係 審査係 指導係 狭あい道路係

住宅政策課	企画係 市営住宅整備推進係 住まいまちづくり係 管理係 収納係 空き家対策係
公共建築課	工務第1係 工務第2係 工務第3係 工務第4係
設備課	電気設備係 機械設備第1係 機械設備第2係

第3条第12号の表中

「

技術政策課	研修・積算係 土木検査係 建築設備検査係 企画係
-------	--------------------------

を

」

「

技術政策課	企画係 研修・積算係 建設発生土対策係 土木検査係 建築設備検査係
-------	-----------------------------------

に

」

改める。

第4条中「危機管理総室及び地域包括ケア・誰もが活躍推進本部」を「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部及び産業基盤強化本部」に、「^{「危機管理局}危機管理総室」_{危機管理課}」を改める。

第4条中企画局の所掌事務を総合政策局の所掌事務とし、同条企画課の所掌事務中(28)を(29)とし、(10)から(27)までを(11)から(28)までとし、(9)の次に次のように加える。

(10) 未利用地等の有効活用を行う法人に関する事。

第4条アセットマネジメント推進課及びデジタル化推進課の所掌事務を次のように改める。

社会共有資産利活用推進課

- (1) 公共及び民間の資産を有効に活用するための管理の推進に関する事。
- (2) 公共及び民間の資産を有効に活用するための調査及び研究に関する事。
- (3) 公有財産の所管局との総合調整に関する事。
- (4) 公共施設の整備に係る公民連携事業の推進に関する事。

DX推進課

- (1) デジタル化推進プランに基づくデジタルトランスフォーメーションの推進に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 職員におけるデジタル人材の育成に関する事。

- (3) 社会保障・税番号制度に係る総合調整に関する事。
- (4) 特定個人情報の研修及び監査に関する事。
- (5) 地方公共団体組織認証基盤登録分局の事務に関する事。
- (6) 標準準拠システムに係る総合調整に関する事。
- (7) 情報処理システムの利用に係る調整、開発、管理及び運用に関する事。
- (8) 情報通信ネットワークの整備及び維持管理に関する事。
- (9) 市政総合ネットワークパソコンの整備、運用及び維持管理に関する事。
- (10) 情報セキュリティポリシーの策定に関する事。
- (11) 情報セキュリティの啓発及び監査に関する事。
- (12) 情報セキュリティ委員会に関する事。

第4条システム管理課の所掌事務を削る。

第4条税制課の所掌事務(5)中「個人の県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

第4条市民税課の所掌事務(1)中「及び県民税の賦課」を「、県民税及び森林環境税の賦課」に改め、同所掌事務(2)中「及び県民税」を「、県民税及び森林環境税」に改める。

第4条中観光・MICE推進課の所掌事務を観光政策課の所掌事務とする。

第4条中環境創造課の所掌事務をGX推進課の所掌事務とする。

第4条環境共生課の所掌事務(3)を次のように改める。

- (3) 南アルプスユネスコエコパークの保全及び活用に関する事。

第4条福祉総務課の所掌事務中(38)を(39)とし、(11)から(37)までを(12)から(38)までとし、(10)の次に次のように加える。

- (11) 重層的支援体制整備事業の総括に関する事。

第4条障害福祉企画課の所掌事務中(10)を削り、(11)を(10)とし、(12)から(16)までを(11)から(15)までとする。

第4条新型コロナウイルス感染症対策課の所掌事務を削る。

第4条青少年育成課の所掌事務(6)中「浜石野外センター及び」を削る。

第4条子ども家庭課の所掌事務(1)中「家庭児童相談」を「こども家庭センターに係る事業」に改め、同所掌事務(8)中「、児童扶養手当及び子ども手当」を「及び児童扶養手当」に改める。

第4条商工部の所掌事務の前に次のように加える。

産業基盤強化本部

- (1) 企業の誘致及び留置に関する事。

- (2) 企業の立地環境の整備に関すること。
- (3) 工場の適正立地についての指導調整に関すること。
- (4) 地域経済牽引事業計画の承認等に関すること。

第4条産業政策課の所掌事務中(11)を(12)とし、(10)を削り、(9)を(11)とし、(8)を削り、(7)を(10)とし、(6)を(9)とし、(5)を削り、(4)を(8)とし、(3)を削り、(2)の次に次のように加える。

- (3) 創業者の育成及び支援に関すること。
- (4) スタートアップの育成及び支援に関すること。
- (5) 産業分野における大学、企業及び行政の連携に関すること。
- (6) 産学交流センターの管理に関すること。
- (7) 清水産業・情報プラザの管理に関すること。

第4条産業振興課の所掌事務(1)を次のように改める。

- (1) 中小企業の経営支援及び指導育成に関すること。

第4条産業振興課の所掌事務中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)を削り、(8)を(6)とし、(9)を削り、(10)を(7)とし、(11)及び(12)を削り、(13)を(8)とし、(14)から(18)までを(9)から(13)までとし、(19)から(22)までを削り、(13)の次に次のように加える。

- (14) 電気工事業者の登録等に関すること。

第4条商業労政課の所掌事務中(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)の次に次のように加える。

- (14) こどもクリエイティブタウンの管理に関すること。

第4条中海洋文化都市政策課の所掌事務をBX推進課の所掌事務とし、同所掌事務(2)を次のように改める。

- (2) 海洋関連産業に係る技術革新等の推進に関すること。

第4条BX推進課の所掌事務中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)から(7)までを(4)から(6)までとし、(8)を削り、(9)を(7)とし、(10)を(8)とし、(11)を削り、(12)を(9)とし、(13)を(10)とし、(14)を(11)とし、同所掌事務の次に次のように加える。

清水みなと振興課

- (1) 貿易の振興に関すること。
- (2) 港湾の利用の促進に関すること。

(3) 清水港みなと色彩計画への協力及び調整に関すること。

(4) 友好港に関すること。

第4条農業政策課の所掌事務(18)中「経済事務所」を「葵・駿河農林施設管理事務所」に改める。

第4条農地整備課の所掌事務(6)中「経済事務所」を「葵・駿河農林施設管理事務所」に改める。

第4条中治山林道課の所掌事務を森林政策課の所掌事務とし、同所掌事務中(9)を(17)とし、同所掌事務(8)中「経済事務所」を「葵・駿河農林施設管理事務所」に改め、同(8)を(16)とし、(16)の前に次のように加える。

(12) 森林整備計画策定委員会に関すること。

(13) 市有林に関すること(三保松原に関するものを除く。)

(14) 森林環境基金に関すること。

(15) 森林組合その他林業関連団体の支援及び連絡調整に関すること。

第4条森林政策課の所掌事務中(7)を(11)とし、(1)から(6)までを(5)から(10)までとし、(5)の前に次のように加える。

(1) 林業に係る政策の企画及び調整に関すること。

(2) 森林環境及び森林保全に関すること。

(3) 林業の振興及び指導に関すること。

(4) 林産物の消費拡大に関すること。

第4条中水産漁港課の所掌事務を水産振興課の所掌事務とする。

第4条中山間地振興課の所掌事務中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)及び(7)を削り、(8)を(5)とし、(9)から(13)までを削る。

第4条都市計画課の所掌事務中(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、同所掌事務の次に次のように加える。

景観まちづくり課

(1) まちづくりに係る企画及び調整に関すること。

(2) まちづくり支援計画に関すること。

(3) 市街地の再開発事業等に関すること。

(4) 土地区画整理事業(他の課かいの所管に属するものを除く。)に関すること。

(5) 静岡都心地区の整備に関すること。

(6) 静岡駅南口駅前広場再整備検討委員会に関すること。

- (7) 都市景観の形成に関する事。
- (8) 景観審議会に関する事。
- (9) 都市景観表彰選考委員会に関する事。
- (10) ユニバーサルデザインの計画に関する事。
- (11) 屋外広告物に関する事。
- (12) 屋外広告物審議会に関する事。

第4条中開発指導課の所掌事務を開発審査課の所掌事務とし、同所掌事務に次のように加える。

- (15) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に関する事。
- (16) 静岡県盛土等の規制に関する条例（令和4年静岡県条例第20号）に基づく市の事務に関する事。
- (17) 宅地耐震化推進事業に関する事。
- (18) 被災宅地危険度判定に関する事。

第4条市街地整備課の所掌事務を削る。

第4条中清水都市整備課の所掌事務を清水まちづくり推進課の所掌事務とする。

第4条中公園整備課の所掌事務を公園建設管理課の所掌事務とする。

第4条建築総務課の所掌事務を次のように改める。

- (1) 建築に係る政策の企画に関する事。
- (2) 市有建築物の耐震対策に関する事。
- (3) 市有建築物の建築に係る企画及び調整の総括に関する事。
- (4) 市有建築物（市営住宅を除く。）の建築計画の総括に関する事。
- (5) 市有建築物の施設保全計画に関する事。
- (6) 市有建築物の適正管理の推進に関する事。
- (7) 市有建築物の地球温暖化対策の整備基準及び技術支援に関する事。
- (8) 屋外広告物審議会に関する事。
- (9) 部の庶務に関する事。

第4条中建築指導課の所掌事務を建築安全推進課の所掌事務とし、同所掌事務（17）中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第4条住宅政策課の所掌事務中（12）を（14）とし、（11）を削り、（10）の次に次のように加える。

- (11) 管理不全空家等に対する是正及び指導に関すること。
- (12) 特定空家等に対する指導及び措置指導に関すること。
- (13) 空き家に関する問題の発生予防及び解消に関すること。

第4条設備課の所掌事務（1）及び（2）を次のように改める。

- (1) 市有建築物の設備に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 市有建築物の設備計画に関すること。

第4条道路保全課の所掌事務（10）中「土木センター」を「静岡土木センター」に改める。

第4条清水道路整備課の所掌事務（9）の次に次のように加える。

- (10) 清水土木センターに関すること。

第4条の2中「福祉総務課を」の次に「、経済局にあつては産業政策課を」を加える。

第6条の2第4項第6号中「及び県民税」を「、県民税及び森林環境税」に改める。

第13条の2第2項中「及び治験・臨床研究管理室」を「、治験・臨床研究管理室及びシステム管理室」に改め、同条第4項中「、治験・臨床研究管理室」の次に「、システム管理室」を加え、同項治験・臨床研究管理室の所掌事務の次に次のように加える。

システム管理室

- (1) 医療情報システム及びネットワークの管理に関すること。
- (2) 医療におけるデジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。

第13条の2第7項病院総務課の所掌事務を次のように改める。

病院経営企画課

- (1) 企画及び総合調整に関すること。
- (2) 病院事業に係る各種情報の収集及び分析並びに発信に関すること。
- (3) 静岡市立清水病院経営計画評価会議に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 経理に関すること。
- (6) 出納に関すること。
- (7) 病院事業資産の取得、管理及び処分に関すること。
- (8) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (9) 物品の調達及び管理に関すること。
- (10) 防災及び消防計画に関すること。
- (11) 施設基準等の管理に関すること。
- (12) 清水病院の庶務に関すること。

第13条の2第7項病院施設課の所掌事務を削る。

第13条の2第7項医事課の所掌事務(2)中「収納」を「収納等」に改め、同所掌事務中(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)から(10)までを(7)から(9)までとする。

第19条の見出しを「(葵・駿河農林施設管理事務所)」に改め、同条第1項中「経済関係事務」を「農林関係事務」に、「経済事務所」を「葵・駿河農林施設管理事務所」に改め、同条第2項中「経済事務所」を「葵・駿河農林施設管理事務所」に改め、同条第3項中「経済事務所に経済係」を「葵・駿河農林施設管理事務所に管理係」に改め、同条第4項中「経済事務所」を「葵・駿河農林施設管理事務所」に改め、同項第1号中「経済関係団体」を「農林業関係団体」に改める。

第22条第1項中「、危機管理総室に危機管理総室長、危機管理総室次長及び次長補佐を」を削り、「次長補佐を、課に」を「次長補佐を、産業基盤強化本部に産業基盤強化本部長、産業基盤整備強化本部次長及び次長補佐を、課に」に改め、同条第2項中「経済事務所に経済事務所長」を「葵・駿河農林施設管理事務所に葵・駿河農林施設事務所長」に改め、同条第3項中「経済事務所」を「葵・駿河農林施設管理事務所」に改め、同条第4項中「、危機管理総室長」を削り、「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部長」の次に「、産業基盤強化本部長」を加え、「、危機管理総室次長」を削り、「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長」の次に「、産業基盤強化本部次長」を加え、「経済事務所長」を「葵・駿河農林施設事務所長」に改め、同条第5項中「、危機管理総室長」を削り、「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部長」の次に「、産業基盤強化本部長」を加え、「、危機管理総室次長」を削り、「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長」の次に「、産業基盤強化本部次長」を加え、「経済事務所長」を「葵・駿河農林施設管理事務所長」に、「局、危機管理総室」を「局」に改め、「市長公室、地域包括ケア・誰もが活躍推進本部」の次に「、産業基盤強化本部」を加え、「経済事務所、」を「葵・駿河農林施設管理事務所、」に改め、同条第6項中「及び危機管理総室長」を削る。

第23条第1項中「局理事、別に定める」の次に「担当局次長、」を、「主査」の次に「、指導保育教諭」を加え、同条第3項中「健康長寿推進監を」の次に「、子育て教育に係る政策に関する事務を処理するため子ども未来局に子育て教育政策監を」を加え、同条第4項中「局理事」の次に「、担当局次長」を、「健康長寿推進監」の次に「、子育て教育政策監」を、「主査」の次に「、指導保育教諭」を加え、同条第5項中「局理事」の次に「、担当局次長」を、「健康長寿推進監」の次に「、子育て教育政策監」を加え、同条第6項中「主査」の次に「、指導保育教諭」を加える。

第24条第1項中「、総室に総室付」を削り、同条第2項中「、総室付」を削る。

第26条第1項、第3項及び第4項中「治験・臨床研究管理室長」の次に「、システム管理室長」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(静岡市公文書管理規則の一部改正)

2 静岡市公文書管理規則（平成15年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「危機管理総室及び地域包括ケア・誰もが活躍推進本部」を「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部及び産業基盤強化本部」に改め、同条第6号中「危機管理総室にあつては危機管理総室次長、」を削り、「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長」の次に「、産業基盤強化本部にあつては産業基盤強化本部次長」を加える。

(静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

3 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成15年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「科長、技監」の次に「、システム管理室長」を加え、「動物指導センター所長」を「動物愛護センター所長」に改める。

(静岡市予算規則の一部改正)

4 静岡市予算規則（平成15年静岡市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総室及び」を削り、同条第5号中「(危機管理総室にあつては、副市長をいう。以下同じ。)」を削る。

(静岡市物品管理規則の一部改正)

5 静岡市物品管理規則（平成15年静岡市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「危機管理総室及び地域包括ケア・誰もが活躍推進本部」を「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部及び産業基盤強化本部」に、「動物指導センター」を「動物愛護センター」に、「経済事務所」を「葵・駿河農林施設管理事務所」に改める。

(静岡市都市計画法施行細則の一部改正)

6 静岡市都市計画法施行細則（平成15年静岡市規則第208号）の一部を次のように改正する。

第22条中「都市局都市計画部開発指導課」を「都市局都市計画部開発審査課」に改める。

(静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部改正)

7 静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第235号）の一部を次のように改正する。

第24条中「都市局建築部建築指導課」を「都市局建築部建築安全推進課」に改める。

(静岡市環境審議会規則の一部改正)

- 8 静岡市環境審議会規則（平成16年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第6条中「環境局環境創造課」を「環境局GX推進課」に改める。

(静岡市市民自治推進審議会規則の一部改正)

- 9 静岡市市民自治推進審議会規則（平成17年静岡市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第7条中「企画局企画課」を「総合政策局企画課」に改める。

(静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

- 10 静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則（平成19年静岡市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1 検診・検査等業務手当の項中「動物指導センター」を「動物愛護センター」に改め、同別表その他市規則で定める手当の項中「公園整備課」を「公園建設管理課」に改める。

(静岡市副市長事務分担規則の一部改正)

- 11 静岡市副市長事務分担規則（平成23年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「企画局」を「総合政策局」に、「危機管理総室」を「危機管理局」に改める。

(静岡市立の幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭等の指導改善研修に関する規則の一部改正)

- 12 静岡市立の幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭等の指導改善研修に関する規則（平成27年静岡市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「勤務する」の次に「指導保育教諭、」を加える。

静岡市規則第10号

静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市区役所事務分掌規則（平成17年静岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「係を」を「係又はセンターを」に改め、同条第1号の表中

「

福祉事務所名	課名	係名
葵福祉事務所	生活支援課	地域福祉係 生活福祉第1係 生活福祉第2係 生活福祉第3係 生活福祉第4係

を

」

「

福祉事務所名	課名	係又はセンター名
葵福祉事務所	生活支援課	地域福祉係 生活福祉第1係 生活福祉第2係 生活福祉第3係 生活福祉第4係 生活福祉第5係

に、

」

「

子育て支援課	入園係 給付係 家庭児童相談係
--------	-----------------

を

」

「

子育て支援課	入園係 給付係 こども家庭センター
--------	-------------------

に

」

改め、同条第2号の表中

「

福祉事務所名	課名	係名

を

」

「

福祉事務所名	課名	係又はセンター名	に、
--------	----	----------	----

」

「

	子育て支援課	入園係 給付係 家庭児童相談係	を
	高齢介護課	高齢者福祉係 介護保険第1係 介護保険第2係 認定調査係	

」

「

	子育て支援課	入園係 給付係 こども家庭センター	に
	高齢介護課	高齢者福祉係 介護保険係 認定調査係	

」

改め、同条第3号の表中

「

福祉事務所名	課名	係名	を
--------	----	----	---

」

「

福祉事務所名	課名	係又はセンター名	に、
--------	----	----------	----

」

「

	子育て支援課	入園係 給付係 家庭児童相談係	を
--	--------	-----------------	---

」

「

	子育て支援課	入園係 給付係 こども家庭センター	に
--	--------	-------------------	---

」

改める。

第4条井川支所、長田支所及び蒲原支所の所掌事務（5）中「連絡調整」を「連絡調整等」に、「蒲原支所に限る」を「井川支所を除く」に改め、同所掌事務（7）中「連絡」を「連絡調整等」に改め、同所掌事務（8）中「長田支所に限る」を「井川支所を除く」に改め、同所掌事務（9）中「防犯灯の」の次に「設置及び」を加え、「長田支所に限る」を「井川支所を除く」

に改め、同所掌事務（13）中「蒲原支所に限る」を「井川支所を除く」に改める。

第4条子育て支援課の所掌事務（1）中「、児童扶養手当及び子ども手当」を「及び児童扶養手当」に改め、同所掌事務（13）を次のように改める。

（13）こども家庭センターに関すること（母子保健に関するものに限る。）。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市規則第11号

静岡市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市福祉事務所事務分掌規則(平成16年静岡市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「係を」を「係又はセンターを」に改め、同条第1号の表中

「

課名	係名
生活支援課	地域福祉係 生活福祉第1係 生活福祉第2係 生活福祉第3係 生活福祉第4係

を」

「

課名	係又はセンター名
生活支援課	地域福祉係 生活福祉第1係 生活福祉第2係 生活福祉第3係 生活福祉第4係 生活福祉第5係

に、」

「

子育て支援課	入園係 給付係 家庭児童相談係
--------	-----------------

を」

「

子育て支援課	入園係 給付係 こども家庭センター
--------	-------------------

に」

改め、同条第2号の表中

「

課名	係名

を」

「

課名	係又はセンター名
----	----------

 に、
 」

「

子育て支援課	入園係 給付係 家庭児童相談係
--------	-----------------

 を
 」

「

子育て支援課	入園係 給付係 こども家庭センター
--------	-------------------

 に
 」

改め、同条第3号の表中

「

課名	係名
----	----

 を
 」

「

課名	係又はセンター名
----	----------

 に、
 」

「

子育て支援課	入園係 給付係 家庭児童相談係
--------	-----------------

 を
 」

「

子育て支援課	入園係 給付係 こども家庭センター
--------	-------------------

 に
 」

改める。

第4条子育て支援課の所掌事務（4）を次のように改める。

（4）こども家庭センターに関すること（母子保健に関するものを除く。）。

第4条子育て支援課の所掌事務に次のように加える。

（7）要保護児童対策地域協議会に関すること（総合調整に関するものを除く。）。

第4条蒲原出張所の所掌事務（4）を次のように改める。

（4）こども家庭センターに関すること（母子保健に関するものを除く。）。

第5条第1項中「に所長」を「に福祉事務所長」に改め、「係長を」の次に「、センターに所

長を」を加え、同条第3項中「所長、」を「福祉事務所長、」に改め、「係長」の次に「、所長」を加え、同条第4項中「福祉事務所の所長」を「福祉事務所長」に改め、「係長」の次に「、所長」を加え、「該当する所長、参与、課長、出張所長」を「該当する福祉事務所長、参与、課長、蒲原出張所長」に改める。

第6条第1項中「所長、」を「福祉事務所長、」に、「又は係長」を「、係長又は所長」に、「又は係に」を「、係又はセンターに」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市規則第12号

静岡市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市保健所事務分掌規則（平成16年静岡市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

保健予防課	医療援護係 難病支援係 結核・感染症係 新型 感染症係 予防接種係	を
保健所総務課	管理係 疾病対策係	に、
感染症対策課	予防接種係 結核・感染症係	
保健所清水支所	保健予防係 生活食品衛生係	を
保健所清水支所	疾病対策係 生活食品衛生係	に

改める。

第4条保健予防課の所掌事務を次のように改める。

保健所総務課

- (1) 保健所運営協議会に関すること。
- (2) 養育医療、育成医療その他の医療援護に関すること。
- (3) 小児慢性特定疾病審査会に関すること。
- (4) 難病に関すること。

- (5) 難病患者在宅療養支援計画策定・評価委員会に関する事。
- (6) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第8条第2項の規定による報告に関する事。
- (7) 保健所の維持管理及び保健所内外の取締りに関する事。
- (8) 所管に係る事務についての保健所清水支所との連絡調整に関する事。
- (9) 所の庶務に関する事。

第4条保健所総務課の次に次のように加える。

感染症対策課

- (1) 予防接種に関する事。
- (2) 予防接種健康被害調査委員会に関する事。
- (3) 感染症に関する事（他の課かいの所管に属するものを除く。）。
- (4) 感染症診査協議会に関する事。
- (5) 感染症対策協議会に関する事。
- (6) 結核に関する事（他の課かいの所管に属するものを除く。）。
- (7) 健康危機管理に関する事。
- (8) 所管に係る事務についての保健所清水支所との連絡調整に関する事。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市規則第13号

静岡市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防局の組織等に関する規則（平成15年静岡市規則第245号）の一部を次のように改正する。

第2条中「局に」の次に「消防管理室及び」を加える。

第3条の見出し中「課」を「室及び課」に改め、同条中「の表」を削り、「各課」を「室及び各課」に改め、同条消防部の所掌事務の前に次のように加える。

消防管理室

- (1) 消防事務の監察に関すること。
- (2) 警防業務の監察に係る助言及び支援に関すること。
- (3) 局の内部統制の総括に関すること。
- (4) 消防長の命による特定の事務に関すること。

第6条第1項中「室長」の次に「及び室長補佐」を加える。

第7条第1項中「及び課長」を「課長及び室長」に改め、「課長補佐」の次に「室長補佐」を加え、「室長」を削り、同条第2項中「担当部長」の次に「消防管理監」を、「課長」の次に「室長」を加え、「主幹、室長」を「室長補佐、主幹」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(静岡市物品管理規則の一部改正)
- 2 静岡市物品管理規則（平成15年静岡市規則第51号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「消防局に置かれる課」の次に「及び室」を加える。
第9条第2項中「課」の次に「及び室」を加える。
(静岡市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則の一部改正)
- 3 静岡市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則（平成15年静岡市規則第248号）の一部を次のように改正する。

別表中「、室長」を削る。

静岡市規則第14号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月26日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「第14条の6」を「第14条の4」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市規則第15号

静岡市知的障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月26日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市知的障害者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市知的障害者福祉施設条例施行規則（平成15年静岡市規則第117号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

別表を削る。

様式第1号中

「

支給決定期間	年 月 日～ 年 月 日
食事提供体制加算	有 ・ 無

を

」

「

支給決定期間	年 月 日～ 年 月 日
--------	--------------

に

」

改め、同様式（注）を削る。

様式第2号中

「

利 用 料 金	利用者負担割合	1割	利用者負担上限月額	円
食 費 等 負 担 額	1日につき	円		
	1回につき	円		

を

」

「

利 用 料 金	利用者負担割合	1割	利用者負担上限月額	円
---------	---------	----	-----------	---

に

」

改める。

様式第4号中「第8条関係」を「第7条関係」に、「第8条の」を「第7条の」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「第8条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第16号

静岡市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月26日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市法定外公共物管理条例施行規則（平成15年静岡市規則第241号）の一部を次のように改正する。

様式第21号中

「

寄附物件の表示	財産の所在	
	地目	公衆用道路・用悪水路
	地積	

を

」

「

寄附財産の表示	所在	
	地目	
	面積	

に、

」

「

添付書類	(1) 位置図 (2) 案内図 (3) 平面図 (4) 公図写し
	(5) 求積図 (6) 土地法典図 (7) 現況写真
	(8) 所有権移転登記承諾書 (9) 印鑑証明書
	(10) 登記事項証明書

を

」

「

添付書類	(1) 位置図 (2) 案内図 (3) 平面図 (4) 公図写し
	(5) 求積図 (6) 登記事項証明書 (7) 現況写真
	(8) 土地贈与契約書 (9) 所有権移転登記承諾書

に

（10）印鑑証明書 （11）その他市長が必要と認める書類（ ）

改める。

様式第22号から第25号までを次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第17号

静岡市歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月26日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

静岡市歯科技工士法施行細則（平成26年静岡市規則第47号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

歯科技工業務に従事する 者の氏名		を
---------------------	--	---

」

「

歯科技工業務に従事する者	氏名	リモートワークを行う場所及び電話番号 (リモートワークを行う場合に限る。)	に

」

改め、同様式（注）を次のように改める。

（注）

- 1 歯科技工業務に従事する者の歯科医師免許証又は歯科技工士免許証の写しを添付してください。
- 2 「リモートワーク」とは、開設の場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務をいいます。

様式第2号中

変 更 事 項	1. 開設者の住所及び氏名 2. 歯科技工士の名称 3. 歯科技工所の場所 4. 管理者の住所及び氏名 5. 歯科技工業務に従事する者の氏名 6. 構造設備の概要及び平面図 (※該当する番号に○を付けてください。)	を
---------	---	---

変 更 事 項	1. 開設者の住所及び氏名 2. 歯科技工士の名称 3. 歯科技工所の場所 4. 管理者の住所及び氏名 5. 歯科技工業務に従事する者の氏名(リモートワークを行う場合は、リモートワークを行う場所及び電話番号を含む。) 6. 構造設備の概要及び平面図 (※該当する番号に○を付けてください。)	に
---------	---	---

改め、同様式(注)に次のように加える。

- 3 「リモートワーク」とは、開設の場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務をいいます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第18号

静岡市漁港管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月26日

静岡市長 難波喬司

静岡市漁港管理規則の一部を改正する規則

静岡市漁港管理規則（平成15年静岡市規則第201号）の一部を次のように改正する。

目次中「漁港漁場整備法施行細則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則」に改める。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

「第2章 漁港漁場整備法施行細則」を「第2章 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則」に改める。

第7条中「漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第12条第1項」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第47号）第29条第1項」に改める。

第8条第2号中「第38条」を「第38条第1項」に改める。

第10条第8項中「経済局農林水産部水産漁港課」を「経済局農林水産部水産振興課」に改める。

第20条第5号中「漁港漁場整備法施行規則第8条の2」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第17条」に改める。

様式第1号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

様式第2号中「漁港漁場整備法第38条」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律第38条第1項」に改める。

様式第4号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市規則第19号

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月26日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（平成17年静岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第33条第7項」を「第33条第9項」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 法第33条第6項の規定による入院の期間を更新した場合 医療保護入院者の入院期間更新届（様式第26号の2）

第21条中「第33条の7第1項」を「第33条の6第1項」に改める。

第21条の2中「第33条の7第6項」を「第33条の6第6項」に改める。

第21条の3中「第33条の7第2項後段」を「第33条の6第2項後段」に改める。

第22条中「第33条の7第5項」を「第33条の6第5項」に、「特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録」を「特定医師による応急入院届及び記録」に改める。

第23条中「し、同条第2項において準用する同条第1項の規定による報告は、医療保護入院者の定期病状報告（様式第31号）により行うものと」を削る。

第23条の2中「様式第31号の2」を「様式第31号」に改める。

様式第7号中「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に改める。

様式第10号その1中「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に改める。

様式第25号中

「

家族等の同意により 入院した年月日	年 月 日	今 回 の 入院年月日	入院形態 年 月 日 ()
----------------------	-------	----------------	-------------------

を

」

家族等の同意により 入院した年月日	年 月 日	今 回 の 入院年月日	年 月 日
今回の医療保護入院 の入院期間	年 月 日まで	入 院 形 態	

に、

入院を必要と認 めた精神保健 指 定 医 氏 名	署名				
同意をした家族 等	氏 名	(男・女)	続柄	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
	氏 名	(男・女)	続柄	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区	

を

入院を必要と認 めた精神保健 指 定 医 氏 名	署名				
選任された退院 後生活環境相談 員 の 氏 名					
同意をした家族 等	氏 名	(男・女)	続柄	生 年 月 日	年 月 日
		(男・女)	続柄		年 月 日

に

住 所	都道	郡市	町村
	府県	区	区
	都道	郡市	町村
	府県	区	区

改め、同様式（注）2中「第33条の7第2項」を「第33条の6第2項」に改め、同様式（注）10を削り、同様式（注）中9を10とし、3から8までを4から9までとし、2の次に3として次のように加える。

- 3 今回の医療保護入院の入院期間の欄は、家族等の同意により入院した日から3月を上限とした年月日を記載してください。

様式第26号（注）2中「第33条の7第2項入院」を「第33条の6第2項入院」に改める。

様式第26号の2を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第28号中「第33条の7第1項」を「第33条の6第1項」に改める。

様式第28号の2中「第33条の7第6項」を「第33条の6第6項」に改める。

様式第28号の2の2中「第33条の7第2項後段」を「第33条の6第2項後段」に改め、同様式(注)4中「第33条の7第1項」を「第33条の6第1項」に改める。

様式第28号の3中「第33条の7第1項」を「第33条の6第1項」に改める。

様式第29号の2中「応急入院者(法第33条の7第2項)の入院届」を「応急入院届」に改める。

様式第30号中

「

病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症
	ICD カテゴリー()	ICD カテゴリー()	
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。)	(主たる陳述者氏名 続柄)		
初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)		
前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)		
初回から前回までの入院回数	計 回		

を

」

「

病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症
	ICD カテゴリー()	ICD カテゴリー()	

に、

」

「

日常生活の 介助指導	i 極めて手間のかかる介助	ii 比較的簡単な
	介助と指導	iii 生活指導を要する

を

	必 要 性	iv その他 ()
--	-------	------------

「

	日常生活の 介 助 指 導 必 要 性	i 極めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な 介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他 ()
退院に向けた取組 の状況（選任され た退院後生活環境 相談員との相談状 況、地域援助事業 者の紹介状況等に ついて）	選任された退院後生活環境相談員 () 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必 要性の有無 (あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況 ()	

に、

「強制的性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に改め、同様式（注）1中「特定医師」を「精神保健指定医」に改め、同様式（注）2中「第33条の7第2項入院」を「第33条の6第2項入院」に改め、同様式（注）中3から6までを削り、7を3とし、8から10までを4から6までとし、6の次に次のように加える。

7 退院に向けた取組の状況の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載してください。

様式第30号（注）中11を8とする。

様式第31号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第31号の2を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第20号

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成28年静岡市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第6条の表中

「

<p>1 地方税法(昭和25年法律第226号)第24条の5第1項の規定による個人の県民税の非課税及び同法第295条第1項の規定による個人の市民税の非課税に関する事務</p>	<p>納税義務者に係る生活保護実施関係情報（生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の規定による保護の開始若しくは同条第9項において準用する同条第1項の規定による保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止に関する情報をいう。以下同じ。）</p>
--	---

を

」

「

<p>1 地方税法(昭和25年法律第226号)第24条の5第1項の規定による個人の県民税の非課税及び同法第295条第1項の規定による個人の市民</p>	<p>納税義務者に係る生活保護実施関係情報（生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の規定による保護の開始若しくは同条第9項において準</p>
---	--

税の非課税並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第4条第1項の規定による森林環境税の非課税に関する事務	用する同条第1項の規定による保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止に関する情報をいう。以下同じ。）	に、
---	---	----

「 4 地方税法第323条の市民税の減免に関する事務	納税義務者又は当該納税義務者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険関係情報	を
-------------------------------	--	---

「 4 地方税法第323条の規定による市民税の減免及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第11条の規定による森林環境税の免除に関する事務	納税義務者又は当該納税義務者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険関係情報	に
--	--	---

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市規則第21号

静岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

静岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年静岡市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は第2項」を「、第2項又は第5項から第7項まで」に改め、同条第2号中「いずれかにも」を「いずれにも」に改め、同号ア中「第4条において」を「以下」に改め、同号イ中「建築しようとする住宅が、」を削り、「受けている」の次に「住宅である」を加え、同条第3号中「建築をしようとする住宅又はその部分が」を削り、「以下同じ。）を」を「）を」に、「もの」を「住宅又は適合する住宅の部分を含む住宅」に改め、同条第4号中「建築をしようとする住宅又はその部分が」を削り、「認証型式住宅部分等」の次に「を含む住宅」を加え、同条に次の1項を加える。

2 品確法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請をする場合には、前項の規定にかかわらず、同項第3号から第5号までに掲げる図書を当該申請に添えることを要しない。

第3条第1号中「前条第3号」を「前条第1項第3号」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、「表」を「表1、表2又は表3」に改め、同条第2号中「前条第4号」を「前条第1項第4号」に、「表」を「表1、表2又は表3」に改める。

第4条中「（法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を削る。

第5条第1項中「又は第12条」を「、第13条第1項、第14条又は第18条第1項」に改め、同条第2項を削る。

第7条中「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書」を「認定長期優良住宅建築等計画
認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全
維持保全を取りやめる旨の申出書」に改める。

本則に次の1条を加える。

(容積率の特例に係る許可申請書の添付図書)

第8条 省令第18条第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の表に掲げるものとする。

図書又は書面の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図の写し又は同条第4項の地図に準ずる図面の写しをいう。）		様式第5号
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	
日影図	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の書類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	
駐車計画図		
防災避難計画書		

様式第4号中「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取り
やめる旨の申出書」を「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全
認定長期優良住宅維持保全計画維持保全
を取りやめる旨の申出書」に、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計
画 長期優良住宅維持
保全
計画」の」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第22号

静岡市母子家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市母子家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則

静岡市母子家庭等医療費助成規則（平成15年静岡市規則第114号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市ひとり親家庭等医療費助成規則

第1条中「母子家庭の母、父子家庭の」を「ひとり親家庭の母又は」に改める。

第2条第1項中「母子家庭」を「ひとり親家庭」に改め、同項第9号中「第10条第1項」の次に「及び第10条の2」を加え、同条第2項中「父子家庭」を「ひとり親家庭」に改める。

第3条第1項及び第2項中「母子家庭の母又は父子家庭の」を「ひとり親家庭の母又は」に改める。

第5条第1項中「母子家庭等医療費助成金受給者証交付申請書」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給者証交付申請書」に改める。

第6条第1項中「母子家庭等医療費助成金受給者証」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給者証」に改め、同条第3項中「母子家庭等医療費助成金受給者証交付申請却下通知書」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給者証交付申請却下通知書」に改める。

第8条第1項中「母子家庭等医療費助成金支給申請書」を「ひとり親家庭等医療費助成金支給申請書」に改め、同条第2項中「母子家庭等医療費明細書」を「ひとり親家庭等医療費明細書」に改め、同条第3項中「母子家庭等医療費助成金支給申請書」を「ひとり親家庭等医療費助成金支給申請書」に、「母子家庭等医療費明細書」を「ひとり親家庭等医療費明細書」に改める。

第9条中「第2項」を「同条第2項」に改める。

第10条第1項中「母子家庭等医療費助成金受給者証更新申請書」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給者証更新申請書」に改める。

第11条第1項中「母子家庭等医療費助成金受給者証交付申請事項変更届出書」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給者証交付申請事項変更届出書」に、「第3号及び第4号」を「第4号及

び第5号」に改める。

第12条第1項中「母子家庭等医療費助成金受給資格喪失届出書」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給資格喪失届出書」に改め、同条第4項中「母子家庭等医療費助成金受給資格喪失通知書」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給資格喪失通知書」に改める。

第13条中「母子家庭等医療費助成金受給者証再交付申請書」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給者証再交付申請書」に改める。

第14条第2項中「母子家庭等医療費助成金受給資格取消通知書」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給資格取消通知書」に改める。

第15条第2項中「母子家庭等医療費助成金返還命令書」を「ひとり親家庭等医療費助成金返還命令書」に改める。

第16条第2項中「母子家庭等医療費助成金支給調整通知書」を「ひとり親家庭等医療費助成金支給調整通知書」に改める。

様式第1号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第2号その1及びその2中「母子家庭等医療費」を「ひとり親家庭等医療費」に改める。

様式第3号（表）中「母子家庭等医療費助成金受給資格者」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給資格者」に、「母」を「ひ」に、「母子家庭等医療費助成金受給者証」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給者証」に改め、同様式（裏）中「母子家庭等で」を「ひとり親家庭等で」に、「母子家庭等医療費助成は」を「ひとり親家庭等医療費助成は」に、「母子家庭の母及び父子家庭の」を「ひとり親家庭の母又は」に、「母子家庭等医療費明細書」を「ひとり親家庭等医療費明細書」に、「母子家庭等医療費助成金受給資格者」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給資格者」に改める。

様式第4号中「母子家庭等医療費助成金受給者証交付申請却下通知書」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給者証交付申請却下通知書」に、「母子家庭等医療費助成金受給者証の」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給者証の」に改める。

様式第5号中「母子家庭等医療費助成金支給申請書」を「ひとり親家庭等医療費助成金支給申請書」に改める。

様式第5号の2その1及びその2中「母子家庭等医療費明細書」を「ひとり親家庭等医療費明細書」に改める。

様式第5号の2その3中「母子家庭等医療費明細書」を「ひとり親家庭等医療費明細書」に、「母子家庭等医療費の」を「ひとり親家庭等医療費の」に改める。

様式第6号中「母子家庭等医療費助成金受給者証更新申請書」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給者証更新申請書」に、「母子家庭等医療費助成金受給者証の」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給者証の」に、「母子家庭等と」を「ひとり親家庭と」に改める。

様式第7号中「母子家庭等医療費助成金受給者証交付申請事項変更届出書」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給者証交付申請事項変更届出書」に改める。

様式第8号中「母子家庭等医療費助成金受給資格喪失届出書」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給資格喪失届出書」に、「母子家庭等で」を「ひとり親家庭等で」に改める。

様式第9号中「母子家庭等医療費助成金受給資格喪失通知書」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給資格喪失通知書」に、「母子家庭等医療費助成金」を「ひとり親家庭等医療費助成金」に、「母子家庭等医療費助成金受給者証」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給者証」に改める。

様式第10号中「母子家庭等医療費助成金受給者証再交付申請書」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給者証再交付申請書」に改める。

様式第11号中「母子家庭等医療費助成金受給資格取消通知書」を「ひとり親家庭等医療費助

成金受給資格取消通知書」に、「母子家庭等医療費助成金の」を「ひとり親家庭等医療費助成金の」に、「母子家庭等医療費助成金受給者証」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給者証」に改める。

様式第12号中「母子家庭等医療費助成金返還命令書」を「ひとり親家庭等医療費助成金返還命令書」に、「母子家庭等医療費助成金の」を「ひとり親家庭等医療費助成金の」に改める。

様式第13号中「母子家庭等医療費助成金支給調整通知書」を「ひとり親家庭等医療費助成金支給調整通知書」に、「母子家庭等医療費助成金の」を「ひとり親家庭等医療費助成金の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第9号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市母子家庭等医療費助成規則の様式により交付されている同規則第6条の受給者証は、当該受給者証の有効期間の満了の日又は当該受給者証の再交付をうけるまでの間は、この規則による改正後の静岡市ひとり親家庭等医療費助成規則の様式により交付された受給者証とみなす。

(静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成28年静岡市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第5条中「定める」の次に「母子家庭等に係る医療費の助成に関する」を加え、同条各号中「静岡市母子家庭等医療費助成規則」を「静岡市ひとり親家庭等医療費助成規則」に改める。

第16条の表中「母子家庭等医療費助成関係情報」を「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」に、「母子家庭等医療費助成規則」を「静岡市ひとり親家庭等医療費助成規則」に改める。

第19条の表中「係る母子家庭等医療費」を「係るひとり親家庭等医療費」に、「静岡市母子家庭等医療費助成規則に基づく母子家庭等医療費」を「静岡市ひとり親家庭等医療費助成規則に基づくひとり親家庭等医療費」に改める。

第34条の表中「静岡市母子家庭等医療費助成規則」を「静岡市ひとり親家庭等医療費助成

規則」に改める。

(静岡市会計規則の一部改正)

- 4 静岡市会計規則(平成15年静岡市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第75条第19号中「静岡市母子家庭等医療費助成規則」を「静岡市ひとり親家庭等医療費助成規則」に改める。

(静岡市児童福祉法等施行細則の一部改正)

- 5 静岡市児童福祉法等施行細則(平成15年静岡市規則第110号)の一部を次のように改正する。

様式第5号の2(表面)中「母子家庭等医療費受給者証」を「ひとり親家庭等医療費助成金受給者証」に改め、同様式(裏面)(注)3(2)中「母子家庭等医療費助成金受給者証」を「ひとり親家庭等医療費受給者証」に改める。

(静岡市重度心身障害者医療費助成規則の一部改正)

- 6 静岡市重度心身障害者医療費助成規則(平成15年静岡市規則第126号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第4号中「静岡市母子家庭等医療費助成規則」を「静岡市ひとり親家庭等医療費助成規則」に改める。

様式第4号の2その3中「母子家庭等医療費」を「ひとり親家庭等医療費」に改める。

(静岡市精神障害者医療費助成規則の一部改正)

- 7 静岡市精神障害者医療費助成規則(平成15年静岡市規則第128号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「静岡市母子家庭等医療費助成規則」を「静岡市ひとり親家庭等医療費助成規則」に改める。

様式第1号中「母子家庭等医療費助成」を「ひとり親家庭等医療費助成」に改める。

静岡市規則第23号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「危機管理総室及び地域包括ケア・誰もが活躍推進本部」を「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部及び産業基盤強化本部」に、「動物指導センター」を「動物愛護センター」に、「経済事務所」を「葵・駿河農林施設管理事務所」に改め、「消防局に置かれる課」の次に「及び室」を加え、同条第9号中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第4条、第12条及び第15条中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第16条中「直ちに」を削る。

第23条の表中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第31条第1項中「政令第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に、「又は政令第158条の2第1項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第4項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2若しくは介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2の規定により歳入金の収納の事務を私人に委託し」を削る。

第32条を次のように改める。

第32条 削除

第33条（見出しを含む。）中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第34条を次のように改める。

第34条 削除

第75条第23号を次のように改める。

(23) 物価高騰重点支援給付金

第91条中「政令第165条の3第1項」を「法第243条の2第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により支出事務を委託したときは、その旨を告示しなければならない。

第92条を次のように改める。

第92条 削除

第121条第2項中「経済事務所」を「葵・駿河農林施設管理事務所」に、「清水都市整備課」を「清水まちづくり推進課」に改める。

第123条第4項中「即日又は翌日」を「収納した日の翌日から起算して7日を経過する日（当該日が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日に該当するときは、その翌営業日）までに」に改める。

第124条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 区会計管理者又は現金出納員等は、交付を受けた釣銭資金に係る現金を翌年度に継続して保管しようとするときは、当該年度の末日までにその保管状況を会計管理者に報告しなければならない。

第125条第1項中「年度終了後又は」を削る。

第130条第1項中「徴収（収納）事務受託者及び支出事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第162条を次のように改める。

（指定公金事務取扱者の帳簿）

第162条 徴収又は収納事務の委託を受けた指定公金事務取扱者は、出納金受払簿（当該受払簿に準じた電磁的記録を含む。）を備えなければならない。

- 2 支出に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者は、支払資金受払簿（様式第25号）を備えなければならない。

第163条を次のように改める。

第163条 削除

別表第1中

「

危機管理総室	次長	防災物品売払収入の収納	所属職員
総務局市長公室東 京事務所	所長	所管に係る諸収入の収納	所属職員

を

」

「

総務局市長公室東 京事務所	所長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
------------------	----	-------------	------

に、

」

「	財政局税務部納税課	課長	市税（個人の県民税を含む。以下同じ。）に係る徴収金、地方税法第20条の4の規定により嘱託を受けた徴収金及び所管に係る諸収入の収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員	を
---	-----------	----	--	------	---

「	財政局税務部納税課	課長	市税（個人の県民税、森林環境税を含む。以下同じ。）に係る徴収金、地方税法第20条の4の規定により嘱託を受けた徴収金及び所管に係る諸収入の収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員	に、
---	-----------	----	--	------	----

「	観光交流文化局観光・MICE推進課	課長	三保真崎グラウンドゴルフ場使用料の収納	所属職員	を
---	-------------------	----	---------------------	------	---

「	観光交流文化局観光政策課	課長	三保真崎グラウンドゴルフ場使用料の収納	所属職員	に、
---	--------------	----	---------------------	------	----

「	保健福祉長寿局保健衛生医療部動物	所長	狂犬病予防手数料、動物取扱責任者研修受講手数料、犬ね	所属職員	
---	------------------	----	----------------------------	------	--

指導センター		こ引取手数料、動物飼育関係手数料、動物火葬手数料及び所管に係る諸収入の収納	を
--------	--	---------------------------------------	---

保健福祉長寿局保健衛生医療部動物愛護センター	所長	狂犬病予防手数料、動物取扱責任者研修受講手数料、犬ねこ引取手数料、動物飼育関係手数料、動物火葬手数料及び所管に係る諸収入の収納	に、
------------------------	----	---	----

子ども未来局青少年育成課	課長	浜石野外センター使用料及び所管に係る諸収入の収納	を
--------------	----	--------------------------	---

子ども未来局青少年育成課	課長	所管に係る諸収入の収納	に、
--------------	----	-------------	----

経済局農林水産部農業政策課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
経済局農林水産部農地整備課	課長	農業集落排水処理施設使用料及び農業集落排水事業分担金の収納	所属職員

経済局農林水産部農業政策課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
---------------	----	-------------	------

「

経済局農林水産部 水産漁港課	課長	甲種漁港施設使用料、甲種漁港施設占用料、漁港区域内占用料、海岸保全区域内占用料、海岸公園施設使用料及び所管に係る諸収入の収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員
-------------------	----	--	------

を

」

「

経済局農林水産部 水産振興課	課長	甲種漁港施設使用料、甲種漁港施設占用料、漁港区域内占用料、海岸保全区域内占用料、海岸公園施設使用料及び所管に係る諸収入の収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員
-------------------	----	--	------

に、

」

「

都市局都市計画部 市街地整備課	課長	土地区画整理清算金の収納	所属職員
--------------------	----	--------------	------

を

」

「

都市局都市計画部 景観まちづくり課	課長	土地区画整理清算金の収納	所属職員
----------------------	----	--------------	------

に、

」

「

都市局建築部建築 指導課	課長	証明書発行手数料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
-----------------	----	-----------------------	------

を

」

「

都市局建築部建築 安全推進課	課長	証明書発行手数料及び所管 に係る諸収入の収納	所属職員
-------------------	----	---------------------------	------

に、

」

「

教育委員会事務局 教育局児童生徒支 援課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
教育委員会事務局 教育局学校給食課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員

を

」

「

教育委員会事務局 教育局児童生徒支 援課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
----------------------------	----	-------------	------

に

」

改める。

別表第3中

「

	出資による権利	出資金 その他
--	---------	------------

を

」

「

	出資による権利	出資金 その他
	財産の信託の受益権	不動産の信託の受益権 国債等の信託の受益権

に

」

改める。

様式第2号その2備考を削る。

様式第2号その3備考を削る。

様式第4号（マニュアル処理用）備考2中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

様式第7号から様式第9号までを次のように改める。

様式第7号から様式第9号まで 削除

様式第25号中「第163条」を「第162条」に改め、同様式備考中「支出事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

様式第39号備考2及び様式第40号備考2中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

様式第41号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第124条及び第125条の改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第24号

静岡市農業集落排水事業会計規則をここに制定する。

令和6年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市農業集落排水事業会計規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目
 - 第1節 伝票（第7条—第11条）
 - 第2節 帳簿（第12条—第15条）
 - 第3節 勘定科目（第16条）
- 第3章 収入及び支出並びに公金取扱金融機関
 - 第1節 収入（第17条—第27条）
 - 第2節 支出（第28条—第40条）
 - 第3節 公金取扱金融機関（第41条—第50条）
- 第4章 預り金及び預り有価証券（第51条—第55条）
- 第5章 棚卸資産
 - 第1節 通則（第56条・第57条）
 - 第2節 出納（第58条—第69条）
- 第6章 棚卸資産以外の物品（第70条—第73条）
- 第7章 固定資産
 - 第1節 通則（第74条・第75条）
 - 第2節 取得（第76条—第84条）
 - 第3節 管理及び処分（第85条—第92条）
 - 第4節 減価償却（第93条—第97条）
 - 第5節 減損会計（第98条）
- 第8章 引当金（第99条—第104条）
- 第9章 リース会計（第105条・第106条）
- 第10章 決算（第107条—第115条）

第11章 予算（第116条—第121条）

第12章 雑則（第122条・第123条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡市農業集落排水事業（以下「農業集落排水事業」という。）の財務に関して、静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（企業出納員等）

第2条 農業集落排水事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため企業出納員及び現金取扱員を置く。

2 企業出納員は、市長が指定する職にある者をもって充てる。

3 企業出納員は、市長の命を受けて農業集落排水事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどる。

4 現金取扱員は、市長が命ずる。

5 現金取扱員は、上司の命を受けて農業集落排水事業の業務に係る現金の出納に関する事務をつかさどる。

6 前項の現金取扱員1人が1日に取り扱うことのできる現金の限度額は、次に定める金額とする。ただし、企業出納員が特に必要があると認める場合は、この限度額を超えて取り扱わせることができる。

（1）農業集落排水施設使用料収入 1日分の取扱高10万円

（2）その他のもの 1件10万円

（事務の委任）

第3条 市長が地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により企業出納員のうち上位の職にある者に委任する農業集落排水事業の出納その他の会計事務は、次のとおりとする。

（1）各種収入金の収納に関すること。

（2）各種支出金の支払に関すること。

（3）預金種目並びに預金及び現金相互の組替えに関すること。

（4）市長が預金した金融機関（以下「保管金融機関」という。）相互の預金の組替えに関すること。

- (5) 有価証券の出納及び保管に関すること。
- (6) 棚卸資産の出納及び保管に関すること。
- 2 前項に規定する企業出納員に事故があるとき、又は当該企業出納員が欠けたときは、企業出納員のうち直近下位の職にある者に同項に掲げる会計事務を委任する。
- 3 第1項に規定する企業出納員が出張、休暇その他の理由により不在のときは、企業出納員のうち直近下位の職にある者がその事務を代決することができる。

(善管注意義務)

第4条 企業出納員及び現金取扱員は、善良な管理者の注意をもって現金その他の資産を取り扱わなければならない。

(公金取扱金融機関の出納事務取扱い)

第5条 農業集落排水事業の業務に係る現金出納事務の一部については、企業出納員及び現金取扱員が行うもののほか、これを第41条の規定により設置した出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関（以下「公金取扱金融機関」という。）に行わせるものとする。

(担保に提供する有価証券)

第6条 農業集落排水事業において、担保として提供させ、又は保証金の納付に代えて提供させる有価証券の種類及び価格は、次のとおりとする。

種類	価格
本市の公債証券	額面金額
本市以外の公債証券	額面金額の10分の8以内
国庫債券	額面金額の10分の9以内
その他市長が適当と認める証券	額面金額の10分の8以内

- 2 前項の規定により提供させる有価証券が記名式有価証券であるときは、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目

第1節 伝票

(会計伝票の発行)

第7条 農業集落排水事業に係る取引については、全ての証拠書類に基づいて発行する会計伝票をもって表示する。

- 2 経済局農林水産部農地整備課長（以下「主管課長」という。）は、取引発生的事実に基づいて、1科目又は1件ごとに速やかに会計伝票を作成しなければならない。
- 3 過誤その他の理由により、取引を取り消し、又は訂正する場合は、取消し又は訂正の会計

伝票を作成しなければならない。

(会計伝票の種類)

第8条 会計伝票は、収入伝票、支出伝票及び振替伝票の3種類とする。

(会計伝票の整理及び保管)

第9条 企業出納員は、会計伝票をそれぞれの日付によって毎日編集し、これを保管しなければならない。

(合計残高日計表の作成及び保管)

第10条 企業出納員は、毎日合計残高日計表を第16条第2項に定める勘定科目の目(項又は目までの科目については、項)ごとに、会計伝票に基づき日毎に作成し、これを保管しなければならない。

(証拠書類の編集及び保管)

第11条 証拠書類は、それぞれの日付によって編集し、及び保管しなければならない。

第2節 帳簿

(会計帳簿の種類及び保管)

第12条 農業集落排水事業の業務に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿を備える。

- (1) 貯蔵品出納簿
- (2) 物品出納簿
- (3) 固定資産台帳
- (4) 企業債台帳
- (5) 未収金整理簿
- (6) 未払金整理簿
- (7) 預り金整理簿
- (8) 前渡資金整理簿
- (9) 概算払整理簿

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要に応じて会計帳簿を設けることができる。

3 前2項に規定する会計帳簿は、主管課長が整理し、保管しなければならない。

(会計帳簿の記載)

第13条 会計帳簿は、会計伝票又は証拠書類に基づき、正確かつ明瞭に記載しなければならない。

(帳簿等の照合)

第14条 総勘定元帳、内訳簿その他相互に関係する帳簿は、随時照合しなければならない。

(科目の更正)

第15条 整理済みの取引の収入科目又は支出科目に誤りを発見したときは、直ちに振替伝票を発行し、正当な科目に更正しなければならない。

第3節 勘定科目

第16条 農業集落排水事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定、資本勘定その他必要な整理勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目は、別表第1に定めるところによる。

第3章 収入及び支出並びに公金取扱金融機関

第1節 収入

(収入の調定)

第17条 収入の調定事務は、主管課長が行う。

2 収入調定を整理する時期及び調定の範囲は、別表第2に定めるところによる。

3 収入を調定する場合は、その根拠、所属年度、会計区分、収入科目、徴収すべき金額及び納入を明らかにした収入調定伺書により決裁を受けなければならない。

4 主管課長は、収入を調定したときは、徴収簿に記帳し、振替伝票を発行して速やかに企業出納員に送付しなければならない。ただし、市長が認めるものについては、徴収簿の記帳を省略することができる。

5 主管課長は、収入を調定したときは、収入調定票により整理し、これを取りまとめて収入調定簿として保管しなければならない。

(調定の取消し又は更正)

第18条 過誤その他の理由によって収入の調定を取り消し、又は更正したときは、前条の規定を準用する。

(納入通知書及び納付書)

第19条 主管課長は、前2条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正した場合は、市長が別に定める場合を除き、直ちに納入者に対し納入通知書を送付しなければならない。

2 前項の納入通知書は、納期の定めのあるものにあつては納期限前10日までに、随時のものにあつてはその都度送付しなければならない。

3 第1項の納入通知書によらないで納付するものは、納付書によらなければならない。

(口座振替による納付)

第20条 納入者は、口座振替の方法により収納金を納付しようとするときは、公金取扱金融機

関にその旨を申し出なければならない。

- 2 前項の規定により、口座振替による納付を行う場合において、納入者が申し出たときは、前条第1項の規定による納入通知書を当該公金取扱金融機関に送付するものとする。
- 3 第1項の規定により、口座振替による納付を行う場合において、納入者が申し出たときは、公金取扱金融機関は第23条第2項の規定にかかわらず、領収証書を交付しないものとする。この場合において、市長は、当該納入者に対し、口座振替をした旨の通知を行うものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、口座振替により納付する場合の取扱いについては、別に定める。

(小切手の支払等)

第21条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第21条の3第

1項第1号の規定により市長が定める区域は、全国の区域とする。

- 2 市長又は公金取扱金融機関は、政令第21条の3第3項の規定による通知をしたときは、速やかに当該証券を返戻し、交付した領収証書を徴さなければならない。

(督促)

第22条 主管課長は、収納金を納期限内に完納しない者があるときは、市長が別に定める場合を除き、納期限後20日以内に督促状を納入者に送付しなければならない。

(領収証書の交付)

第23条 企業出納員又は現金取扱員は、収入の納付を受けた場合は、領収印を押し、納入者に対して領収証書を交付しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき農業集落排水事業の業務に係る公金の徴収又は収納事務を受託している者（以下「指定公金事務取扱者」という。）が収入の納付を受けた場合に準用する。
- 3 公金取扱金融機関が、収入の納付を受けた場合は、領収証書を交付するものとする。この場合において、公金取扱金融機関は、領収の表示方法をあらかじめ企業出納員に届け出なければならない。
- 4 企業出納員、現金出納員又は指定公金事務取扱者は、地方自治法第231条の2第6項の規定による承認をしたときは、第1項（第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の領収印に代えて承認印を押印するものとする。
- 5 地方自治法第231条の2第6項の指定代理納付者から同項の承認に係る収入の納付があったときは、前項の承認印を第1項の領収印とみなす。

(収納金の取扱い)

第24条 現金取扱員は、現金を収納した場合は、当該現金を払込書により収納した日の翌日から起算して7日を経過する日（当該日が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日に該当するときは、翌営業日）までに出納取扱金融機関に納入しなければならない。

2 現金取扱員は、収納した現金に係る集金日報又は窓口収入日報を毎日作成し、当該月分について取りまとめた後、翌月5日までに企業出納員に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、指定公金事務取扱者が現金を収納した場合に準用する。

(収入伝票の発行)

第25条 主管課長は、納入済通知書に基づき、速やかに収入伝票を発行しなければならない。

2 前項の収入伝票を発行する場合は、収入伺書により市長の決裁を受けなければならない。

(過誤納金の還付)

第26条 主管課長は、収納金のうち過納又は誤納となったものがあるときは、その理由、所属年度、収入科目及び還付すべき金額を明らかにした還付伺書により市長の決裁を受け、過誤納金還付通知書によりその旨を納入者に通知しなければならない。この場合において、当該納入者の未納に係る収納金に充当したときは、過誤納金還付・充当済通知書により通知するものとする。

2 前項の過誤納金の還付については、第29条から第31条までの規定を準用する。

(不納欠損処分)

第27条 主管課長は、法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合は、当該債権に関わる収入金の調定の年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

2 主管課長は、前項の規定により市長の決裁を受けた場合は、振替伝票を発行しなければならない。

第2節 支出

(支出の手続)

第28条 主管課長は、支出すべき理由が発生したときは、請求書その他証拠書類により支出の根拠、所属年度、債主、支出すべき金額、支出科目等につき調査し、適当と認めた場合には、直ちに支出の手続をしなければならない。

(支払伝票の発行及び要件)

第29条 主管課長は、支出の都度支出伝票を発行しなければならない。

2 支出伝票を作成する場合は、所属年度、債主、会計区分、支出科目等を審査の上、勘定科目及び債主ごとに作成し、現金払、隔地払及び口座振替払の区別を明らかにした債主の請求書並びにその時期及び範囲に応じ別表第3に定める書類を添付しなければならない。ただし、債主に請求書を提出させることが困難な場合又は諸給与金その他支払金額の一定しているものに限り、支出命令書（支出伝票の決裁伝票をいう。以下同じ。）に必要事項を記入して、これに代えることができる。

3 支出科目が同一で、数人の債主に同時に支払を要するものは、内訳書を添付して支出伝票を集合することができる。

（支出伝票の取消し又は更正）

第30条 支出伝票の発行後、支払前に過誤その他の理由によって支出の取消し又は更正を要する場合は、主管課長は、前条の規定を準用して、直ちにその手続をしなければならない。

（支払）

第31条 企業出納員は、出納取扱金融機関に対して、債主の名称又は氏名、支払おうとする金額、支払の日時等を通知して債主に支払を行わせるものとする。

2 支払を受けようとする債主は、金融機関の名称、債権の内容、金額を明記する口座振替申込書を、あらかじめ、企業出納員に提出しなければならない。

3 企業出納員は、債主に対して支払をする場合は、出納取扱金融機関に必要な資金及び口座振替依頼書を交付し、口座振替の手続をさせるものとする。ただし、債主の申出による場合は現金で支払することができる。

4 企業出納員は、前項に規定する口座振替の手続をしたときは、口座振替通知書を債主に送付しなければならない。

5 第3項の規定により口座振替を依頼した場合は、出納取扱金融機関から資金受領書兼口座振替済報告書を徴し、これを債主の領収証書に代えて処理することができる。

（口座振替依頼書等の訂正）

第32条 企業出納員は、口座振替依頼書又は送金（口座振込）依頼書の記載事項のうち金額以外のものについて誤りを発見したときは、出納取扱金融機関に訂正の依頼をしなければならない。

（現金支払）

第33条 企業出納員は、第31条第3項ただし書の規定により直接現金で支払をしようとするときは、債主に支払通知書を送付するとともに、支払証を領収証書と引換えに交付し、出納取扱金融機関に支払をさせなければならない。この場合において、領収証書を徴することが困

難なときは、主管課長の発行する支払証明書をもって債主の領収証書に代えることができる。

- 2 出納取扱金融機関は、毎日その日の現金の支払を終わったものについては、会計別に整理して、即日支払済の金額を企業出納員に通知しなければならない。
- 3 企業出納員は、前項の支払済となった金額に相当する資金を、出納取扱金融機関に即日交付しなければならない。

(隔地払)

第34条 企業出納員は、遠隔地の債主に支払をしようとするときは、出納取扱金融機関に必要な資金及び送金（口座振込）依頼書を交付し、送金の手続をさせるものとする。

- 2 企業出納員は、前項の手続をしたときは、送金（口座振込）通知書を債主に送付しなければならない。
- 3 第1項の規定により送金を依頼したときは、出納取扱金融機関から資金受領書兼送金（口座振込）済報告書を徴し、これを債主の領収証書に代えて処理することができる。

(資金前渡の範囲)

第35条 政令第21条の5第1項第15号の規定により資金前渡をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 交際費
- (2) 市職員以外の者の旅費及び費用弁償
- (3) 集会、式典及び研修会等の行事に際し、直接支払を必要とする経費
- (4) 即時支払を必要とする物品の購入、加工又は修繕に要する経費
- (5) 電話料、郵便料、運賃及びその他これらに類する経費
- (6) 即時支払を必要とする手数料
- (7) 通行料、駐車料、会場使用料及び賃借料
- (8) 供託金
- (9) 法外援護による扶助費
- (10) 補償金及び賠償金
- (11) 公社及び公団に対して支払う経費
- (12) 日本放送協会に対し支払う受信料
- (13) 事業運営上必要な釣銭資金

(資金前渡の手続等)

第36条 主管課長は、市長の決裁を経て、資金前渡をすることができる。

- 2 資金前渡を受けた者は、前渡資金整理簿を備え、出納の整理をしなければならない。ただ

し、市長がその必要がないと認める場合は、精算書をもって代えることができる。

- 3 資金前渡を受けた者は、毎月必要とする前渡資金にあつては翌月7日までに、その他のものにあつてはその支払後直ちに精算書を作成し、証拠書類を添え、市長に提出しなければならない。
- 4 前渡資金の精算残金は、精算と同時に返納しなければならない。ただし、毎月必要とする前渡資金にあつては、これを翌月に繰り越すことができる。
- 5 主管課長は、前2項の規定による精算書の提出があつた場合は、これに基づいて振替伝票を発行しなければならない。

(概算払の範囲)

第37条 政令第21条の6第5号の規定により概算払をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 損害賠償金
- (2) 概算払によらなければ契約し難い委託料及び補償金
- (3) 公社及び公団に対して支払う経費

(概算払の手続等)

第38条 主管課長は、市長の決裁を経て、概算払をすることができる。

- 2 概算払を受けた者は、その金額が確定した後直ちに当該概算払に係る経費について精算書を作成し、証拠となるべき書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、旅費の概算払を受けた場合において、当該概算払を受けた額と所要額とが同額であったときは、精算書の作成は要しないものとする。
- 3 前項本文の場合において、不足が生じたときは精算と同時にこれを請求し、残額があるときはこれを返納しなければならない。
- 4 第36条第5項の規定は、前2項の規定による精算書の提出があつた場合に準用する。

(前金払の範囲)

第39条 政令第21条の7第8号の規定により前金払をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 打切旅費
- (2) 保険料
- (3) 契約に基づく賃借料及び土地、家屋又は物件の買収代金並びに補償金
- (4) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証に係る同条第1項に規定する公共工事に要する経費で、市長が定め

た金額

- (5) 公社及び公団に対して支払う経費
- (6) 弁護士に対して支払う報酬
- (7) 研修会その他の会議に係る資料代
(前金払の手続等)

第40条 主管課長は、市長の決裁を経て、前金払をすることができる。

- 2 前金払を受けた者で、市長が特に精算の必要があると認めるものについては、第38条に規定する例により精算させるものとする。

第3節 公金取扱金融機関

(公金取扱金融機関)

第41条 農業集落排水事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせるため、出納取扱金融機関を置く。

- 2 農業集落排水事業の業務に係る公金の収納事務の一部を取り扱わせるため、収納取扱金融機関を置くことができる。
- 3 公金取扱金融機関の事務取扱い、担保その他必要な事項については、別に契約で定める。

(公金取扱金融機関の出納)

第42条 公金取扱金融機関は、納入通知書その他の納入に関する書類により収納をしなければならない。

- 2 出納取扱金融機関は、第31条、第33条及び第34条の規定に基づいて支払をしなければならない。
- 3 公金取扱金融機関は、前2項に掲げる場合のほかは、農業集落排水事業に属する金銭の収納又は支払をすることができない。

(出張所等)

第43条 出納取扱金融機関は、市長が指定する場所に出張所又は派出所を設けなければならない。

(出納取扱時間)

第44条 公金取扱金融機関の出納取扱時間は、それぞれの営業時間とし、前条に規定する出張所又は派出所においては、午前9時から午後3時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(出納の制限)

第45条 公金取扱金融機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該出納を拒み、その

旨を企業出納員に報告し、指示を受けなければならない。

- (1) 支払証及び納入通知書等が所定の様式と相違しているとき。
- (2) 支払証及び納入通知書等の金額、氏名等を改ざんし、塗抹し、又は変更してあるとき。
- (3) 支払証に企業出納員の印鑑が押されていないとき、又は相違するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、収支に関し疑義があるとき。

(支払通知書の返付)

第46条 出納取扱金融機関は、支払通知書を受けたもののうち支払が終わらないものがあるときは、即日企業出納員にこれを返付しなければならない。

(現金出納日計表)

第47条 出納取扱金融機関は、その日の出納金について、現金出納日計表を作成し、翌日午前中に企業出納員に提出しなければならない。

- 2 前項の現金出納日計表の残高は、農業集落排水事業の預金額とみなす。

(預金の移替え又は振替)

第48条 出納取扱金融機関は、企業出納員から預金移替通知書又は預金振替通知書の交付を受けたときは、当該預金を移し替え、又は振り替えなければならない。

(印鑑)

第49条 出納取扱金融機関は、現金の出納に関して使用する印鑑をあらかじめ企業出納員に届けなければならない。

- 2 企業出納員は、口座振替依頼書又は発行する支払通知書等に押す印鑑及び氏名を出納取扱金融機関に通知しなければならない。

- 3 前2項の規定による印鑑及び氏名に変更のあったときも、同様とする。

(帳簿及び証拠書類の保存)

第50条 公金取扱金融機関は、出納事務に関する帳簿及び証拠書類をその事業年度経過後2年間保存しなければならない。

第4章 預り金及び預り有価証券

(預り金)

第51条 企業出納員は、保証金その他農業集落排水事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として、次に掲げる区分により整理しなければならない。

- (1) 預り保証金
- (2) 預り税金
- (3) その他預り金

(預り金の受入及び払出)

第52条 第17条、第23条、第24条及び第28条の規定は、預り金を受け入れ、又は払い出した場合に、それぞれ準用する。

2 企業出納員は、預り金を受け入れた場合は、収入伝票を発行し、預り金整理簿に記帳しなければならない。

3 企業出納員は、預り金を払い出した場合は、支払伝票を発行し、預り金整理簿に記帳しなければならない。

(預り有価証券)

第53条 市の所有に属さない有価証券を保管する場合は、預り有価証券として整理しなければならない。

2 預り有価証券は、安全かつ確実な方法によって、保管しなければならない。

(預り有価証券の受入及び還付)

第54条 企業出納員は、前条の有価証券を受け入れた場合は、預り証を交付しなければならない。

2 企業出納員は、預り有価証券を還付した場合は、預り証を受け取らなければならない。

(利札の還付請求)

第55条 企業出納員は、預り有価証券について、所有者から利札の還付請求を受けた場合は、市長の決裁を経て、これを還付しなければならない。

2 前項の場合においては、領収証書を受け取らなければならない。

第5章 棚卸資産

第1節 通則

(棚卸資産の範囲)

第56条 棚卸資産とは、次に掲げる物品であって、棚卸経理を行うもの（以下「貯蔵品」という。）をいう。

(1) 消耗物品 その形状若しくは性質が1回若しくは短期間の使用により消耗され、又は備品等の構成部分となる物品をいう。

(2) 消耗工具、器具及び備品 工事又は工作に使用される工具、器具及び備品であって、固定資産に計上されないものをいう。

(3) 原材料 工事若しくは工作に使用され、又は建物、構築物等の構成部分となるものをいう。

(4) その他貯蔵品 前各号に掲げるもののほか、棚卸経理を行うべきものをいう。

(貯蔵品の貯蔵)

第57条 企業出納員は、常に農業集落排水事業の業務の執行上、適正な量の貯蔵品を貯蔵するように努め、かつ、これを適切に管理しなければならない。

第2節 出納

(購入)

第58条 主管課長は、予算に定める貯蔵品の購入限度額の範囲内において必要に応じ、次に掲げる事項を記載した文書によって、市長の決裁を経て、貯蔵品を購入するものとする。

- (1) 購入しようとする貯蔵品の品目及び数量
- (2) 購入しようとする理由
- (3) 予定価額及び単価
- (4) 契約の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認められる事項

(受入価額)

第59条 貯蔵品の受入価額は、次に掲げるところによる。

- (1) 購入又は製作によって取得したものについては、購入又は製作に要した価額
- (2) 前号に掲げるもの以外の貯蔵品については、適正な見積価額

(受入れ)

第60条 企業出納員は、貯蔵品を受け入れた場合は、これに基づいて貯蔵品出納簿に記帳するとともに入庫に係る振替伝票を発行しなければならない。

(払出価額)

第61条 貯蔵品の払出価額は、先入先出法によるものとする。

(払出し)

第62条 主管課長は、貯蔵品を使用しようとする場合は、第28条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した文書によって、当該使用しようとする貯蔵品の払出しについて、市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 払出しをしようとする貯蔵品の品目及び数量
- (2) 払出価額
- (3) 予算科目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要があると認められる事項

2 企業出納員は、前項の決裁に基づき貯蔵品出納簿に記帳するとともに、出庫に係る振替伝票を発行しなければならない。

(不用品の処分)

第63条 主管課長は、貯蔵品のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを不用品として整理し、市長の決裁を経て、これを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの、売却価額が売却に要する費用の額に達しないものその他売却することが不相当と認められるものについては、市長の決裁を経て、これを廃棄することができる。

2 前項の規定により不用品を廃棄したときは、前条の規定を準用する。

(帳簿残高の確認)

第64条 企業出納員は、常に貯蔵品出納簿の残高をこれと関係ある他の帳簿と照合し、その正確な額の確認に努めなければならない。

(実地棚卸)

第65条 企業出納員は、毎事業年度末実地棚卸を行わなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、企業出納員は、貯蔵品が天災その他の理由により、滅失した場合その他必要があると認められる場合には、随時実地棚卸を行わなければならない。

3 前2項の規定により実地棚卸を行った場合は、企業出納員は、その結果に基づいて、棚卸明細表を作成しなければならない。

(実地棚卸の立会い)

第66条 前条第1項及び第2項の規定により、実地棚卸を行う場合は、企業出納員は、市長の指定する貯蔵品の受払に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(棚卸の結果の報告)

第67条 企業出納員は、実地棚卸を行った結果を第65条第3項の規定により作成する棚卸明細表を添えて市長に報告しなければならない。

2 実地棚卸の結果、現品に不足があることを発見した場合は、企業出納員は、その原因及び現状を調査し、前項の報告に併せて市長に報告しなければならない。

(棚卸修正)

第68条 企業出納員は、実地棚卸の結果、帳簿残高が、貯蔵品の現在高と一致しないときは、棚卸明細表に基づき振替伝票を発行してこれを修正しなければならない。

(棚卸資産の評価)

第69条 企業出納員は、毎事業年度の末日に、当該事業年度の末日における棚卸資産の時価とその帳簿価額とを比較することにより、棚卸資産の評価を行わなければならない。

2 前項の評価により棚卸資産の時価がその帳簿価額より低いことが明らかになったときは、当該時価を当該棚卸資産の帳簿価額としなければならない。ただし、重要性の乏しい棚卸資

産については、この限りでない。

第6章 棚卸資産以外の物品

(直購入)

第70条 主管課長は、第56条各号に掲げる物品のうち購入後直ちに使用する予定のもの又は第84条の規定に基づき、建設仮勘定を設けて経理する建設又は改良の工事に使用する予定のものを、市長の決裁を経て、直接当該科目の支出として購入することができる。

2 第59条及び第60条の規定は、前項の規定によって購入した物品のうち材料に残品が生じた場合に準用する。

(物品の管理)

第71条 主管課長は、前条の規定により直接当該科目の支出として購入されたもの（以下この章において「物品」という。）を適正に管理しなければならない。

2 主管課長は、物品出納簿を備えて物品の数量、使用の状況等を記録整理しなければならない。

(事故報告)

第72条 企業出納員は、天災その他の理由により物品が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、速やかにその原因及び現状を調査して市長に報告しなければならない。

(不用物品の処分)

第73条 主管課長は、物品のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを第63条の規定に準じて売却し、又は廃棄しなければならない。

第7章 固定資産

第1節 通則

(固定資産の範囲)

第74条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 立木

ウ 建物

エ 構築物

オ 機械及び装置

カ 車両運搬具

キ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上のものに

限る。)

ク リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。）

ケ 建設仮勘定

コ アからケまでに掲げるもののほか、有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 水利権

イ 借地権

ウ 地上権

エ 特許権

オ 施設利用権

カ 電話加入権

キ ソフトウェア

ク リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからオまでに掲げるものである場合に限る。）

ケ アからクまでに掲げるもののほか、無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ 長期前払消費税

カ アからオまでに掲げるもののほか、固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

キ 有形固定資産若しくは無形固定資産又は流動資産に属さない資産

(固定資産の管理)

第75条 主管課長は、善良な管理者の注意をもって、固定資産の管理を行わなければならない。

第2節 取得

(取得価額)

第76条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。

- (1) 購入によるものは、購入価額及び間接費
- (2) 工事又は製作によるものは、工事又は製作に直接要した価額及び間接費
- (3) 交換によるものは、交換のため提供した固定資産の価額に交換差金を加算し、又は控除した額及び間接費
- (4) 譲与、贈与その他無償で取得したもの又は前3号に掲げる事由により取得したものであって取得価額の不明のものは、公正な評価額

(増設又は改良による価額)

第77条 固定資産を増設し、又は改良した場合は、撤去部分に対応した帳簿価額を除去した額に増設又は改良に要した経費を加えたものをその価額とする。

(購入)

第78条 固定資産を購入しようとする場合は、主管課長は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 購入しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 購入しようとする理由
- (3) 予定価額及び単価
- (4) 当該固定資産の購入に係る予算科目及び予算額
- (5) 契約の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認められる事項

2 前項の文書には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(交換)

第79条 固定資産を交換しようとする場合は、主管課長は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 交換しようとする固定資産の名称、種類及び数量並びに交換差金
- (2) 交換しようとする理由
- (3) 契約の方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要があると認められる事項

2 前項の文書には、交換しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(無償譲受)

第80条 固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、主管課長は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 譲り受けようとする理由
- (3) 見積価額（無形固定資産を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要があると認められる事項

2 前項の文書には、譲り受けようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(工事の施行)

第81条 建設又は改良の工事を施行しようとする場合は、主管課長は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 工事によって取得しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 工事を必要とする理由
- (3) 工事の始期及び終期
- (4) 予定価額
- (5) 当該工事に係る予算科目及び予算額
- (6) 工事の方法及び契約の方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認められる事項

2 前項の文書には、設計書のほか当該工事の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(取得の報告)

第82条 主管課長は、固定資産を取得した場合は、遅滞なく市長に報告するとともに振替伝票を発行しなければならない。

2 前項の場合において、主管課長は、法令の定めるところに従って遅滞なく登記又は登録の手続をとらなければならない。

(工事の精算)

第83条 建設又は改良の工事が完成した場合は、主管課長は、速やかに工事費の精算を行わなければならない。

2 前項の場合においては、主管課長は、あらかじめ定めた基準に従って間接費を配布し、工事費に併せて、固定資産に振り替えなければならない。

(建設仮勘定)

第84条 建設又は改良の工事でその工期が1事業年度を超える場合で特に必要があると認められるものは、市長の決裁を受けて、建設仮勘定を設け、経理することができる。

2 前項の工事が完成した場合は、主管課長は、速やかに建設仮勘定の精算を行い、振替伝票を発行して、市長の決裁を経て、固定資産の当該科目に振り替えなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第3節 管理及び処分

(事故報告)

第85条 主管課長は、天災その他の理由により農業集落排水事業の固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、遅滞なく市長にその旨を報告しなければならない。

(売却等)

第86条 固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、主管課長は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 固定資産の名称、種類及び所在地
- (2) 売却、撤去又は廃棄の理由
- (3) 予定価額
- (4) 契約の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認められる事項

2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

(固定資産の用途廃止)

第87条 工具、器具及び備品その他これらに類する固定資産のうち、著しく損傷を受けていることその他の理由によりその用途に使用することができなくなったものについては、主管課長は、市長の決裁を経て、再使用できるものと不用となり、又は使用に耐えなくなったものとに区分した上で、再使用できるものにあつては第59条第2号及び第60条の規定に準じて貯蔵品に振り替えなければならない。

2 前項の規定は、固定資産を撤去した場合において発生した物品について準用する。

(売却等に関する報告)

第88条 主管課長は、固定資産を売却し、撤去し、廃棄し、又は用途を廃止した場合は、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成して市長に報告しなければならない。

(台帳の整理)

第89条 主管課長は、固定資産の取得、売却及び事故等により当該資産に増減のあった場合は、第82条、第85条及び前条の規定による報告書に基づき、直ちに固定資産台帳を整理しなければならない。

(使用料の額)

第90条 地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の目的外使用につき徴収する使用料（以下「使用料」という。）の額については、静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（平成15年静岡市条例第59号）の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により使用料を算定することが適当でないとき認めるときは、市長は、当該行政財産の価額、使用条件その他の事情を考慮し、使用料の額を決定するものとする。

第91条 使用料は、前納とする。ただし、使用期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収する。

(使用料の減額又は免除)

第92条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第4節 減価償却

(減価償却)

第93条 固定資産の減価償却は、次条の規定によるものを除くほか、定額法によって取得の翌年度から行う。

(取替資産)

第94条 償却資産のうち市長の定めるものにあつては取替資産とし、その減価償却は取替法により行い、固定資産の異動整理を行わないものとする。

(減価償却の特例)

第95条 有形固定資産について、事業経営の健全性を確保するため必要がある場合において、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「府令」という。）第15条第2項の規定による減価償却を行おうとするときは、次に掲げる事項について市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 名称及び種類

(2) 理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要があると認められる事項

2 前項の規定による減価償却を行う場合の償却率は、別に定める。

第96条 有形固定資産について、残存価格に達した後において府令第15条第3項の規定により帳簿価格が1円に達するまで減価償却を行おうとするときは、次に掲げる事項について市長の決裁を受けなければならない。

(1) 名称及び種類

(2) 理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要があると認められる事項

(耐用年数の特例等)

第97条 耐用年数の全部又は一部を経過した資産を取得した場合、その耐用年数は、当該固定資産台帳に定める年数によるものとする。

第5節 減損会計

第98条 固定資産又は府令第41条第1号に規定する固定資産グループ（以下「固定資産等」という。）であって、減損の兆候があるものについては、市長は、毎事業年度の末日までに減損損失の認識の判定をしなければならない。

2 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた固定資産又は前項の規定により減損損失を認識された固定資産等の帳簿価額は、同日における当該固定資産の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は当該認識された減損損失の額を減額した額としなければならない。

第8章 引当金

(退職給付引当金の計上)

第99条 退職給付引当金の計上は、農業集落排水事業に従事する職員のうち当該事業年度の末日における退職者を除いた者の全てが、同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額を計上する方法により行うものとする。

(賞与引当金及び法定福利費引当金の計上)

第100条 賞与引当金及び法定福利費引当金の計上は、当該事業年度の末日において在籍する農業集落排水事業に従事する職員に対して、当該事業年度の翌事業年度に支給が見込まれる期末手当及び勤勉手当に相当する額のうち、当該事業年度の負担に属する支給対象期間に相当する額を賞与引当金として、賞与引当金に対する法定福利費に相当する額を法定福利費引当金としてそれぞれ計上する方法により行うものとする。

(貸倒引当金の計上)

第101条 貸倒引当金の計上は、市長が定める区分ごとの未収金の額に、市長が定める方法により算出した貸倒実績率を乗じて得た額を計上する方法により行うものとする。

(修繕引当金の計上)

第102条 修繕引当金の計上は、毎事業年度行われる通常の修繕で当該事業年度に実施すべきであったものが行われなかった場合であって、当該修繕が確実に次年度に行われる見込みであるときに限り、当該修繕に必要な費用の見込額を計上する方法により行うものとする。

(特別修繕引当金の計上)

第103条 特別修繕引当金の計上は、数事業年度ごとに定期的に行われる特別の修繕であって、法令上の義務その他当該修繕の発生が合理的に見込まれるものに限り、当該修繕に必要な費用の見込額(当該事業年度の負担に属する費用相当額に限る。)を毎事業年度計上する方法により行うものとする。

(一般会計等の負担がある場合の取扱い)

第104条 第99条から前条までの規定にかかわらず、将来の費用又は損失であって、一般会計又は他の特別会計において負担することとしているものについては、引当金として計上しないものとする。

第9章 リース会計

(リース取引の会計処理)

第105条 リース取引の会計処理は、次の各号に掲げる取引に応じ、当該各号に定める方法に準じて行うものとする。

(1) ファイナンス・リース取引 通常の売買取引に係る方法。ただし、当該ファイナンス・リース取引に係るリース物件の重要性が乏しいと主管課長が認める場合は、通常の賃貸借取引に係る方法

(2) オペレーティング・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法

(リース資産の減価償却)

第106条 償却資産のうちリース資産の減価償却は、次の各号に掲げるリース資産の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引(ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められる取引をいう。)に係るリース資産 第93条に規定する方法

(2) 所有権移転ファイナンス・リース取引以外のファイナンス・リース取引に係るリース資

産 府令第17条に規定する方法

第10章 決算

(決算の調製)

第107条 農業集落排水事業の決算の作成に関する事務は、主管課長が行う。

(決算整理伝票)

第108条 決算のため必要な整理は、全て振替伝票によって行わなければならない。

(決算整理)

第109条 主管課長は、毎事業年度経過後速やかに決算手続として、次に掲げる事項の決算整理を行わなければならない。

- (1) 実地棚卸に基づく棚卸資産の修正
- (2) 固定資産の減価償却
- (3) 繰延収益の償却
- (4) 資産の評価
- (5) 引当金の計上
- (6) 不納欠損処分による修正
- (7) 未経過費用の控除による修正
- (8) 未払費用の計上による整理
- (9) 未経過収益の計上による修正
- (10) 未収収益の計上による整理
- (11) 前各号に掲げるもののほか、必要な決算整理

(繰延収益)

第110条 償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するもの(以下「補助金等」という。)の交付を受けた場合は、その交付を受けた金額に相当する額を、繰延収益として長期前受金勘定に整理しなければならない。

- 2 前項の規定により整理した額(以下この項において「整理済額」という。)は、補助金等により取得し、又は改良した償却資産の減価償却、除却又は第98条第2項の規定による帳簿価額の減額(以下この項において「減価償却等」という。)を行うときは、当該償却資産の減価償却等を行った額に相当する額に、減価償却等を行う日の直前における当該償却資産の帳簿価額に対する同日の直前における当該償却資産に係る整理済額の割合を乗じて得た額を償却しなければならない。
- 3 企業債(償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債に限る。)の元金の償還に

要する資金（当該資金に係る企業債の元金の償還に要する資金を含む。）に充てるため、一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合における当該繰入金額は、前2項の規定の例により整理するものとする。ただし、各事業年度における当該償却資産の減価償却額と当該一般会計又は他の特別会計からの繰入金額との差額が重要でないとき市長が認めるときは、この限りでない。

（有価証券の評価）

第111条 有価証券の取得原価は、当該有価証券の取得価額（購入代金に手数料等の付随費用を加算した額をいう。以下この条において同じ。）を、平均原価法（有価証券の取得価額の平均額をもって当該事業年度末における当該有価証券の取得価額とする方法をいう。）その他適切な手法により算定するものとする。

（有価証券の時価）

第112条 有価証券の時価は、市場において形成される取引価格、気配又は指標その他の相場に基づく価額（以下「市場価格」という。）とする。ただし、市場価格が存在しない有価証券は、合理的な手法により算定された価額（有価証券の発行会社の財政状態に基づく実質価額を含む。）をもって時価とすることができる。

（満期保有目的債権の帳簿価額等）

第113条 満期まで所有する意図をもって保有する債券（以下「満期保有目的債券」という。）の帳簿価額は、取得原価とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める額を満期保有目的債券の帳簿価額としなければならない。

（1）満期保有目的債券を債券金額と異なる価額で取得した場合であって、取得原価と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるとき 償却原価法（取得原価と債券金額との差額に相当する額を償却期に至るまで毎事業年度一定の方法で加減し、当該加減額を受取利息に含めて処理する方法をいう。）により算定した額

（2）事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より著しく低い場合（当該満期保有目的債券の時価がその時の帳簿価額まで回復すると認められるものを除く。） 事業年度の末日における時価

3 満期保有目的債権に係る評価差額は、当該事業年度の損益として処理するものとする。

（帳簿の締切）

第114条 主管課長は、第109条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の勘定の締切を行うものとする。

(決算書類及び決算附属書類)

第115条 経済局農林水産部長（以下「農林水産部長」という。）は、毎事業年度経過後次に掲げる書類を作成して市長に提出しなければならない。

- (1) 決算報告書
- (2) 損益計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- (5) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- (6) 事業報告書
- (7) キャッシュ・フロー計算書
- (8) 収益費用明細書
- (9) 固定資産明細書
- (10) 企業債明細書
- (11) 継続費精算報告書

2 前項第7号のキャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成するものとする。

第11章 予算

(予算の作成)

第116条 農林水産部長は、次に掲げる予算関係書類を作成し、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 予算
- (2) 予算の実施計画
- (3) 予定キャッシュ・フロー計算書
- (4) 給与費明細書
- (5) 継続費に関する調書
- (6) 債務負担行為に関する調書
- (7) 当該事業年度の予定貸借対照表並びに前事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

2 前項第3号の予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成するものとする。

(予算の執行)

第117条 予算は、予算の実施計画に定める款、項又は目の区分並びに収益的収入及び支出にあつては別表第1に定める損益勘定の勘定科目に、資本的収入及び支出にあつては別表第1に

定める整理勘定の勘定科目に準じて定める節の区分に従って執行するものとする。

(予算の流用)

第118条 前条の規定による予算の執行について、必要がある場合においては、各項の金額は、議会の議決を経て流用することができる。

- 2 予算の実施について、必要がある場合においては、前項の規定によるほか、各目又は各節の金額を相互に流用することができる。
- 3 職員給与費については、前項の規定にかかわらず、その金額をそれ以外の他の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用することができないものとする。ただし、流用する旨の議会の議決があったときは、この限りでない。
- 4 前項本文の規定は、減価償却費、資産減耗費その他現金の支出を伴わない経費について準用する。

(流用及び予備費使用の手続)

第119条 主管課長は、前条第1項の規定により議会の議決を経て、各項の金額を流用しようとするとき、同条第2項の規定により各目又は各節の金額を流用しようとするとき、又は同条第3項ただし書の規定により職員給与費について流用しようとするときは、流用しようとする項、目又は節の名称及び金額を流用しようとする理由等を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、予備費を使用しようとする場合に準用する。

(予算超過の支出)

第120条 法第24条第3項の規定に基づき業務量の増加により、業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において、増加する収入に相当する金額を当該業務のため直接必要な金額に使用しようとするときは、主管課長は、使用しようとする経費の名称及び金額、使用しようとする理由等を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- 2 現金支出を伴わない経費について必要がある場合においては、予算に定める金額を超えて支出することができる。この場合において、主管課長は、前項の規定に準じて市長の決裁を受けなければならない。

(予算の繰越し)

第121条 主管課長は、予算に定めた建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、翌年度に繰り越して使用する必要がある場合においては、繰越計算書を作成して翌事業年度の指定する日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、

避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合及び継続費について翌年度に通次繰越して使用する場合について準用する。

第12章 雑則

(計理状況の報告)

第122条 主管課長は、毎月末日をもって、月次試算表その他参考となる資料を作成し、翌月20日までに市長に提出しなければならない。

(伝票等の様式)

第123条 次の各号に掲げる伝票等の様式は、当該各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 合計残高日計表 様式第1号
- (2) 貯蔵品出納簿 様式第2号
- (3) 物品出納簿 様式第3号
- (4) 固定資産台帳 様式第4号
- (5) 企業債台帳 様式第5号
- (6) 未収金整理簿 様式第6号
- (7) 未払金整理簿 様式第7号
- (8) 預り金整理簿 様式第8号
- (9) 前渡資金整理簿 様式第9号
- (10) 概算払整理簿 様式第10号
- (11) 納入通知書 様式第11号
- (12) 納付書及び納入済通知書 様式第12号
- (13) 督促状 様式第13号
- (14) 領収印 様式第14号
- (15) 払込書 様式第15号
- (16) 口座振替依頼書 様式第16号
- (17) 口座振替通知書 様式第17号
- (18) 資金受領書兼口座振替済報告書 様式第18号
- (19) 送金(口座振込)依頼書 様式第19号
- (20) 送金(口座振込)通知書 様式第20号
- (21) 資金受領書兼送金(口座振込)済報告書 様式第21号
- (22) 支払通知書及び支払証 様式第22号

- (23) 現金出納日計表 様式第23号
- (24) 預金移替通知書 様式第24号
- (25) 預金振替通知書 様式第25号
- (26) 棚卸明細表 様式第26号

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(静岡市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部改正)

2 静岡市農業集落排水処理施設条例施行規則(平成15年静岡市規則第195号)の一部を次のように改正する。

第8条を削る。

第9条第1項中「様式第10号」を「様式第9号」に改め、同条第2項中「様式第11号」を「様式第10号」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

様式第9号を削る。

様式第10号中「第9条関係」を「第8条関係」に、「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第11号中「第9条関係」を「第8条関係」に、「第9条第1項」を「第8条第2項」に改め、同様式を様式第10号とする。

別表第1(第16条、第117条関係)

静岡市農業集落排水事業勘定科目表

損益勘定

(1) 収益勘定

款	項	目	節	備考
農業集落排水 事業収益	営業収益	農業集落排水 施設使用料		主たる営業活動から生ずる収益を 施設使用料、受託工事収益及びそ の他営業収益に区分する。 農業集落排水施設使用料金

		農業集落排水 施設使用料	
	受託工事収益		排水施設の新設、移設、修繕等の工 事受託による収益
	取付管工事収 入		取付管の移設、修繕等の工事収入
	その他営業収 益		農業集落排水施設使用料及び受託 工事収益以外の収益で通常発生す る収益
	材料売却収益		材料の販売収益
	産物売却収益		農業集落排水事業により生産され た資源等の売却収益
	手数料		証明手数料等
	雑収益		上記以外の営業収益
営業外収益			主たる営業活動以外から生ずる収 益
	受取利息及び 配当金		事業が保有する預金、基金及び貸 付金等の利息収益
	預金利息		預金利子
	基金利息		
	貸付金利息		長期貸付金、短期貸付金等の利子
	有価証券利息		
	配当金		
	他会計負担金		収益的支出を負担することを目的 とする他会計からの繰入金
	一般会計負担 金		
	他会計補助金		収益的支出の補助を目的とする他 会計からの繰入金
	一般会計補助 金		

	国（県）補助金	国及び県からの収益的支出に対する補助金
	国（県）補助金	
	長期前受金戻入	府令第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金のうち営業外収益として整理するもの
	受贈財産評価額戻入	
	国庫補助金戻入	
	県補助金戻入	
	他会計補助金戻入	
	他会計負担金戻入	
	工事負担金戻入	
	受益者分担金戻入	
	寄附金戻入	
	消費税及び地方消費税還付金	
	資本費繰入収益	
	雑収益	上記以外の営業外収益
	有価証券売却収益	
	不用品売却収益	不用品の売却代金
	益	

特別利益	貸貸料	土地貸付料等の貸貸料収益
	延滞金	
	その他雑収益	発生品等
		当年度の経常的収益から除外すべき利益
	固定資産売却益	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
	固定資産売却益	
過年度損益修正益	前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの	
過年度損益修正益		
その他特別利益		
その他特別利益		

(2) 費用勘定

款	項	目	節	備考
農業集落排水事業費用	営業費用	総係費	給料 手当等	主たる営業活動から生ずる費用を総係費、減価償却費、資産減耗費及びその他営業費用に区分する。 職員の本給 職員の扶養等の諸手当及び児童手当

			賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			報酬	
			法定福利費	事業主負担の健康保険料、共済組合費、雇用保険料、公務災害補償費等
			旅費	
			退隠料	
			退職給付金	
			報償費	
			被服費	静岡市被服貸与規則（平成15年静岡市規則第41号）に基づいて職員に貸与する被服の購入費
			備消耗品費	耐用年数がおおむね1年未満の消耗品費又は10万円未満の器具及び備品
			食糧費	会議等のための茶菓、弁当代等
			燃料費	工事用、自動車用及び暖房用の燃料費並びに炊事用薪炭費
			光熱水費	電気料金、ガス料金等
			印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票帳簿等の製本費
			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話移転架設料、運送料等
			委託料	各種試験、業務等の委託料
			手数料	収納事務取扱い、し尿処理、訴訟等の手数料
			賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
			修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する費用
			修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための

			入額	繰入額
			特別修繕引当	特別修繕引当金として計上するた
			金繰入額	めの繰入額
			工事請負費	
			動力費	機械装置等の運転に必要な電力料 及び燃料費
			薬品費	浄水用、滅菌用及び水質試験用薬 品費
			材料費	有形固定資産等の維持修繕に要す る諸材料費
			補償金	補償金、賠償金、見舞金等
			研修費	職員の研修に要する費用
			厚生費	研修、衛生、保健、文化、体育等の 費用
			負担金	各種負担金等
			保険料	事業用財産に対する損害保険料
			貸倒引当金繰	貸倒引当金として計上するための
			入額	繰入額
			その他引当金	その他引当金として計上するた
			繰入額	めの繰入額
			雑費	
		減価償却費	有形固定資産	建物、構築物、機械及び装置、車両 運搬具、工具、器具並びに備品（耐 用年数1年未満又は取得価額10万 円未満のものを除く。）並びにリー ス資産の償却額
			減価償却費	
			無形固定資産	水利権、借地権、地上権、特許権、 施設利用権等の償却額
			減価償却費	
		資産減耗費		

		固定資産除却費	有形固定資産の除却損及び廃棄損並びに撤去費
	その他営業費用		上記以外の営業費用
		材料売却原価	売却材料の原価
		雑支出	
営業外費用			主たる営業活動以外の原因から生ずる費用
	支払利息及び企業債取扱諸費		
		企業債利息	企業債に対する利息
		その他固定負債利息	
		長期借入金利息	
		一時借入金利息	一時借入金に対する利息
		その他借入金利息	
		企業債手数料及び取扱費	企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費
	消費税及び地方消費税		
		消費税及び地方消費税	
	雑支出		上記以外の営業外費用
		不用品売却原価	売却した不用品の原価
		利子補給金	

	特別損失		その他雑支出	対象外消費税
		固定資産売却損		当年度の経常的経費から除外すべき損失
		減損損失		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
		災害による損失		事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損
		過年度損益修正損		天災その他特別な理由による巨額の臨時損失
		その他特別損失		前年度以前の損益の修正で、損失の性質を有するもの
	予備費	予備費	予備費	

(注) 節については、事態の発生の都度適時新設することができるものとする。

資産勘定

(1) 固定資産

款	項	目	節	備考
固定資産	有形固定資産			土地、立木、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工器具並びに備品（耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満のものを除き、将来営業の用に供する目的

			をもって所有する資産（例えば遊休施設、未稼動設備等）を含む。） 並びにリース資産 事業用敷地、公舎敷地等の経営附属用土地等であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係あるものを除く。）及び測量費の合計額
	土地	管路施設用地 処理施設用地 マンホールポンプ施設用地 真空式施設用地 その他用地	
	立木		
	建物	事務所、作業場、倉庫及び車庫のほか、公舎その他経営附属用建物及び建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備（買収建物を使用するために要した模様替え、改造等の費用及び建物に直接関係ある整地費を含む。） 処理施設建物 その他建物	
	建物減価償却累計額	建物の減価償却に対して留保された累計額	
		処理施設建物 減価償却累計	

	額	
	その他建物減	
	価償却累計額	
構築物		浄化センター、管渠、その他土地 に定着する土木施設又は工作物
	管路施設	
	処理施設	
	その他構築物	
構築物減価償		構築物の減価償却に対して留保
却累計額		された累計額機械、装置、コンベ
		ヤ等の運搬設備及びこれらの附
		属品
機械及び装置		機械、装置、コンベヤ等の運搬設
		備及びこれらの附属品
	処理施設機械	
	電気設備	
	マンホールポ	
	ンプ施設機械	
	電気設備	
	真空式施設機	
	械電気設備	
	その他機械電	
	気設備	
機械及び装置		機械及び装置の減価償却に対し
減価償却累計		て留保された累計額
額		
車両運搬具		自動車その他の運搬具
	車両運搬具	
車両運搬具減		車両運搬具の減価償却に対して
価償却累計額		留保された累計額

		工具、器具及び備品	機械及び装置の附属設備に含まれない器具並びに電話設備、金庫、机等の備品で耐用年数1年以上であり、かつ、取得価額が10万円以上のもの
		工具、器具及び備品 その他備品	
		工具、器具及び備品減価償却累計額	工具、器具及び備品の減価償却に対して留保された累計額
		リース資産	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		リース資産減価償却累計額	リース資産の減価償却に対して留保された累計額
		建設仮勘定	有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（手付金又は前払金及び内払金を含む。）を建設目的ごとに区分しないで一括して記載する。
		その他有形固定資産	上記以外の有形固定資産
		その他有形固定資産減価償却累計額	
	無形固定資産		有償取得した水利権、地上権、特許権、施設利用権等
		水利権	河川法（昭和39年法律第167号）第23条に規定する権利

		借地権	建物の所有を目的として土地のうえに設定された民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する権利
		地上権	民法第265条に規定する権利
		特許権	特許法（昭和34年法律第121号）第29条に規定する権利
		施設利用権	電気・ガス供給施設利用権（電気事業者又はガス事業者に対して電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利）等
		電話加入権	電話機、交換機、電話線その他の電気通信設備を設けるために要する費用
		建設仮勘定	
		ソフトウェア	自己利用目的で購入したソフトウェアの購入に要する費用等
		リース資産	無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		その他無形固定資産	
	投資その他の資産	投資有価証券	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券並びにこれに係る払込金額領収証書及び申込金額領収証書で、投資

				の目的をもって所有するもの
			地方債	
			国債	
			株式	
			社債	
			電信電話債権	
			その他有価証券	
		出資金	出資金	
		長期貸付金	一般貸付金	
			他会計貸付金	
			職員貸付金	
		破産更生債権等		
		貸倒引当金		
		基金		
		その他投資		

(2) 流動資産

款	項	目	節	備考
流動資産	現金預金	現金		現金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手
		預金		貸借対照表日から起算して1年以内に期限が到来する定期預金、普通預金等
	未収金			未収金は、営業未収金、営業外未収金及びその他未収金に区分す

		営業未収金	未収何々 過年度未収 何々	る。 営業活動に係る未収入額
		営業外未収金	未収何々 過年度未収 何々	営業活動以外の営業外収益の未 収入額
		その他未収金	未収何々 過年度未収 何々	固定資産売却代金等上記以外の 未収金
	貸倒引当金			未収金の回収不能に備えるため に引き当てるもの
	有価証券			一時的所有を目的とする有価証 券（受入れ保証金の代用として提 供されたもので、短期間内に返却 されるものを除く。）
		所有有価証券		一時所有の目的をもって有する 市場性のある有価証券
		保管有価証券		受入れ保証金の代用として預っ た有価証券等
	貯蔵品			いまだ使用に供されていない材 料並びに耐用年数1年未満又は 取得価額が10万円未満の工具、器 具及び備品（固定資産の建設又は 改良に使用するため取得された

				もので、建設仮勘定に属するものを除く。)
		貯蔵品	貯蔵品	
短期貸付金		一般短期貸付金	一般短期貸付金	他会計及び職員等以外に対する短期貸付金
		他会計貸付金	他会計貸付金	他会計に対する短期貸付金
		職員貸付金	職員貸付金	職員等に対する短期貸付金
貸倒引当金				短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
前払費用		前払費用	前払費用	前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で、貸借対照表日から起算して1年以内に費用となるもの
			未経過保険料 その他前払費用	
前払金				物品の購入、工事の請負等に際して前払いされた金額で、前払費用に属しないもの
		前払金		

			工事前払金	
			その他前払金	
	未収収益	前払消費税及び地方消費税		一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合にすでに提供した役務に対して未だ支払を受けていないもの
	貸倒引当金	未収収益		未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	仮払金	仮払金		
			仮払消費税及び地方消費税	
			特定収入仮払消費税及び地方消費税	
			その他仮払金	
	その他流動資産	その他流動資産		上記以外の流動資産

資本勘定

(1) 資本金

款	項	目	節	備考
資本金	自己資本金	自己資本金		自己資本金は、固有資本金、出資金及び組入資本金に区分する。

			固有資本金	企業開始の時にける資産の総額から建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業債、負債及び基金（法適用以前から存在していたもので、法適用後も特に当該名称で維持し、積み立て、又は運用しようとするもの）の合計額を控除した額
			出資金	他会計からの出資金の額
			組入資本金	

(2) 剰余金

款	項	目	節	備考
剰余金	資本剰余金	再評価積立金		
		受贈財産評価額		贈与を受けた財産の評価額
		国庫（県）補助金		建設工事に対する国庫（県）補助金
		他会計補助金		
		他会計負担金		
		工事負担金		建設又は改良工事のための負担金
		受益者分担金		
		寄付金		建設又は改良に要する費用に充てるための寄附金
		その他資本剰余金		上記以外の資本剰余金
	利益剰余金	減債積立金		

	利益積立金 建設改良積立 金 その他積立金 当年度未処分 利益剰余金 (又は当年度 未処理欠損 金)	上記以外の積立金 当年度末における繰越利益剰余 金(又は繰越欠損金)の額に当年 度の純利益(又は純損失)の金額 を加減した額
--	--	--

(注) 節については、事態の発生の都度新設することができるものとする。

負債勘定

(1) 固定負債

款	項	目	節	備考
固定負債	企業債	建設改良費等 の財源に充て るための企業 債 その他の企業 債		建設又は改良工事に要する資金 に充てるため発行した企業債(1 年内に償還期限の到来するもの を除く。) 建設又は改良工事以外の目的に 要する資金に充てるため発行し た企業債(1年内に償還期限の到 来するものを除く。)
	他会計借入金	建設改良費等 の財源に充て るための他会 計借入金 その他の他会 計借入金		建設又は改良工事に要する資金 に充てるために他会計から繰り 入れた繰入金(1年内に返済期限 の到来するものを除く。) 建設又は改良工事以外の目的に 要する資金に充てるために他会

	長期借入金	長期借入金	計から繰り入れた繰入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。） 上記以外の長期借入金
	リース債務		ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）
	引当金	退職給付引当金	将来生ずることが予想される職員に対する退職手当及び退職一時金の支払に充てるための引当額
		修繕引当金	将来発生することが予想される多額の修繕費の準備のための引当額
		特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金
	その他固定負債	その他引当金	
		その他固定負債	

(2) 流動負債

款	項	目	節	備考
流動負債	一時借入金			借入金等で貸借対照表日から起算して1年以内に返還又は支払を要するもの

	一時借入金	
	起債前借	
企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	1年以内に償還期限の到来する建設又は改良工事に要する資金に充てるため発行した企業債
	その他の企業債	1年以内に償還期限の到来する建設又は改良工事以外の目的に要する資金に充てるため発行した企業債
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金	1年以内に返済期限の到来する建設又は改良工事に要する資金に充てるために他会計から繰り入れた繰入金
	その他の他会計借入金	1年以内に返済期限の到来する建設又は改良工事以外の目的に要する資金に充てるために他会計から繰り入れた繰入金
リース債務		1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
未払金	営業未払金	営業費用の未払金
	諸未払金	
	営業外未払金	営業外費用の未払金
	諸未払金	
	未払消費税及び地方消費税	

		その他未払金	貯蔵品、資本的支出等の未払金
			貯蔵品購入未
			払金
			工事未払金
			諸未払金
	未払費用		未払利息、未払賃貸料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合における既に提供を受けた役務の対価の未払額
		未払費用	
			未払人件費
			未払保険料
			未払利息
			諸未払費用
	前受金		契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの
		営業前受金	前受簡易水道料金、前受受託工事代金等主たる営業活動に係る収益の前受額
		営業外前受金	前受利息、前受賃貸料等金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額
		その他前受金	固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額
	預り金		
		預り金	
			預り保証金
			預り税金

		預り納付金	健康保険料、共済掛金、厚生年金、 雇用保険等の預り金
		預り還付未済 金	
		その他預り金	
仮受金	仮受金	仮受農業集落 排水施設使用 料	
		仮受消費税及 び地方消費税	
		その他仮受金	
預り保証有価 証券	預り保証有価 証券		
引当金	賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、 当年度負担相当額を見積計上す る引当金
	法定福利費引 当金		賞与引当金に対する法定福利費 相当額を見積計上する引当金
	修繕引当金		企業の所有する設備等について、 毎事業年度行われる通常の修繕 が何らかの理由で行われなかつ た場合において、その修繕に備え て計上する引当金
	その他引当金		
その他流動負 債			

		その他流動負債	
			その他流動負債

(注) 節については、事態の発生の都度新設することができるものとする。

(3) 繰延収益

款	項	目	節	備考
繰延収益	繰延収益	長期前受金	受贈財産評価額 国庫（県）補助金 他会計補助金 他会計負担金 工事負担金 受益者分担金 寄付金 その他資本剰余金	
		長期前受金収益化累計額	受贈財産評価額収益化累計額 国庫（県）補助金収益化累計額 他会計補助金	

			収益化累計額
			他会計負担金
			収益化累計額
			工事負担金収
			益化累計額
			受益者負担金
			収益化累計額
			寄付金収益化
			累計額
			その他資本剰
			余金収益化累
			計額

(注) 節については、事態の発生の都度新設することができるものとする。

整理勘定

収入

款	項	目	節	備考
資本的収入	企業債	公営企業債 災害復旧債		企業債、国庫補助金、出資金等の 資本・負債勘定の収入 建設改良のための企業債及び建 設改良以外の企業債
	出資金	他会計出資金		法第18条に規定するもので、一般 会計又は他の会計から繰り出さ れた出資金
	長期借入金	他会計長期借		法第18条の2に規定するもので、 一般会計又は他の会計から繰り 出された長期借入金

	入金	
固定資産売却 代金		固定資産の売却収入
	何々売却代金	
国庫（県）支 出金		国庫及び県の資本的支出に対す る負担金及び補助金
	国庫（県）補 助金	
他会計支出金		
	他会計負担金	
	他会計補助金	
負担金		
	工事負担金	
	受益者分担金	
その他資本的 収入		
	寄附金	寄附金収入
	貸付金返済収 入	長期貸付金の返済収入
	その他収入	上記以外の資本的収入

支出

款	項	目	節	備考
資本的支出				固定資産の原価に算入される費 用、企業債、長期貸付金等の償還 金、他会計への繰出金等
	建設改良費 (工事勘定)			固定資産の原価に算入される費 用
		何々費		工事勘定整理科目で、工事種目別 ごとに経理する。

給料
手当等
報酬
法定福利費
旅費
退隠料
退職給付金
報償費
交際費
被服費
備用品費
食糧費
燃料費
光熱水費
印刷製本費
通信運搬費
広告料
委託料
手数料
賃借料
修繕費
工事請負費
動力費
薬品費
材料費
補償金
研修費
厚生費
負担金
保険料

		補助金	
		雑支出	
		土地購入費	
		出資金	
		雑費	
	施設及び無形		固定資産の原価に算入する既成
	固定資産取得		施設の購入費及び無形固定資産
	費		取得費
		何々施設購入	
		費	
		無形固定資産	
		取得費	
	器具機械費		固定資産の原価に算入する器具
			機械の購入費
		器具機械費	
	リース資産購		
	入費		
		リース資産購	
		入費	
	災害復旧費		
企業債償還金			
	企業債償還金		
		元金償還金	
受益者負担金			
返還金			
	受益者負担金		
	返還金		
		受益者負担金	
		返還金	
長期借入金返			

済	長期借入金返 済	元金返済金
その他固定負 債返済	その他固定負 債返済	その他固定負 債返済
他会計への繰 出金	何々事業会計 への繰出金	繰出金
投資	投資有価証券	投資有価証券
その他資本的 支出	その他資本的 支出	
予備費	予備費	

(注) 災害復旧費の節は、何々費の節によるものとし、節については、事態の発生の都度新設することができる。

別表第2 (第17条関係)

収入調定の整理時期及び範囲

区分	調定額	収入調定何書の起案時期	収入調定通知の添付書類
----	-----	-------------	-------------

農業集落排水施設使用料		料金又は使用料を決定した額	料金又は使用料を決定したとき。	
受託工事収益		収入を決定した額	収入を決定したとき。	
その他営業収益	材料売却収益	契約金額	契約を締結したとき。	決裁文書及び契約書
	産物売却収益			
	手数料	納入通知書により収入しようとする額	収入を決定したとき。	
	雑収益	収入金の種別に応じて上記それぞれに準ずる額	〃	
受取利息及び配当金		収入を決定した額	〃	
他会計負担金		収入を決定した額	収入を決定したとき。	
他会計補助金		補助決定された額	補助決定されたとき。	交付決定通知書
企業債		借入申込みした額	借入申込みをしたとき。	
出資金		出資決定した額	出資決定したとき。	
固定資産売却代金		契約金額	契約を締結したとき。	決裁文書及び契約書
国(県)支出金		交付指令のあった額	交付指令のあったとき。	交付決定通知書
工事負担金		収入を決定した額	収入を決定したとき。	

受益者分担金		賦課決定した額	賦課額を決定したとき。	
雑収益	有価証券売却収益 不用品売却収益	収入を決定した額	収入を決定したとき。	決裁文書
	賃貸料	契約金額	単年度賃貸のものは契約を締結したとき（長期賃貸のものは年度当初）。	
	その他雑収益	収入を決定した額	収入を決定したとき。	上記それぞれの書類に準ずる。

備考 この表に定めのないものは、市長が別に定めるものとする。

別表第3（第29条関係）

支出負担行為の整理時期及び範囲並びに添付書類

区分	支出負担行為伺書の記票時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類及び支出命令書に添付する書類
給料	支出しようとするとき。	支出しようとする当該期間の額	支給調書
手当等	〃	〃	〃
賞与引当金繰入額	引き当てようとするとき。	〃	〃
報酬	支出しようとするとき。	支出しようとする当該期間の額	支給調書
法定福利費	〃	支出しようとする額	払込書及び払込明細書
旅費	旅行命令しようとするとき、又は旅行依頼しようとするとき。	支出しようとする額	会議通知（案内）書
退職給付	支出しようとする	〃	支給調書

費	とき。		
報償費 (謝礼金)	支出しようとするとき。	支出しようとする額	事務事業に伴う場合は、決裁文書及び支給調書
(贈呈物品)	購入しようとするとき。	契約金額又は請求のあった額	事務事業に伴う場合は、決裁文書、契約書(請書又は見積書)及び入札書(見積書)
(買上金)	買上げしようとするとき。	買上げしようとする額	事務事業に伴う場合は、決裁文書及び買上明細書
被服費	購入しようとするとき。	契約金額又は請求のあった額	事務事業に伴う場合は、決裁文書及び買上明細書
備用品費	”	”	決裁文書(前例となるもの又は機種を選定について重要なもの)、契約書(請書又は見積書)、入札書(見積書)及び請求明細書
食糧費	購入しようとするとき、又は支出しようとするとき。	請求のあった額	事務事業に伴う場合は、決裁文書及び請求明細書特別地方消費税を徴収されるものにあつては、公給請求書
燃料費	購入しようとするとき。	購入しようとする額	請求書
光熱水費	請求のあったとき。	請求のあった額	請求書及び払込書
印刷製本費	印刷しようとするとき。	契約金額又は請求のあった額	契約書(請書又は見積書)及び入札書(見積書)
通信運搬費	支出しようとするとき。	支出しようとする額又は請求のあった額	納付書、見積書及び請求明細書
委託料	委託契約しようとするとき。	契約金額又は請求のあった額	決裁文書、契約書及び入札書(見積書)
手数料	契約しようとするとき、又は請求のあ	”	決裁文書(重要なもの)、契約書、請求明細書及び納付書

	ったとき。		
賃借料・リース資産 購入費			
継続的契約以外の場合	契約しようとするとき。	〃	決裁文書（不動産及びこれに準ずる重要なもの）、契約書、見積書及び納付書類
継続的契約による場合	契約しようとするとき、又は請求のあったとき。	〃	決裁文書（不動産及びこれに準ずる重要なもの）、契約書、請求書及び納付書類
修繕費	修繕しようとするとき。	〃	決裁文書（重要なもの）、契約書（請書又は見積書）及び入札書（見積書）
修繕引当金繰入額・特別修繕引当金繰入額	引き当てようとするとき。	〃	決裁文書、契約書（請書又は見積書）及び入札書（見積書）
工事請負費	工事を実施しようとするとき。	〃	契約書（請書）、設計書、図面、仕様書、入札書及び工事検査報告書
動力費	請求のあったとき。	請求のあった額	請求書
薬品費	購入しようとするとき。	契約金額又は請求のあった額	決裁文書（使用薬品の選定について重要なもの）、契約書（請書又は見積書）、入札書（見積書）及び請求明細書
材料費	購入しようとするとき。	購入しようとする額	決裁文書及び入札書（見積書）
補償金	契約しようとするとき、又は支出しようとするとき。	契約金額又は支出しようとする額	決裁文書、算定明細書、契約書等

研修費	研修しようとするとき。	支出しようとする額	研修通知（案内）書
厚生費	支出しようとするとき。	〃	決裁文書
負担金	請求のあったとき、又は指令しようとするとき。	請求のあった額又は指令した額	決裁文書（会議、研修等の出席者負担金を除く。）、申請書、事業計画書類、指令書写し及び請書
保険料	契約しようとするとき、又は支出しようとするとき。	契約金額又は支出しようとする額	決裁文書（重要なもの）、契約書及び払込書
有形固定資産減価償却費	減価償却をしようとするとき。	減価償却をしようとする額	決裁文書
無形固定資産減価償却費	〃	〃	〃
固定資産除却費	除却しようとするとき。	除却しようとする額	〃
棚卸資産減耗費	減耗しようとするとき。	減耗しようとする額	〃
材料売却原価	売却しようとするとき。	売却しようとする原価	〃
雑支出	支出しようとするとき。	支出しようとする額	決裁文書、請求書及び納付書類
企業債利息	〃	〃	決裁文書その他借入れのための関係書類及び納付書類
長期借入金利息	〃	〃	〃
一時借入金利息	〃	〃	〃

不用品売却原価	売却しようとするとき。	売却しようとする原価	決裁文書
その他雑支出	支出しようとするとき。	支出しようとする額	決裁文書、請求書（医療機関等）、受領書、明細書、判決書写し等
その他負担金	〃	〃	〃
利子補給金	利子補給しようとするとき。	利子補給しようとする額	決裁文書及び契約書
補助金	指令しようとするとき。	指令しようとする額	指令書写し及び請書
雑費	支出しようとするとき。	支出しようとする額	決裁文書
貸倒引当金繰入額	引き当てようとするとき。	引き当てようとする額	決裁文書その他引き当てるための関係書類
土地購入費	契約しようとするとき。	契約しようとする額	決裁文書、鑑定評価書、契約書及び登記済書類
器具機械費	購入しようとするとき。	購入しようとする額	契約書（請書）、入札書（見積書）及び請求明細書
元金償還金	償還しようとするとき。	償還しようとする額	決裁文書及び納付書類
元金返済金	〃	〃	〃
受益者負担金返還金	返還しようとするとき。	返還しようとする額	決裁文書
他会計への繰出金の繰出金	繰り出そうとするとき。	繰出ししようとする額	決裁文書及び納付書類
消費税及び地方消費税	納税しようとするとき。	納税しようとする額	決裁文書及び納付書類

特別損失	損失を計上しようとするとき。	損失として計上しようとする額	決裁文書
その他資本的支出	支出しようとするとき。	支出しようとする額	決裁文書
施設及び無形固定資産取得費	取得しようとするとき。	取得しようとする額	決裁文書及び取得のための関係書類
投資有価証券購入費	購入しようとするとき。	購入しようとする額	決裁文書

【様式は掲載省略】

静岡市規則第25号

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市介護保険条例等施行規則(平成15年静岡市規則第71号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6章の5 指定介護療養型医療施設(第54条の27—第54条の33)」を「第6章の5 削除」に改める。

第31条第2項中「静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年静岡市条例第27号)」を「静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年静岡市条例第36号)」に改める。

第45条の2から第45条の6までを次のように改める。

第45条の2から第45条の6まで 削除

第45条の8中「第45条の6及び」を「省令第131条第1項、第3項及び第4項並びに」に改める。

第54条の2から第54条の5までを次のように改める。

第54条の2から第54条の5まで 削除

第54条の7中「第54条の4から前条まで」を「省令第131条の13第1項、第3項及び第4項、省令第140条の30第1項、第3項及び第4項並びに前条」に改める。

第54条の10から第54条の13までを次のように改める。

第54条の10から第54条の13まで 削除

第54条の15中「第54条の12から前条まで」を「省令第140条の35第1項及び第2項、省令第140条の37第1項から第3項まで及び前条」に改める。

第54条の17及び第54条の18を次のように改める。

第54条の17及び第54条の18 削除

第54条の20中「第54条の18及び」を「省令第133条第1項から第3項まで及び」に改める。

第54条の21から第54条の24までを次のように改める。

第54条の21から第54条の24まで 削除

第54条の26中「第54条の23から前条まで」を「省令第135条第1項及び第2項、法第91条及び

前条」に改める。

第54条の26の2及び第54条の26の3を次のように改める。

第54条の26の2及び第54条の26の3 削除

第54条の26の5を次のように改める。

第54条の26の5 削除

第6章の5を次のように改める。

第6章の5 削除

第54条の27から第54条の33まで 削除

様式第7号中

「

申請者氏名又は提出代行者名称	該当に○（地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設・介護医療院）	被保険者との関係 (注)提出代行者は記入しない。	
----------------	--	-----------------------------	--

を

」

「

申請者氏名又は提出代行者名称		被保険者との関係 (注)提出代行者は記入しない。	
----------------	--	-----------------------------	--

に

」

改める。

様式第49号の2から様式第49号の7までを次のように改める。

様式第49号の2から様式第49号の7まで 削除

様式第50号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第50号の2を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第51号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第52号中

「

基準該当事業所番号	
-----------	--

を

」

「

法人番号	
基準該当事業所番号	

に

」

改め、同様式（注）1を次のように改める。

- 1 事業の再開に係る届出の場合は、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が分かる書類を添付してください。

様式第52号の6を次のように改める。

様式第52号の6 削除

様式第52号の10を次のように改める。

様式第52号の10 削除

様式第52号の11の2及び様式第52号の11の3を次のように改める。

様式第52号の11の2及び様式第52号の11の3 削除

様式第52号の11の5から様式第52号の12までを次のように改める。

様式第52号の11の5から様式第52号の12 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市介護保険条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

静岡市規則第26号

静岡市介護老人保健施設の開設許可等に関する規則を廃止する規則をここに制定する。

令和6年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市介護老人保健施設の開設許可等に関する規則を廃止する規則

静岡市介護老人保健施設の開設許可等に関する規則（平成17年静岡市規則第47号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市規則第27号

静岡市介護医療院の開設許可等に関する規則を廃止する規則をここに制定する。

令和6年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市介護医療院の開設許可等に関する規則を廃止する規則
静岡市介護医療院の開設許可等に関する規則(平成30年静岡市規則第48号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市規則第28号

静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の管理職手当に関する規則

静岡市職員の管理職手当に関する規則（平成15年静岡市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

	会計管理者			を
--	-------	--	--	---

 」

「

	会計管理者			に、
	消防次長			

 」

「

	診療部長			を
	消防次長			

 」

「

	診療部長			に、
--	------	--	--	----

 」

「

	副区長			を
	危機管理総室長			

 」

「

	副区長			に、
--	-----	--	--	----

 」

「	医療技術部長 会計室長		を
	担当部長 健康長寿推進監	106,400円	

「	医療技術部長 産業基盤強化本部長 会計室長 消防管理監		に、
	担当局次長 担当部長 健康長寿推進監 子育て教育政策監	106,400円	

「	治験・臨床研究管理室長		を
---	-------------	--	---

「	治験・臨床研究管理室長 システム管理室長		に、
---	-------------------------	--	----

「	課長 危機管理総室次長	83,000円	を
---	----------------	---------	---

「	課長	83,000円	に、
---	----	---------	----

「	動物指導センター所長 保健所清水支所長 児童相談所長 市場長 経済事務所長	を	」
---	---	---	---

「	動物愛護センター所長 保健所清水支所長 児童相談所長 産業基盤強化本部次長 市場長 葵・駿河農林施設管理事務所長	に、	」
---	---	----	---

「	区会計管理者	を	」
---	--------	---	---

「	区会計管理者 消防管理室長	に	」
---	------------------	---	---

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市規則第29号

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年静岡市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員に係る勤勉手当の支給割合）

第4条 条例第10条の2第3項（条例第18条の規定において準用する場合を含む。）に規定する市規則で定める勤勉手当の支給割合は、静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成15年静岡市規則第38号）第19条に規定する期間率に100分の205の範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た割合とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市規則第30号

静岡市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市公印規則の一部を改正する規則

静岡市公印規則（平成15年静岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「企画局システム管理課長」を「総合政策局DX推進課長」に改める。

別表第1中

「

保健所印	10	隸書	正方形	方21	1	保健予防課長
保健所長印	7	隸書	正方形	方21	1	保健予防課長
病院印	11	隸書	正方形	方21	1	病院総務課長
病院長印	12	隸書	正方形	方21	1	病院総務課長

を

」

「

保健所長印	7	隸書	正方形	方21	1	保健所総務課長
病院印	11	隸書	正方形	方21	1	病院経営企画課長
病院長印	12	隸書	正方形	方21	1	病院経営企画課長

に、

」

「

建築主事印	19	隸書	正方形	方21	1	建築指導課長
水防団長印	20	隸書	正方形	方21	1	危機管理総室次長

を

」

「

建築主事印	19	隸書	正方形	方21	1	建築安全推進課長
水防団長印	20	隸書	正方形	方21	1	危機管理課長

に、

」

行財政改革推進審議会 会長印	24	隸書	正方形	方21	1	総務課長	を
政策・施策外部評価委 員会委員長印	23	隸書	正方形	方21	1	総務課長	
行財政改革推進審議会 会長印	24	隸書	正方形	方21	1	総務課長	に、
国民保護協議会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	危機管理総室次長	を
防災会議会長印	24	隸書	正方形	方18	1	危機管理総室次長	
国民保護協議会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	危機管理課長	に、
防災会議会長印	24	隸書	正方形	方18	1	危機管理課長	
環境審議会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	環境創造課長	を
環境審議会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	G X推進課長	に、
感染症診査協議会委員 長印	23	隸書	正方形	方21	1	保健予防課長	を
感染症診査協議会委員	23	隸書	正方形	方21	1	感染症対策課長	に、

長印						
----	--	--	--	--	--	--

「

開発審査会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	開発指導課長
土地利用審査会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	開発指導課長

を

「

開発審査会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	開発審査課長
土地利用審査会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	開発審査課長

に、

「

建築審査会会長印	24	てん書	正方形	方18	1	建築指導課長
建築紛争調停委員会会長印	24	てん書	正方形	方18	1	建築指導課長

を

「

建築審査会会長印	24	てん書	正方形	方18	1	建築安全推進課長
建築紛争調停委員会会長印	24	てん書	正方形	方18	1	建築安全推進課長

に、

「

景観審議会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	建築総務課長
屋外広告物審議会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	建築総務課長

を

「

景観審議会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	景観まちづくり課長
屋外広告物審議会会長印	24	隸書	正方形	方18	1	景観まちづくり課

に

印						長
---	--	--	--	--	--	---

改める。

別表表3の1市印の表中

子育て支援課専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	19	各福祉事務所子育て支援課長	子ども医療費、母子家庭等医療費及び児童扶養手当の受給者の資格並びに子どものための教育・保育給付を受ける資格に関する事務用
------------	---	----	-----	------------	----	---------------	--

を

子育て支援課専用市印	2	隸書	だ円形	長径8 短径6	19	各福祉事務所子育て支援課長	子ども医療費、ひとり親家庭等医療費及び児童扶養手当の受給者の資格並びに子どものための教育・保育給付を受ける資格に関する事務用
------------	---	----	-----	------------	----	---------------	--

に

改め、別表第3の2市長印の表中

局専用市長印	31	隸書	正方形	方24	12	事務専決規則第8条	局の分掌事務（国、地方公共団体等に対する要請、要望、
--------	----	----	-----	-----	----	-----------	----------------------------

						第3項の局筆頭課長及び消防総務課長	請願及び陳情に関する事務、2以上の局又は総室に関連する事務並びに総務課長が特に必要と認める事務並びに他の専用公印の用途に定められたものを除く。)用
危機管理総室専用市長印	32	隸書	正方形	方21	1	危機管理総室次長	感震ブレーカ設置事業に係る補助に関する事務用

を

」

「

局専用市長印	31	隸書	正方形	方24	12	事務専決規則第8条第3項の局筆頭課長及び消防総務課長	局の分掌事務（国、地方公共団体等に対する要請、要望、請願及び陳情に関する事務、2以上の局に関連する事務並びに総務課長が特に必要と認める事務並びに他の専用公印の用途に定められたものを除く。)用
--------	----	----	-----	-----	----	----------------------------	---

に、

」

「

戸籍管理課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	戸籍管 理課長	住居表示、改葬の許 可並びに市営墓地、 市営納骨堂及び斎 場の利用に関する 事務並びに行政区 画及び住所変更証 明用
----------------	---	----	-----	-----	---	------------	--

を

「

戸籍管理課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	戸籍管 理課長	住居表示、改葬の許 可並びに市営墓地、 市営納骨堂及び斎 場の利用に関する 事務並びに行政区 画及び住所変更証 明用
文化振興課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	文化振 興課長	文化事業の実施及 び市民文化活動の 促進に関する事務 用
スポーツ振 興課専用市 長印	5	隸書	正方形	方21	1	スポー ツ振興 課長	スポーツ及びレク リエーションの実 施並びに学校体育 施設等の利用に関 する事務用

に、

「

動物指導セ ンター専用	9	隸書	正方形	方21	1	動物指 導セン	動物取扱業及び特 定動物の飼養又は
----------------	---	----	-----	-----	---	------------	----------------------

市長印						ター所 長	保管の許可並びに 飼い犬に係る措置 命令に関する事務 用
保健予防課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	保健予 防課長	小児慢性特定疾病 医療費の支給、指定 小児慢性特定疾病 及び指定難病に係 る医療機関及び指 定医の指定、難病患 者の保健、結核、自 立支援医療（育成医 療）並びに予防接種 に関する事務用

を

「

動物愛護セ ンター専用 市長印	9	隸書	正方形	方21	1	動物愛 護セン ター所 長	動物取扱業及び特 定動物の飼養又は 保管の許可並びに 飼い犬に係る措置 命令に関する事務 用
保健所総務 課専用市長 印	5	隸書	正方形	方21	1	保健所 総務課 長	小児慢性特定疾病 医療費の支給、指定 小児慢性特定疾病 及び指定難病に係 る医療機関及び指 定医の指定、難病患 者の保健並びに自

に、

							立支援医療（育成医療）に関する事務用
感染症対策課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	感染症対策課長	結核及び予防接種に関する事務用

」

「

子ども家庭課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	子ども家庭課長	子ども医療費、母子家庭等医療費、不妊治療費、里帰り等妊婦健康診査費、里帰り等産婦健康診査費及び里帰り等新生児等聴覚スクリーニング検査費の助成、児童手当、児童扶養手当及び子ども手当の支給、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付け、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の援護並びに産後ケア事業及びママケアデイサービス事業の利用承認に関する事務用
-------------	---	----	-----	-----	---	---------	--

を

」

「

子ども家庭課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	子ども家庭課長	子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、不妊治療費、里帰り等妊婦健康診査費、里帰り等産婦健康診査費及び里帰り等新生児等聴覚スクリーニング検査費の助成、児童手当及び児童扶養手当の支給、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付け、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の援護並びに産後ケア事業及びママケアデイサービス事業の利用承認に関する事務用
-------------	---	----	-----	-----	---	---------	--

に、

「

病院施設課専用市長印	11	隸書	正方形	方21	1	病院施設課長	病院における物品調達、物品修繕、物品業務委託、物品賃借、施設修繕及び施設業務委託に係る契約並びに行政財
------------	----	----	-----	-----	---	--------	---

を

							産目的外使用の許可に関する事務用
--	--	--	--	--	--	--	------------------

「

病院経営企画課専用市長印	11	隸書	正方形	方21	1	病院経営企画課長	病院における職員の給与及び履歴証明、物品調達、物品修繕、物品賃借、施設修繕並びに業務委託に係る契約並びに行政財産の目的外使用の許可に関する事務用
--------------	----	----	-----	-----	---	----------	--

に、

「

治山林道課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	治山林道課長	治山事業、林道事業及び災害復旧に係る工事及び業務委託、林道の通行許可並びに登記及び事業用地の使用に関する事務用
中山間地振興課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	中山間地振興課長	森林整備、中山間地域等直接支払交付金、有害鳥獣の駆除及び農林産物被害対策並びに所管に係る財産の管理に関する事務用
開発指導課	5	隸書	正方形	方21	1	開発指	都市計画法（昭和43

を

専用市長印						導課長	年法律第100号) 及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)に基づく許可、証明、請求等の事務用
-------	--	--	--	--	--	-----	---

「

森林政策課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	森 林 政 策課長	治山事業、林道事業及び災害復旧に係る工事及び業務委託、林道の通行許可並びに登記及び事業用地の使用に関する事務用
中山間地振 興課専用市 長印	5	隸書	正方形	方21	1	中 山 間 地 振 興 課長	中山間地域等直接支払交付金、中山間地域の振興に関する補助金、有害鳥獣の駆除及び農林産物被害対策並びに所管に係る財産の管理に関する事務並びに公文書の公開決定用
開発審査課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	開 発 審 査 課 長	都市計画法(昭和43年法律第100号)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設

に、

							省令第49号) に基づく許可、証明、請求等の事務用
--	--	--	--	--	--	--	---------------------------

「

清水都市整備課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	清水都市整備課長	清水駅周辺整備事業及び草薙駅周辺整備事業並びに所管に係る財産に関する事務用
--------------	---	----	-----	-----	---	----------	---------------------------------------

を

「

清水まちづくり推進課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	清水まちづくり推進課長	清水駅周辺整備事業及び草薙駅周辺整備事業並びに所管に係る財産に関する事務用
-----------------	---	----	-----	-----	---	-------------	---------------------------------------

に、

「

公園整備課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	公園整備課長	公園の維持管理、公園等の事業用地の取得及び寄附金採納に関する事務用
------------	---	----	-----	-----	---	--------	-----------------------------------

を

「

公園建設管理課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	公園建設管理課長	公園の維持管理、公園等の事業用地の取得及び寄附金採納に関する事務用
--------------	---	----	-----	-----	---	----------	-----------------------------------

に、

「

建築指導課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	建築指導課長	道路の位置の指定等、建築物の許可等及び認定審査等、狭あい道路拡幅整備事業、建築物等耐震化促進事業並びに長期優良住宅の普及の促進に関する事務並びに各種証明書用
----------------	---	----	-----	-----	---	--------	--

」

を

「

建築安全推進課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	建築安全推進課長	道路の位置の指定等、建築物の許可等及び認定審査等、狭あい道路拡幅整備事業、建築物等耐震化促進事業並びに長期優良住宅の普及の促進に関する事務並びに各種証明書用
--------------	---	----	-----	-----	---	----------	--

」

に、

「

地域総務課 専用市長印	14	隸書	正方形	方21	3	各区役所地域総務課長	自主防災組織助成事業、自治会・町内会に係る補助、被災者の援護、鳥獣飼養登録、住居表示の維
----------------	----	----	-----	-----	---	------------	--

」

							持管理、地縁による 団体及び市営墓地 の利用（清水区役所 に限る。）に関する 事務並びに行政区 画及び住所変更証 明用
--	--	--	--	--	--	--	---

を

「

地域総務課 専用市長印	14	隸書	正方形	方21	3	各区役 所地域 総務課 長	自主防災組織助成 事業、自治会・町内 会に係る補助、被災 者の援護、鳥獣飼養 登録、住居表示の維 持管理、地縁による 団体、改葬の許可及 び市営墓地の利用 （清水区役所に限 る。）に関する事務 並びに行政区画及 び住所変更証明用
----------------	----	----	-----	-----	---	------------------------	---

に

改める。

別表第3の4その他の印の表中

「

簡易水道事 業専用企業 出納員印	19	隸書	正方形	方21	1	市長が 指名す る職員	簡易水道事業に係 る出納用
------------------------	----	----	-----	-----	---	-------------------	------------------

を

「

簡易水道事業専用企業出納員印	19	隸書	正方形	方21	1	市長が指名する職員	簡易水道事業に係る出納用
農業集落排水事業専用企業出納員印	19	隸書	正方形	方21	1	市長が指名する職員	農業集落排水事業に係る出納用

に、

」

「

病院専用企業出納員印	24	隸書	正方形	方21	1	病院総務課長	病院出納事務用
------------	----	----	-----	-----	---	--------	---------

を

」

「

病院専用企業出納員印	24	隸書	正方形	方21	1	病院経営企画課長	病院出納事務用
------------	----	----	-----	-----	---	----------	---------

に

」

改める。

別表第4中

「

19	静岡市 簡易水道 事業企業 出納員印
----	-----------------------------

を

「

19	静岡市 〇〇〇 事業企業 出納員印
----	----------------------------

に改め、

」

」

「

32	危機管理総室 静岡市
----	---------------

を削る。

長	印
専	用

」

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市規則第31号

租税特別措置法の規定に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

租税特別措置法の規定に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法の規定に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則（平成15年静岡市規則第212号）の一部を次のように改正する。

第1条中「特定の民間再開発事業、」を削る。

第2条第5項を削り、同条第6項中「様式第3号の3）に別表第4」を「様式第3号の2）に別表第3」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「様式第3号の4）に、別表第5」を「様式第3号の3）に、別表第4」に改め、同項を同条第6項とする。

第3条第5号を削り、同条第6号中「前条第6項」を「前条第5項」に、「様式第6号の3」を「様式第6号の2」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「前条第7項」を「前条第6項」に、「様式第6号の4」を「様式第6号の3」に改め、同号を同条第6号とする。

別表第3を削り、別表第4を別表第3とし、別表第5を別表第4とする。

様式第3号の2を削り、様式第3号の3を様式第3号の2とし、様式第3号の4を様式第3号の3とする。

様式第6号の2を削り、様式第6号の3を様式第6号の2とし、様式第6号の4を様式第6号の3とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市規則第32号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

<p>15 次に掲げる場合において、職員が仕事と生活の調和を図るため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 夏季において、盆等の諸行事に参加する場合又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合</p> <p>イ 子等が在籍する学校等が実施する行事等に参加する場合、永年勤続した職員が健康の維持又は増進を図る場合、知識又は教養を高める活動に参加する場合、市民活動に参加する場合その他の市長が適当であると認める場合</p>	<p>アについては、原則として1年度の7月から9月までの期間内における、5日以内で必要と認める日数</p> <p>イについては、1年度において3日の範囲内の日数又は時間</p>
---	--

を

」

<p>15 次に掲げる場合において、職員が仕事と生活の調和を図るため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 夏季において、盆等の諸行事に参加する場合又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合</p> <p>イ 子等が在籍する学校等が実施する行事等に参加する場合、永年勤続した職員が健康の維持又は増進を図る場合、知識又は教養を高める活動に参加する場合、市民活動に参加する場合その他の市長が相当であると認める場合</p>	<p>アについては、原則として1年度の6月から10月までの期間内における、5日以内で必要と認める日数</p> <p>イについては、1年度において3日の範囲内の日数又は時間</p>
---	---

改める。

(静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則)

第2条 静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年静岡市規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

<p>14 次に掲げる場合において、職員が仕事と生活の調和を図るため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 夏季において、盆等の諸行事に参加する場合又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合</p> <p>イ 子等が在籍する学校等が実施する</p>	<p>アについては、原則として1年度の7月から9月までの期間内における、5日以内で必要と認める日数（採用日及び1週間の勤務日数に応じ、別表第5に定める範囲内）</p> <p>イについては、1年度において3日の範囲内の日数又は時間</p>
---	--

行事等に参加する場合、知識又は教養を高める活動に参加する場合、市民活動に参加する場合その他の市長が適当であると認める場合	
--	--

」

「

14 次に掲げる場合において、職員が仕事と生活の調和を図るため勤務しないことが相当であると認められるとき。ア 夏季において、盆等の諸行事に参加する場合又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合 イ 子等が在籍する学校等が実施する行事等に参加する場合、知識又は教養を高める活動に参加する場合、市民活動に参加する場合その他の市長が適当であると認める場合	アについては、原則として1年度の6月から10月までの期間内における、5日以上が必要と認める日数（採用日及び1週間の勤務日数に応じ、別表第5に定める範囲内） イについては、1年度において3日の範囲内の日数又は時間
--	--

に

」

改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（別表第3関係）

採用日 週の勤務日数	7月31日以前 の任用	8月1日から 8月31日 までの間の 任用	9月1日から 9月30日 までの間の 任用	10月1日から 10月31日 までの間の 任用	11月1日以 降の任用
5日以上	5日	4日	3日	2日	0日
4日	4日	3日	2日	1日	0日
3日	3日	2日	1日	0日	0日
2日	2日	1日	0日	0日	0日

1日	1日	0日	0日	0日	0日
----	----	----	----	----	----

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市規則第33号

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「(危機管理総室にあつては、副市長。第10条の規定を除き、以下同じ。)」を削り、同条第5号中「危機管理総室長並びに」を削り、同条第6号中「及び地域包括ケア・誰もが活躍推進本部長」を「、地域包括ケア・誰もが活躍推進本部長及び産業基盤強化本部長」に改め、同条第7号中「危機管理総室次長及び」を削り、「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長」の次に「及び産業基盤強化本部次長」を加え、「動物指導センター所長」を「動物愛護センター所長」に、「経済事務所長」を「葵・駿河農林施設管理事務所長」に改める。

第4条第1項第3号中「危機管理監、統括監」を「統括監、担当局次長」に改める。

第5条第1項中「及び清水病院」を「、産業基盤強化本部及び清水病院」に改め、同条第4項第1号中「危機管理監及び」を削り、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 担当局次長 局次長の専決に属する事項のうち、局次長が必要に応じ、市長の承認を得て指定するもの

第8条第3項中「福祉総務課を」の次に「、経済局にあつては産業政策課を」を加える。

第10条第1項の表中

「

市長	副市長。ただし、副市長が不在のとき（危機管理総室に関する事項を除く。）にあつては、主務局長等とする。
----	--

を

」

「

市長	副市長。ただし、副市長が不在のときにあつては、主務局長等とする。
----	----------------------------------

に、

」

危機管理監及び統括監	局次長等又は専決事項に応じて市長が指定する部長等	
局次長等（局に部を置く局の局次長を除く。）	主務課長等（局内で完結するものに限る。）	
部長等	専決事項に応じて市長が指定する担当部長又は主務課長等（公営競技事務所長、保健所長、児童相談所長及びこころの健康センター所長を含む。）	を
担当部長	主務課長等	

統括監	局次長等又は専決事項に応じて市長が指定する部長等	
局次長等（局に部を置く局の局次長を除く。）	専決事項に応じて市長が指定する担当局次長又は主務課長等（局内で完結するものに限る。）	
部長等	専決事項に応じて市長が指定する担当部長又は主務課長等（公営競技事務所長、保健所長、児童相談所長及びこころの健康センター所長を含む。）	に
担当局次長及び担当部長	主務課長等	

改める。

別表第1 共通専決事項（2）人事に関する事項の表中

2 所管事務を決定すること。	危機管理監、統括監、局理事及び理事（局長等を上司と	担当部長、環境政策監、健康長寿推進監、理事（局長	を
----------------	---------------------------	--------------------------	---

		する理事に限る。)	等を上司とする理事を除く。)及び参与	
--	--	-----------	--------------------	--

」

「

2 所管事務を決定すること。	危機管理監	統括監、局理事及び理事(局長等を上司とする理事に限る。)	担当局次長、担当部長、環境政策監、健康長寿推進監、子育て教育政策監、理事(局長等を上司とする理事を除く。)及び参与	
----------------	-------	------------------------------	---	--

に、

」

「

6 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。	副市長	局長等、危機管理監、統括監、局理事及び理事(局長等を上司とする理事に限る。)	局次長等、部長等、担当部長、環境政策監、健康長寿推進監、理事(局長等を上司とする理事を除く。)、部長	課長等及び担当課長その他の所属職員
-------------------------	-----	--	--	-------------------

			に準ずる者 及び参与		を
7 6に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受けること。	副市長（内 国旅行に限 る。）及び局 長等	危機管理 監、統括監、 局理事、局 次長等、部 長等及び理 事（局長等 を上司とす る理事に限 る。）	担当部長、 環境政策 監、健康長 寿推進監、 理事（局長 等を上司と する理事を 除く。）、部 長に準ずる 者、参与及 び課長等	担当課長そ の他の所属 職員	

「

6 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。	副市長及び 危機管理監	局長等、統 括監、局理 事及び理事 （局長等を 上司とする 理事に限 る。）	局次長等、 部長等、担 当局次長、 担当部長、 環境政策 監、健康長 寿推進監、 子育て教育 政策監、理 事（局長等 を上司とす る理事を除 く。）、部長 に準ずる者 及び参与	課長等及び 担当課長そ の他の所属 職員	に、
-------------------------	----------------	--	--	-------------------------------	----

<p>7 6に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受けること。</p>	<p>副市長（内国旅行に限る。）、危機管理監及び局長等</p>	<p>統括監、局理事、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）</p>	<p>担当局次長、担当部長、環境政策監、健康長寿推進監、子育て教育政策監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者、参与及び課長等</p>	<p>担当課長その他の所属職員</p>
---------------------------------------	---------------------------------	--	--	---------------------

「

<p>9 休暇（職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）及び欠勤に関すること。</p>	<p>局長等</p>	<p>危機管理監、統括監、局理事、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）</p>	<p>担当部長、環境政策監、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者、参与及び課長等</p>	<p>担当課長その他の所属職員</p>
<p>10 週休日の指定、その振替並びに勤務時間の割振り及び半日勤務時間の割振り変更</p>	<p>局長等</p>	<p>危機管理監、統括監、局理事、局</p>	<p>担当部長、環境政策監、健康長</p>	<p>担当課長その他の所属職員</p>

を

並びに代休日の指定に関すること。		次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者、参与及び課長等
------------------	--	------------------------------	--

「

9 休暇（職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）及び欠勤に関すること。	危機管理監及び局長等	統括監、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	担当局次長、担当部長、環境政策監、健康長寿推進監、子育て教育政策監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者、参与及び課長等	担当課長その他の所属職員
10 週休日の指定、その振替並びに勤務時間の割振り及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関すること。	危機管理監及び局長等	統括監、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする	担当局次長、担当部長、環境政策監、健康長寿推進監、子育て	担当課長その他の所属職員

に

		理事に限 る。)	教育政策 監、理事(局 長等を上司 とする理事 を除く。)、 部長に準ず る者、参与 及び課長等	
--	--	-------------	---	--

」

改める。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項中危機管理総室危機管理総室に関する事項を削り、「企画局
を
「総合政策局
企画課に関する事項」
企画課に関する事項」
に改め、水産漁港課に関する事項を水産

振興課に関する事項とし、市街地整備課に関する事項を景観まちづくり課に関する事項とし、清水都市整備課に関する事項を削る。

別表第2個別専決事項2出先機関個別専決事項中動物指導センターに関する事項を動物愛護センターに関する事項とし、病院総務課に関する事項及び病院施設課に関する事項を削り、医事課に関する事項の前に次のように加える。

病院経営企画課に関する事項

専決者 専決事項	副市長	局長	局次長	事務局長	課長
1 支出予算の流 用をすること。	5,000万円 以上	5,000万円 未満		3,000万円 未満	1,000万円 未満
2 予備費を充当 すること。	5,000万円 以上	5,000万円 未満		3,000万円 未満	1,000万円 未満
3 企業債借入れ の申込みをする こと。				○	
4 一時借入金の 申込みをするこ				○	

と。					
5 収支日表を 検閲すること。				○	
6 償還年次表に 基づき既決市債 の元利を償還す ること。					○
7 事務報告及び 財産表に関する こと。					○
8 収入支出科目 を新設するこ と。					○
9 院内の取締に 関すること。					○
10 宿・日直の勤 務割りをするこ と。					○
11 院内遺失物に 関すること。					○
12 院内放送をす ること。					○
13 物品の修理及 び加工の契約を すること。					○
14 物品の買入れ の契約をするこ と。					○
15 不用品の売払 いの決定及び契					○

約をすること。					
16 使用物品の管理に関する事 こと。					○
17 棚卸日を決定し、棚卸立会人を指定すること。					○
18 院内電話の維持管理に関する事 こと。					○
19 車両保険契約に関する事 こと。					○
20 火災保険契約に関する事 こと。					○

別表第4中保健予防課に関する事項を保健所総務課に関する事項とする。

別表第7中保健予防課に関する事項を削り、保健所清水支所に関する事項の前に次のように加える。

保健所総務課に関する事項

専決事項
1 児童福祉法第20条第1項の規定による療育の給付の決定に関する事 こと。
2 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の規定による養育医療の給付の決定に関する事 こと。

感染症対策課に関する事項

専決事項
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条第1項及び第2項の規定による感染症のまん延を防止するため患者等に対し消毒を命ずること及び患者等がいる場所等を職員に消毒させること。
2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条第1項の規定による職員の立入調査及び質問に関する事 こと。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市規則第34号

静岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(静岡市事務分掌規則の一部改正)

第1条 静岡市事務分掌規則(平成17年静岡市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条総務課の所掌事務中(20)を削り、(21)を(20)とし、(22)から(28)までを(21)から(27)までとする。

第4条青少年育成課の所掌事務(10)中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

第4条子ども家庭課の所掌事務(10)中「母子家庭等医療費」を「ひとり親家庭等医療費」に改める。

第4条公園建設管理課の所掌事務中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 日本平公園基本計画改定専門委員会に関すること。

第13条の2第6項の表を次のように改める。

課名	係名
病院経営企画課	経営企画係 経理係 職員係 施設物品管理係
医事課	医事第1係 医事第2係

(静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則(令和6年静岡市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条産業政策課の所掌事務の改正規定中「(11)を(12)とし、」を削り、「(11)とし」を「(10)とし」に、「(10)とし、(6)を(9)とし、(5)」を「(9)とし、(5)及び(6)」に改める。

第4条建築総務課の所掌事務の改正規定中(8)を削り、(9)を(8)とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第35号

静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則
(静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第1条 静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成15年静岡市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第3項並びに第17条第2項中「記名押印」を「記名」に改める。

(静岡市職員倫理規則の一部改正)

第2条 静岡市職員倫理規則(平成15年静岡市規則第23号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」及び「(氏名を自署する場合は、押印は不要であること。)」を削る。

(静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成15年静岡市規則第24号)の一部を次のように改正する。

「
様式第1号中

所属長

 を削り、同様式(注)9を削り、同(注)10を同(注)9
」

とする。

「
様式第2号中

所属長

 を削り、同様式(注)1を削り、同(注)2を同(注)と
」

する。

(静岡市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第4条 静岡市職員の育児休業等に関する規則(平成15年静岡市規則第26号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)8を削り、同(注)9を同(注)8とする。

様式第2号(注)2を削り、同(注)3を同(注)2とする。

様式第3号(注)6を削り、同(注)7を同(注)6とする。

様式第4号(注)5を削り、同(注)6を同(注)5とする。

様式第5号(注)3を削り、同(注)4を同(注)3とする。

様式第6号中

「

部分休業実績報告書

所属長確認	出勤簿整理

を「部分休業実績

」

報告書」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)3を同(注)2とする。

(静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成15年静岡市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「記名押印」を「記名」に改める。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第4号〔注意事項〕3を削る。

様式第5号から様式第20号までの規定中「㊟」を削る。

様式第22号〔注意事項〕2を削り、同〔注意事項〕1を同〔注意事項〕とし、同様式中「㊟」を削る。

様式第23号その1(注)5を削り、同様式中「㊟」を削る。

様式第23号その2(注)5を削り、同様式中「㊟」を削る。

様式第24号(注)5を削る。

(静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例施行規則の一部改正)

第6条 静岡市職員等公務災害等見舞金支給条例施行規則(平成15年静岡市規則第30号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」及び「印」を削る。

様式第2号中「㊟」及び「印」を削る。

様式第3号中「㊟」及び「印」を削る。

様式第4号中「㊟」を削る。

様式第5号中「印」を削る。

様式第6号（注）を削る。

（静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 静岡市職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）3を同（注）2とする。

様式第2号（裏）備考5（1）を削り、同5（2）を同5（1）とし、同5（3）から同5（5）までを同5（2）から同5（4）までとする。

（静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第8条 静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成15年静岡市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

【様式は掲載省略】

(静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第9条 静岡市職員の通勤手当に関する規則(平成15年静岡市規則第37号)の一部を次のように改正する。

別記様式その1(表)中「確認印」を「確認」に改め、「㊟」を削り、同様式(注)2を削り、同(注)3を同(注)2とし、同(注)4を同(注)3とする。

別記様式その2(表)中「確認印」を「確認」に改め、「㊟」を削り、同様式(注)2を削り、同(注)3を同(注)2とする。

(静岡市職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第10条 静岡市職員の住居手当に関する規則(平成15年静岡市規則第39号)の一部を次のように改正する。

別記様式(表)中「㊟」を削り、同様式(注)2を削り、同(注)3を同(注)2とする。

(静岡市職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第11条 静岡市職員の単身赴任手当に関する規則(平成15年静岡市規則第40号)の一部を次のように改正する。

別記様式(表)(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

(静岡市職員被服貸与規則の一部改正)

第12条 静岡市職員被服貸与規則(平成15年静岡市規則第41号)の一部を次のように改正する。

別記様式(注)を削る。

(静岡市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第13条 静岡市職員退職手当支給条例施行規則(平成15年静岡市規則第43号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)を削る。

様式第2号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第4号(表面)中「㊟」を削り、同様式(裏面)備考1(9)を削る。

様式第4号の2(注)1を削り、同(注)2を同(注)1とし、同(注)3を同(注)2とする。

様式第4号の3(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第4号の7(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第4号の8(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

(静岡市会計規則の一部改正)

第14条 静岡市会計規則(平成15年静岡市規則第45号)の一部を次のように改正する。

様式第21号の2中「㊟」を削る。

様式第39号の2及び様式第39号の3中「印」を削る。

様式第40号及び様式第44号中「㊟」を削る。

(静岡市契約規則の一部改正)

第15条 静岡市契約規則(平成15年静岡市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第40条第3項中「署名又は記名押印」を「記名」に改める。

(静岡市建設工事執行規則の一部改正)

第16条 静岡市建設工事執行規則(平成15年静岡市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第25条第6項中「(様式第16号)」を削り、「検印」を「確認」に改める。

様式第16号を次のように改める。

様式第16号 削除(静岡市物品管理規則の一部改正)

第17条 静岡市物品管理規則(平成15年静岡市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第35条第2項中「、記名押印し」を削る。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第6号中	「	「	を	」	」
	」				

整理済印

物品出納員 職・氏名	確認欄

改め、同様式中「㊟」を削り、同様式(注)2を次のように改める。

- 2 確認欄は、物品を受け入れ、台帳への記入を確認した後、所管物品出納員がレ点を記入すること。

様式第7号中「㊟」を削る。

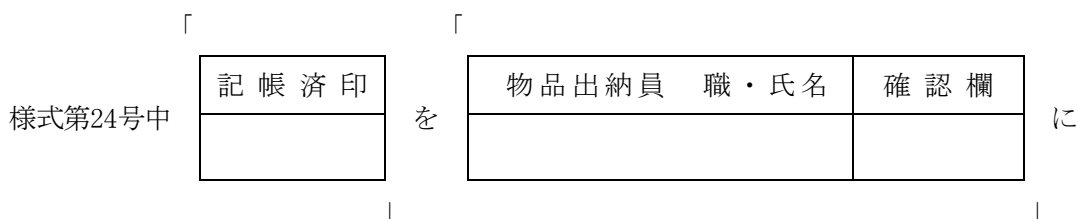
様式第15号中	「	「	を	」	」
	」				

出納命令印

(貸与する側)
物品出納員 職・氏名

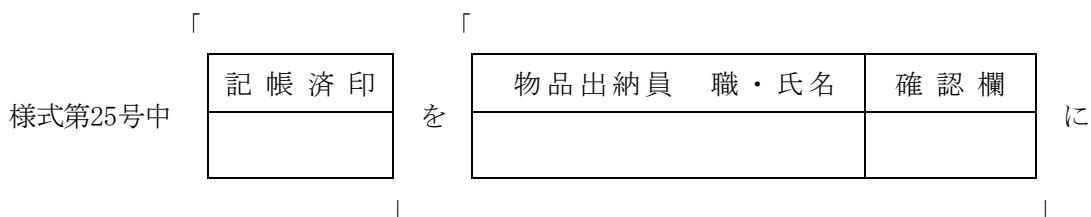
様式中「㊟」を削る。

様式第16号中「㊟」を削る。



改め、同様式中「㊟」を削り、同様式（注）2を次のように改める。

- 2 確認欄は、占有動産を受け入れ、占有動産管理簿への登録を確認した後、所管物品出納員がレ点を記入すること。



改め、同様式中「㊟」を削り、同様式（注）1を次のように改める。

- 1 確認欄は、占有動産を払い出し、占有動産管理簿への登録を確認した後、所管物品出納員がレ点を記入すること。

（静岡市庁舎管理規則の一部改正）

第18条 静岡市庁舎管理規則（平成15年静岡市規則第52号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」を削る。

（静岡市児童福祉法等施行細則の一部改正）

第19条 静岡市児童福祉法等施行細則（平成15年静岡市規則第110号）の一部を次のように改正する。

様式第9号（1枚目）中「印」を削る。

様式第12号中「印」を削る。

（静岡市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則の一部改正）

第20条 静岡市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則（平成15年静岡市規則第127号）の一部を次のように改正する。

第24条第2号中「とともに、押印する」を削る。

（静岡市病院事業会計規則の一部改正）

第21条 静岡市病院事業会計規則（平成15年静岡市規則第160号）の一部を次のように改正する。

様式第32号中「㊟」を削る。

（静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する規則の一部改正）

第22条 静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する規則（平成15年静岡市規則第168号）の一部を次のように改正する。

様式第9号中

「

登録	登録番号	登録年月日	有効期間満了年月日	所属長印
新規	第 号	年 月 日	年 月 日	
更新	第 号	年 月 日	年 月 日	
	第 号	年 月 日	年 月 日	
	第 号	年 月 日	年 月 日	

を

」

「

登録	登録番号	登録年月日	有効期限満了年月日
新規	第 号	年 月 日	年 月 日
更新	第 号	年 月 日	年 月 日
	第 号	年 月 日	年 月 日
	第 号	年 月 日	年 月 日

に

」

改める。

（静岡市斎場条例施行規則の一部改正）

第23条 静岡市斎場条例施行規則（平成15年静岡市規則第171号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1中

「

年 月 日	※	課長				起案
上記のとおり許可を申請します。 (注) 1 該当しない標題(字)は、抹消してください 2 ※印欄は、記入しないでください。						

を

3 死亡又は死産（妊娠7箇月（24週）以上）後24時間経過しないと火葬することができません。							
--	--	--	--	--	--	--	--

」

「

年 月 日 上記のとおり許可を申請します。 (注) 1 該当しない標題（字）は、抹消してください 2 ※印欄は、記入しないでください。 3 死亡又は死産（妊娠7箇月（24週）以上）後24時間経過しないと火葬することができません。

に

」

改める。

様式第1号その2中

「

切断場所		※	課長					起案
埋火葬の場所								
申請者の住所氏名及び切断者との続柄	住所							
	続柄			氏名				
年 月 日 上記のとおり許可を申請します。 (注) ※印欄は、記入しないでください。								

を

」

切断場所				年 月 日 上記のとおり許可を申請します。 (注) ※印欄は、記入しないでください。	に
埋火葬の場所					
申請者の住所氏名及び切断者との続柄	住所				
	続柄		氏名		

改める。

様式第2号中

※使用料							円	を
※	課長					起案		

※使用料							円	に
------	--	--	--	--	--	--	---	---

改める。

様式第5号中

年 月 日 (宛先) 静岡市長 上記のとおり申請します。	を
------------------------------------	---

	課長					起案

」

「

年 月 日 (宛先) 静岡市長 上記のとおり申請します。

に

」

改める。

(静岡市霊柩自動車利用条例施行規則の一部改正)

第24条 静岡市霊柩自動車利用条例施行規則(平成15年静岡市規則第172号)の一部を次のように改正する。

別記様式中

「

申請者の住所及び 氏 名	住所					
	氏名					
上記のとおり減額します。	課長					扱者

を

」

「

申請者の住所及び 氏 名	住所					
	氏名					

に

」

改める。

(静岡市消防表彰規則の一部改正)

第25条 静岡市消防表彰規則(平成15年静岡市規則第247号)の一部を次のように改正する。

様式第2号その2及び様式第2号その3中「印」を削る。

(静岡市消防手帳規則の一部改正)

第26条 静岡市消防手帳規則(平成15年静岡市規則第251号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「受領印」を「受領」に改める。

(静岡市一般職員住宅貸与規則の一部改正)

第27条 静岡市一般職員住宅貸与規則（平成19年静岡市規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「㊟」を削る。

(静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第28条 静岡市職員の特殊勤務手当に関する規則（平成19年静岡市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「確認印」を「確認」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）3を同（注）2とし、同（注）4を同（注）3とし、同（注）5を同（注）4とする。

(静岡市児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正)

第29条 静岡市児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成20年静岡市規則第46号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

様式第14号及び様式第15号中「㊟」を削る。

(静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第30条 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成20年静岡市規則第209号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「係員印」を「係員氏名」に改める。

(静岡市職員の配偶者同行休業に関する規則の一部改正)

第31条 静岡市職員の配偶者同行休業に関する規則（平成22年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）6を削り、同（注）7を同（注）6とする。

様式第2号（注）2を削り、同（注）3を同（注）2とする。

(静岡市職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正)

第32条 静岡市職員の自己啓発等休業に関する規則（平成22年静岡市規則第39号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）7を削り、同（注）8を同（注）7とする。

様式第2号（注）3を削り、同（注）4を同（注）3とする。

(静岡市職員の修学部分休業に関する規則の一部改正)

第33条 静岡市職員の修学部分休業に関する規則（平成22年静岡市規則第40号）の一部を次の

ように改正する。

様式第1号(注)5を削り、同(注)6を同(注)5とする。

様式第2号(注)2を削り、同(注)3を同(注)2とする。

様式第3号(注)2を削り、同(注)3を同(注)2とする。

(静岡市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第34条 静岡市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成24年静岡市規則第54号)

の一部を次のように改正する。

様式第12号及び様式第13号中「係員印」を「係員氏名」に改める。

様式第18号中「係員印」を「係員氏名」に改める。

様式第22号及び様式第23号中「係員印」を「係員氏名」に改める。

(静岡市立の高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部改正)

第35条 静岡市立の高等学校授業料等徴収条例施行規則(平成27年静岡市規則第1号)の一部

を次のように改正する。

様式第1号中

「

<p>※ 上記の金額は、相違ないことを証明する</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏名 ⑩</p>
--

を

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

」

削る。

(静岡市立こども園園則の一部改正)

第36条 静岡市立こども園園則(平成27年静岡市規則第53号)の一部を次のように改正する。

様式第11号(注)を削る。

様式第12号(注)を削る。

様式第13号(注)を削る。

(静岡市簡易水道事業会計規則の一部改正)

第37条 静岡市簡易水道事業会計規則(令和2年静岡市規則第54号)の一部を次のように改正

する。

様式第26号中「⑩」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市規則第36号

静岡市職員互助会規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員互助会規則の一部を改正する規則

静岡市職員互助会規則（平成15年静岡市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「支給するもの」の次に「及び同条例第12条第1項に規定する給料の調整額（同項の規定により給料の調整額の支給を受ける会員に限る。）」を加える。

第12条に見出しとして「（給付の不支給及び返還）」を付する。

第13条を次のように改める。

（会員が死亡した場合における給付を受ける者の範囲及び順位）

第13条 会員が死亡した場合において給付を受ける者の範囲は、死亡した会員の死亡当時における配偶者等（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び会員と性別が同一であってその会員と婚姻関係と異なる程度の実質を備え、日常生活において相互に扶助し合う関係と認められる関係にある者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。以下同じ。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した会員の死亡当時その会員と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者等、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

2 前項に定めるもののほか、静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成15年静岡市条例第110号）第4条の規定は、会員が死亡した場合に給付を受ける者の範囲及び順位について、準用する。

第14条各号を次のように改める。

- (1) 会員の配偶者等、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 会員と同一世帯に属する者であつて、次に掲げるもの
 - ア 3親等内の親族で前号に掲げる者以外のもの
 - イ 会員の配偶者等の父母及び子
- (3) 会員の配偶者等の父母及び子であつて、当該配偶者等が死亡した後に会員と同一の世帯に属したもの

第16条中「結婚したとき」を「次に掲げる事由に該当する場合」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 結婚したとき。
- (2) 事実上婚姻関係と同様の事情となったとき。
- (3) 性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備え、日常生活において相互に扶助し合う関係と認められる関係となったとき。

第17条中「が結婚」の次に「(前条第2号又は第3号に規定する関係の成立を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第18条第2項並びに第21条第1号及び第3号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第25条第2項第2号中「市長が別に定める方法により算定した」を削り、「時間で除して」を「日数に1日当たりの勤務時間を乗じて得た時間で除して」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市互助会規則（以下「新規則」という。）第4章の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき理由が生じた給付について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた給付については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則第16条の規定は、令和4年4月1日以後に支給すべき理由が生じた結婚祝金であって、この規則による改正前の静岡市職員互助会規則の規定による請求がなされていない結婚祝金の給付について適用する。

静岡市規則第37号

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則（平成15年静岡市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第6号アを次のように改め、同号中イからユまでを削る。

ア 別表に掲げる事務に関すること。

第8条第7号イ中「及び法第6条第3項」を「並びに法第6条第2項及び第3項」に改め、「(新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。)」を削り、同号ウからオまでの規定中「(新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。)」を削り、同条第19号サ中「昭和28年法律第216号」を「昭和28年政令第216号」に改め、同条第27号イ中「第7条第3項ただし書(法第17条第4項)」を「第7条第4項ただし書(法第17条第8項)」に改め、同号ケ中「第14条第9項」を「第14条第15項」に改め、同号コ中「第14条第10項」を「第14条第16項」に改め、同号チ中「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に改め、同号テ中「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし書」に改め、同号ハ中「質問」の次に「(地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局に係るものを除く。)」を加え、同号中ラをルとし、ムからヨまでをモからリまでとし、モの前に次のように加える。

メ 法第72条の2の2の規定による命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業、薬局、医薬品販売業（配置販売業に係るものを除く。）並びに医療機器の販売業及び貸与業に係るものに限る。）に関すること。

第8条第27号中ミをムとし、フからマまでをへからミまでとし、ヒの次に次のように加える。

フ 法第69条第6項の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び収去に関すること。

第8条第28号中クからテまでを削り、同条第31号カ中「第17条第2項」を「第18条第1項」に改め、同条第34号中ケをコとし、クをケとし、同号キ中「第7条第1項第7号」を「第7条第1項第8号」に改め、同キを同号クとし、同号カの次に次のように加える。

キ 政令第7条第1項第7号に規定する届出の受理及び公表に関すること。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

委任する事務
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この表において「法」という。）第12条第1項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による届出に関する事。
2 法第12条第2項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣への報告に関する事。
3 法第12条第3項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事への通報に関する事。
4 法第12条第8項の規定による届出に関する事。
5 法第13条第1項及び第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出に関する事。
6 法第13条第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣への報告に関する事。
7 法第13条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事への通報に関する事。
8 法第14条第2項の規定による届出に関する事。
9 法第14条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣への報告に関する事。
10 法第14条第8項の規定による届出に関する事。
11 法第15条第1項の規定による質問及び調査に関する事。
12 法第15条第3項及び第4項の規定による検体若しくは病原体の提供又は検体の採取に関する事。
13 法第15条第5項の規定による検査の実施に関する事。
14 法第15条第8項の規定による質問又は調査の命令に関する事。
15 法第15条第10項の規定による通知に関する事。
16 法第15条第11項の規定による書面の交付に関する事。
17 法第15条第13項の規定による厚生労働大臣への報告に関する事。
18 法第15条第14項の規定による都道府県知事等への通報に関する事。

19	法第15条の2第1項の規定による通知、質問及び調査に関すること。
20	法第15条の2第2項の規定による厚生労働大臣への報告に関すること。
21	法第15条の3第1項の規定による健康状態の報告の要請又は質問に関すること。
22	法第15条の3第2項の規定による厚生労働大臣への報告及び質問又は調査に関すること。
23	法第15条の3第3項の規定による厚生労働大臣への報告に関すること。
24	法第16条第1項の規定による感染症に関する情報の分析及び公表に関すること。
25	法第16条の3第1項の規定による勧告に関すること。
26	法第16条の3第3項の規定による検体の採取に関すること。
27	法第16条の3第5項（第23条（第26条において準用する場合を含む。）、第44条の11第9項、第45条第3項及び第49条において準用する場合を含む。）の規定による通知に関すること。
28	法第16条の3第6項（第23条（第26条において準用する場合を含む。）、第44条の11第9項、第45条第3項及び第49条において準用する場合を含む。）の規定による書面の交付に関すること。
29	法第16条の3第7項の規定による検査の実施に関すること。
30	法第16条の3第8項の規定による厚生労働大臣への報告に関すること。
31	法第17条第1項若しくは第2項又は第45条第1項若しくは第2項の規定による健康診断の勧告又は措置に関すること。
32	法第18条第1項の規定による書面の通知に関すること。
33	法第18条第3項及び第4項の規定による確認の請求及びその確認に関すること。
34	法第18条第5項又は第6項の規定による感染症診査協議会（以下この表において「協議会」という。）への意見の聴取又は報告に関すること。
35	法第19条第1項から第3項まで及び第5項（第26条において準用する場合を含む。）並びに第7項の規定による入院の勧告及び措置並びに協議会への報告に関すること。
36	法第20条第1項から第4項まで（第26条において準用する場合を含む。）又は第46条第1項から第4項までの規定による入院の勧告、命令及び措置又は入院期間の延長の命令及び措置に関すること。
37	法第20条第5項の規定による協議会への意見の聴取に関すること。

38 法第20条第6項及び第8項又は第46条第5項及び第7項の規定による当該患者又は保護者への説明及び意見の聴取に関すること。
39 法第21条（第26条において準用する場合を含む。）又は第47条の規定による入院患者の移送に関すること。
40 法第22条（第26条において準用する場合を含む。）又は第48条の規定による退院の措置、通知、退院の請求及びその確認に関すること。
41 法第26条の3第1項又は第50条第1項の規定による検体又は病原体の提出の命令に関すること。
42 法第26条の3第3項又は第50条第1項の規定による検体又は病原体の収去に関すること。
43 法第26条の3第5項（第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の実施に関すること。
44 法第26条の3第6項（第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣への報告に関すること。
45 法第26条の4第1項又は第50条第1項の規定による検体の提出又は採取の命令に関すること。
46 法第26条の4第3項又は第50条第1項の規定による検体の採取に関すること。
47 法第26条の4第5項（第50条第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査の実施に関すること。
48 法第26条の4第6項（第50条第3項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣への報告に関すること。
49 法第27条各項又は第50条第1項の規定による消毒の命令又は実施に関すること。
50 法第28条各項又は第50条第1項の規定による区域の指定、駆除の命令又は実施に関すること。
51 法第29条各項又は第50条第1項の規定による消毒等の措置の命令又は実施に関すること。
52 法第30条第1項若しくは第2項又は第50条第1項の規定による死体の移動制限若しくは禁止又は埋葬の許可に関すること。
53 法第31条各項又は第50条第1項の規定による水の使用又は給水の制限又は禁止の命令及び水の供給に関すること。

54 法第32条各項又は第50条第1項の規定による立入りの制限若しくは禁止又は封鎖その他の措置に関する事。
55 法第33条又は第50条第1項の規定による交通の制限又は遮断に関する事。
56 法第35条第1項又は第50条第2項の規定による立入り及び質問又は調査に関する事。
57 法第36条各項（第50条第5項又は第6項において準用する場合を含む。）の規定による書面の通知、交付又は掲示に関する事。
58 法第37条又は法第37条の2の規定による医療費公費負担の申請に関する事。
59 法第37条の2第3項の規定による協議会への意見の聴取に関する事。
60 法第42条の規定による療養費の支給に関する事。
61 法第44条の3第1項及び第2項並びに法第50条の2第1項及び第2項の規定による健康状態の報告の要請及び感染の防止に必要な協力の要請に関する事。
62 法第44条の11第1項の規定による勧告に関する事。
63 法第44条の11第3項の規定による検体の採取に関する事。
64 法第44条の11第5項の規定による検査の実施に関する事。
65 法第44条の11第6項の規定による厚生労働大臣への報告に関する事。
66 法第46条の規定による新感染症の所見がある者又はその保護者に対する入院に関する事。
67 法第50条の2第1項及び第2項の規定による健康状態の報告の要請及び感染の防止に必要な協力の要請に関する事。
68 法第51条第1項の規定による厚生労働大臣への通報及び連携に関する事。
69 法第53条の2第3項の規定による定期健康診断に関する事。
70 法第53条の7第1項の規定による通報又は報告に関する事。
71 法第53条の10の規定による結核患者に係る届出内容の通知に関する事。
72 法第56条第1項の規定による通知に関する事。
73 法第56条第2項の規定による厚生労働大臣への報告に関する事。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市規則第38号

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則（平成15年静岡市規則第116号）の一部を次のように改正する。

別表の2身体障害者日中一時支援事業の利用料金（1）サービスに係る利用料金の表中「1,690円」を「1,730円」に、「3,380円」を「3,450円」に、「5,060円」を「5,180円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に利用するサービスに係る身体障害者日中一時支援事業の利用料金について適用し、同日前に利用したサービスに係る身体障害者日中一時支援事業の利用料金については、なお従前の例による。

静岡市規則第39号

静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則（平成16年静岡市規則第86号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1心身障害者日中一時支援事業によるサービスに係る利用料金の表中「1,690円」を「1,730円」に、「3,380円」を「3,450円」に、「5,060円」を「5,180円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に利用するサービスに係る心身障害者日中一時支援事業の利用料金について適用し、同日前に利用したサービスに係る心身障害者日中一時支援事業の利用料金については、なお従前の例による。

静岡市規則第40号

静岡市消防局長事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防局長事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市消防局長事務専決規則（平成15年静岡市規則第246号）の一部を次のように改正する。

第4条中「担当部長」の次に「、消防管理監」を加え、「担当課長、室長」を「室長、担当課長」に改め、「副署長」の次に「、分署長」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市規則第41号

静岡市病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市病院事業会計規則の一部を改正する規則

静岡市病院事業会計規則（平成15年静岡市規則第160号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「保健福祉長寿局清水病院事務局病院総務課長（以下「病院総務課長」という。）及び保健福祉長寿局清水病院事務局病院総務課課長補佐」を「保健福祉長寿局清水病院事務局病院経営企画課長（以下「病院経営企画課長」という。）及び保健福祉長寿局清水病院事務局病院総経営企画課課長補佐（以下「病院経営企画課課長補佐」という。）」に改める。

第3条第1項中「病院総務課長」を「病院経営企画課長」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 各種収入金の収納に関する事。
- (2) 各種支出金の支払に関する事。
- (3) 預金種目並びに預金及び現金相互の組替えに関する事。
- (4) 市長が預金した金融機関（以下「保管金融機関」という。）相互の預金の組替えに関する事。
- (5) 有価証券の出納及び保管に関する事。
- (6) 棚卸資産の出納及び保管に関する事。

第3条第2項及び第3項中「病院総務課課長補佐」を「病院経営企画課課長補佐」に改める。

第9条及び第10条中「病院総務課長」を「病院経営企画課長」に改める。

第28条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 支払を受けようとする債主は、金融機関の名称、債権の内容、金額を明記する口座振替申込書を、あらかじめ、企業出納員に提出しなければならない。
- 3 企業出納員は、債主に対して支払をする場合は、領収証書と引換えに、公金取扱金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は公金取扱金融機関に必要な資金及び口座振替依頼書を交付し、口座振替の手続をさせるものとする。ただし、債主の申出による場合は現金で支払うことができる。

第28条第5項を次のように改める。

5 企業出納員は、第3項の規定により口座振替の手続を行う場合は、公金取扱金融機関から資金受領書兼口座振替済報告書を徴し、これを債主の領収証書に代えて処理することができる。

第28条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 企業出納員は、第3項ただし書の規定により直接現金で支払をしようとするときは、債主に支払通知書を送付するとともに、支払証を領収証書と引換えに交付し、公金取扱金融機関に支払をさせなければならない。この場合において、領収証書を徴することが困難なときは、主管課長の発行する支払証明書をもって債主の領収証書に代えることができる。

第31条第1項中「しなければならない」を「し、又は公金取扱金融機関に必要な資金及び送金（口座振込）依頼書を交付し、送金の手続をさせるものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により送金を依頼したときは、公金取扱金融機関から資金受領書兼送金（口座振替）済報告書を徴し、これを債主の領収証書に代えて処理することができる。

第32条を次のように改める。

（口座振替依頼書等の訂正）

第32条 企業出納員は、口座振替依頼書又は送金（口座振替）依頼書の記載事項のうち金額以外のものについて誤りを発見したときは、公金取扱金融機関に訂正の依頼をしなければならない。

第33条を次のように改める。

第33条 削除

第35条中「第28条第5項」及び「支払済通知会計表、」を削る。

第81条第2項及び第82条第2項中「病院総務課長」を「病院経営企画課長」に改める。

第89条の2の見出しを削る。

第90条中「病院総務課長」を「病院経営企画課長」に改める。

第92条中「前条」を「第91条」に改める。

第93条第1項中「5月20日までに、」を「経過後」に改め、同項に次の6号を加える。

- (6) 事業報告書
- (7) キャッシュ・フロー計算書
- (8) 収益費用明細書
- (9) 固定資産明細書
- (10) 企業債明細書

(11) 継続費清算報告書

第93条第2項を次のように改め、同条第3項を削る。

2 前項第7号のキャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成するものとする。

第96条第1項及び第97条中「病院総務課長」を「病院経営企画課長」に改める。

第98条中「病院総務課長」を「病院経営企画課長」に、「5月20日」を「翌事業年度の指定する日」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合及び継続費について翌年度に繰次繰越して使用する場合について準用する。

第99条中「病院総務課長」を「病院経営企画課長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市規則第42号

静岡市簡易水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市簡易水道事業会計規則の一部を改正する規則

静岡市簡易水道事業会計規則（令和2年静岡市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法第243条の2第1項」を加え、「公金徴収事務受任者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第4項中「公金徴収事務受任者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第24条第1項中「即日又は翌日（これらの日が、」を「収納した日の翌日から起算して7日を経過する日（当該日が」に、「その翌日）」を「その翌営業日」まで」に改め、同条第3項中「公金徴収事務受任者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同項後段を削る。

第99条の見出しを「(退職給付引当金の計上)」に改める。

第114条中「前条」を「第109条」に改める。

第115条第1項中「5月20日までに、」を「経過後」に改め、同項に次の1号を加える。

(11) 継続費精算報告書

第121条中「作成して5月20日」を「作成し、翌事業年度の指定する日」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合及び継続費について翌年度に逡次繰越して使用する場合について準用する。

別表第1 静岡市簡易水道事業勘定科目表の損益勘定(2)費用勘定の表を次のように改める。

(2) 費用勘定

款	項	目	節	備考
簡易水道 事業費用	営業費用	総係費		主たる営業活動から生ずる費用を総係費、減価償却費、資産減耗費及びその他営業費用に区分する。
			給料	事業活動の全般に関連する費用
			手当等	職員の本給
			賞与引当金	職員の扶養等の諸手当及び児童手当
			繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
			法定福利費	事業主負担の健康保険料、共済組合費、雇用保険料、公務災害補償費等
			旅費	旅費に関する条例等に基づいて職員等に支給する旅費
			報償費	
			被服費	静岡市被服貸与規則（平成15年静岡市規則第41号）に基づいて職員に貸与する被服の購入費
			備用品費	耐用年数がおおむね1年未満の消耗品費又は10万円未満の器具及び備品
			食糧費	会議等のための茶菓、弁当代等
			燃料費	工事用、自動車用及び暖房用の燃料費並びに炊事用薪炭費
			光熱水費	電気料金、ガス料金等
			印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票帳簿等の製本費
			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話移転架設料、運送料等
			委託料	各種試験、業務等の委託料

	手数料	収納事務取扱い、し尿処理、訴訟等の手数料
	賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
	修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する費用
	修繕引当金	修繕引当金として計上するための繰入額
	繰入額	
	特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
	動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
	薬品費	浄水用、滅菌用及び水質試験用薬品費
	材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
	補償金	補償金、賠償金、見舞金等
	負担金	各種負担金等
	受水費	
	貸倒引当金	貸倒引当金として計上するための繰入額
	繰入額	
	その他引当金繰入額	その他引当金として計上するための繰入額
	雑費	
	メーター取替補修費	メーター検定及び修理並びに取替メーター修理部品等
	報酬	
	退隠料	
	退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額
	交際費	
	広告料	広告費及び宣伝に要する費用
	研修費	職員の研修に要する費用
	厚生費	研修、衛生、保健、文化、体育等の費用
	保険料	事業用財産に対する損害保険料
	減価償却費	有形固定資産及び無形固定資産の償却額

		有形固定資産減価償却費	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具並びに備品（耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満のものを除く。）並びにリース資産の償却額
		無形固定資産減価償却費	水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権等の償却額
	資産減耗費	固定資産除却費	有形固定資産の除却損及び廃棄損並びに撤去費
		棚卸資産減耗費	棚卸資産の損傷、滅失等による除却損
	その他営業費用		上記以外の営業費用
		材料売却原価	売却材料の原価
	営業外費用	雑支出	
		補助金	
		支払利息及び企業債取扱諸費	主たる営業活動以外の原因から生ずる費用
		企業債利息	企業債に対する利息
		長期借入金利息	
		一時借入金利息	一時借入金に対する利息
		その他支払利息	

		企業債手数料及び取扱費	企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費
		控除対象外消費税償却	
	消費税及び地方消費税		
	災害支援費		
		保険料	
	雑支出		上記以外の営業外費用
		不用品売却原価	売却した不用品の原価
		利子補給金	
		その他雑支出	過年度分簡易水道料金等還付金、賠償金、過年度分簡易水道料金等の減額など営業活動以外の経費
特別損失			特定収入割合が5%を超えたとき等の控除対象外消費税
			当年度の経常的経費から除外すべき損失
	固定資産売却損		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
	減損損失		事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損
	災害による損失		天災その他特別な理由による巨額の臨時損失
	過年度損益修正損		前年度以前の損益の修正で、損失の性質を有するもの

	予備費	その他特別 損失 予備費		
--	-----	--------------------	--	--

(注) 災害支援費の節は、総係費の節によること。また、節については、事態の発生の都度適時新設することができるものとする。

別表第1 静岡市簡易水道事業勘定科目表の負債勘定(3)繰延収益の表を次のように改める。

(3) 繰延収益

款	項	目	節	備考
繰延収益	繰延収益	長期前受 金	受贈財産 評価額 国庫(県) 補助金 他会計補 助金 工事負担 金 寄附金 その他資 本剰余金	
		長期前受 金収益化 累計額	受贈財産 評価額 国庫(県) 補助金 他会計補 助金 他会計負 担金 工事負担 金	

			寄附金 その他資 本剰余金	
--	--	--	---------------------	--

(注) 節については、事態の発生の都度新設することができるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第23条及び第24条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市規則第43号

静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年4月4日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則の一部改正

静岡市区役所事務分掌規則（平成17年静岡市規則第11号）の一部を改正する規則を次のように改正する。

第4条子育て支援課の所掌事務（2）及び同条蒲原出張所の所掌事務（5）中「母子家庭等医療費」を「ひとり親家庭等医療費」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第1号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則及び不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月22日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

勤務条件に関する措置の要求に関する規則及び不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第1条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「措置の要求をしようとする職員が署名又は記名押印して」を削る。

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第2条 不利益処分についての審査請求に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第15項中「が署名又は記名押印」を「の氏名を記載」に改める。

第15条第2項中「記載し、委員各員が署名し、又は記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 裁決に加わった委員の氏名

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月22日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成17年静岡市人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

各任命権者共通	局長 局次長 部長 担当部長 理事 参与 課長 担当課長 参事	を
---------	------------------------------------	---

」

「

各任命権者共通	局長 局次長 部長 担当局次長 担当部長 理事 参与 課長 担当課長 参事	に、
---------	--	----

」

「

市長部局	危機管理監 統括監 局理事	を
危機管理総室	危機管理総室長 危機管理総室次長	

」

「

市長部局	危機管理監 統括監 局理事	に、
------	---------------	----

」

「

企画局	企画課	課長補佐 政策企画・調整係長	を
-----	-----	----------------	---

」

「

総合政策局	企画課	課長補佐 政策企画・調整係長
-------	-----	----------------

」に、

「

	動物指導センタ ー	動物指導センター所長
--	--------------	------------

」を

「

	動物愛護センタ ー	動物愛護センター所長
--	--------------	------------

」に、

「

	病院総務課	課長補佐 係長
子ども未来局	こども園課	課長補佐

」を

「

	病院経営企画課	課長補佐 経営企画係長 経理係長 職員係長
子ども未来局		子育て教育政策監
	こども園課	課長補佐

」に、

「

経済局	商工部	中央卸売市場	市場長
	農林水産 部	経済事務所	経済事務所長

」を

「

経済局	産業基盤強化本部		産業基盤強化本部長 産業基盤強化本 部次長
	商工部	中央卸売市場	市場長

」に

		農林水産 部	葵・駿河農林施 設管理事務所	葵・駿河農林施設管理事務所長
--	--	-----------	-------------------	----------------

」

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第3号

静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月22日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）行政職給料表級別職務分類表を次のように改める。

（1）行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1級	主事、技師、学芸員、診療情報管理士、医療映像技師及び司書の職務
2級	1 主任である主事、技師、学芸員、診療情報管理士、医療映像技師及び司書の職務 2 高度の知識及び経験を要する主事、技師、学芸員、診療情報管理士、医療映像技師及び司書の職務
4級	1 消費生活センター及び子ども家庭センターの所長、静岡斎場、清水斎場及び庵原斎場の場長並びに登呂博物館次長の職務 2 東部学校給食センター、由比学校給食センター及び自然の家 <small>の</small> 次長並びに図書館（中央図書館、御幸町図書館、南部図書館及び清水中央図書館を除く。）の館長の職務
5級	1 次長補佐、所長補佐、園長補佐、事務長補佐、市場長補佐及び室長補佐の職務 2 室長（消防管理室長を除く。）、場長、所長（消費生活センター、子ども家庭センター及び教育センターの所長を除く。）、東京事務所の次長、登呂博物館長及び芹沢銈介美術館長の職務 3 図書館（御幸町図書館、南部図書館及び清水中央図書館に限る。）の館長及び中央図書館の副館長の職務

6級	1 東京事務所長、公営競技事務所次長、清水市税事務所長、井川支所長、日本平動物園長、環境保健研究所長、地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長、地域リハビリテーション推進センター所長、こころの健康センター所長及び事務長、動物愛護センター所長、看護専門学校事務長、保健所清水支所長、児童相談所長、産業基盤強化本部次長、市場長、葵・駿河農林施設管理事務所長、都市計画事務所長、土木事務所長、支所長並びに蒲原出張所長の職務 2 担当課長の職務 3 事務局次長（議会事務局を除く。）、教育センターの所長、中央図書館の館長、高等学校の事務長、会計室次長、区会計管理者、消防管理室長、水道事務所長、下水道事務所長及び区選挙管理委員会の事務局長の職務
7級	公営競技事務所長、看護専門学校の副校長及び福祉事務所長の職務
8級	1 市長公室長、地域包括ケア・誰もが活躍推進本部長及び産業基盤強化本部長の職務 2 担当局次長、担当部長、健康長寿推進監、子育て教育政策監及び理事の職務 3 事務局長（区選挙管理委員会及び議会事務局を除く。）、会計室長、消防管理監及び議会事務局の事務局次長の職務
9級	1 危機管理監、統括監及び局理事の職務 2 会計管理者、消防次長及び議会事務局の事務局長の職務

別表第1（3）医療職給料表（2）級別職務分類表中「及び動物指導センター所長」を「、動物愛護センター所長及びシステム管理室長」に改める。

別表第1に次の1表を加える。

（5）保育教諭給料表級別職務分類表

職務の級	職務
4級	指導保育教諭の職務

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第4号

静岡市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月28日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

静岡市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の退職管理に関する規則（平成28年静岡市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号及び第14条第1号中「会計管理者」の次に「、消防次長」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第5号

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月28日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第21号)
の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(12) 地方公務員災害補償基金

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第6号

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月28日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則（令和2年静岡市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表等級別基準職務表2級の項中「競輪開催時警備員」の次に「介護支援専門員」を加える。

別表第3（1）行政職給料表号給基準表中

事務員（ワークステーションに勤務する者に限る。）、業務員（駐車場を管理する者に限る。）、施設清掃員、発掘調査整理作業員及び学校司書（高等学校に勤務する者を除く。）	1級7号	を
事務員（ワークステーションに勤務する者に限る。）、業務員（駐車場を管理する者に限る。）、施設清掃員及び発掘調査整理作業員	1級7号	に、
調理員（こども園に勤務する者に限る。）、図書館司書及び学校司書（高等学校に勤務する者に限る。）	1級11号	を
調理員（こども園に勤務する者に限る。）、図書館司書及び学校司書	1級11号	に、

「

競輪開催時警備員	2級23号
----------	-------

を
」

「

競輪開催時警備員	2級23号
介護支援専門員	2級25号

に
」

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第2号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則（平成29年静岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（へき地学校等の指定）

第2条 条例第8条第1項の規定により教育委員会規則で定めるへき地学校等は、別表に掲げるとおりとする。

第3条第1項中「へき地学校に」を「へき地教育振興法（昭和29年法律第143号。以下「法」という。）第5条の2第1項に規定するへき地学校（以下「へき地学校」という。）に」に、「別表第1に掲げるへき地学校」を「別表に掲げる種別」に改め、同条第2項中「へき地学校に準ずる学校」を「法第5条の2第1項に規定するへき地学校に準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校に準ずる学校」という。）」に改める。

第4条第1項第1号中「第2条第2項」を「条例第9条第1項」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

へき地学校

種別	名称	位置	級別区分
小学校	静岡市立梅ヶ島小学校	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の1	3級
	静岡市立井川小学校	静岡市葵区井川1561番地の3	
小学校	静岡市立大河内小学校	静岡市葵区平野1850番地の3	1級
	静岡市立玉川小学校	静岡市葵区落合103番地の3	

	静岡市立大川小学校 静岡市立清水宍原小学校	静岡市葵区日向853番地 静岡市清水区宍原919番地	
中学校	静岡市立梅ヶ島中学校 静岡市立井川中学校	静岡市葵区梅ヶ島1309番地の1 静岡市葵区井川1561番地の3	3級
	静岡市立大河内中学校 静岡市立玉川中学校 静岡市立大川中学校	静岡市葵区平野1850番地の66 静岡市葵区落合103番地の3 静岡市葵区日向876番地	1級
	共同調理場	静岡市立井川学校給食センター	静岡市葵区井川1113番地の2 3級

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第3号

静岡市立学校に勤務する教諭等の指導改善研修に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市立学校に勤務する教諭等の指導改善研修に関する規則の一部を改正する規則
静岡市立学校に勤務する教諭等の指導改善研修に関する規則（平成20年静岡市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第4号

静岡市適応指導教室条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市適応指導教室条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市適応指導教室条例施行規則（平成18年静岡市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市教育支援センター条例施行規則

第1条中「静岡市適応指導教室条例」を「静岡市教育支援センター条例」に改める。

第2条中「第4条」を「第5条」に、「第3条第1号」を「第4条第1号」に改める。

第3条第1項中「第6条」を「第7条」に、「適応指導教室の」を「教育支援センターの」に、「適応指導教室利用許可申請書」を「教育支援センター利用許可申請書」に改め、同条第2項中「適応指導教室の」を「教育支援センターの」に、「適応指導教室利用許可書」を「教育支援センター利用許可書」に改める。

第4条中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

様式第1号中「適応指導教室利用許可申請書」を「教育支援センター利用許可申請書」に、「静岡市適応指導教室条例第6条」を「静岡市教育支援センター条例第7条」に、「適応指導教室を」を「教育支援センターを」に改める。

様式第2号中「適応指導教室利用許可書」を「教育支援センター利用許可書」に、「適応指導教室の」を「教育支援センターの」に改め、同様式（注）中「静岡市適応指導教室条例」を「静岡市教育支援センター条例」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第5号

静岡市浜石野外センター条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市浜石野外センター条例施行規則を廃止する規則

静岡市浜石野外センター条例施行規則（平成20年静岡市教育委員会規則第29号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第6号

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

15 浜石野外センターに関する事	子ども未来局長、子ども未来局次長及び青少年育成課の職員	を
16 青少年研修センターに関する事		
17 児童・生徒の教育相談に関する事		
18 適応指導教室の管理に関する事		
19 スポーツ施設の利用許可に関する事	区長、副区長及び地域総務課の職員	を
20 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員	
21 1から20までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関する事	総務局長、総務局次長及び総務課の職員	

15 青少年研修センターに関する事	子ども未来局長、子ども未来局次長及び青少年育成課の職員
16 児童・生徒の教育相談に関する事	
17 教育支援センターの管理に関する事	

18 スポーツ施設の利用許可に関する こと。	区長、副区長及び地域総務課の職員
19 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学 すべき学校の指定に関すること。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支 所、長田支所及び蒲原支所の職員
20 1から19までに掲げる事務に係る専 用公印の管理に関すること。	総務局長、総務局次長及び総務課の職員

に

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第7号

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会事務局事務分掌規則（平成17年静岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条教育総務課の所掌事務（27）中「、浜石野外センター」を削る。

第3条児童生徒支援課の所掌事務（5）中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第2号

静岡市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和6年3月15日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局事務分掌規程（平成15年静岡市企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表を次のように改める。

課名	係名
上下水道総務課	総務・調整係 人材・厚生係
上下水道経営企画課	経営戦略係 安全・安心係
上下水道経理課	水道経理係 下水道経理係
お客様サービス課	管理係 料金係 検針係 債権管理係 量水器係

第2条第2号の表を次のように改める。

課又は事務所名	係又は場名
水道計画課	総務係 企画係 管路・施設計画係
水道建設・維持課	管理係 維持係 工事第1係 工事第2係 給水装置係
水道施設課	管理係 整備係 葵北施設係 与一配水場 南安倍配水場 清水谷津浄水場（与一配水場及び南安倍配水場には施設係を、清水谷津浄水場には谷津浄水場施設係及び蒲原・由比施設係を置く。）
水質管理課	水質第1係 水質第2係
水道事務所	管理・料金係 工事係 維持係 給水装置係

第2条第3号の表を次のように改める。

課又は事務所名	係又はセンター名
下水道計画課	総務・下水道接続推進係 企画係 汚水計画係 雨水計画係
下水道建設課	設計調整係 工事第1係 工事第2係 ポンプ場建設係
下水道維持課	管理係 維持第1係 維持第2係 排水設備係
下水道施設課	管理係 整備係 改良係 水質管理係 中島・城北・長田浄化セ

	ンター（同センターに中島施設係及び城北・長田管理係を置く。） 高松浄化センター（同センターに高松施設係を置く。） 清水北部・南部・静清浄化センター（同センターに清水北部施設係及び清水南部・静清管理係を置く。）
下水道事務所	工事係 維持係 排水設備係

第3条上下水道総務課の所掌事務中（24）を（27）とし、（17）から（23）までを（20）から（26）までとし、（20）の前に次のように加える。

（19）上下水道局庁舎の維持管理に関すること。

第3条上下水道総務課の所掌事務中（16）を（18）とし、（7）から（15）までを（9）から（17）までとし、（6）の次に次のように加える。

（7）内部統制に関すること。

（8）危機管理に関すること（上下水道経営企画課の所管に属するものを除く。）。

第3条上下水道経営課の所掌事務を上下水道経営企画課の所掌事務とし、同所掌事務中（6）から（8）までを次のように改める。

（6）防災計画の総括に関すること。

（7）防災における組織間の連絡調整及び取りまとめに関すること。

（8）広報及び広聴の総括に関すること。

第3条上下水道経営企画課の所掌事務（9）から（13）までを削る。

第3条上下水道経営企画課の所掌事務の次に次のように加える。

上下水道経理課

（1）予算、決算、企業債及び財政計画に関すること。

（2）財務及び経理に関すること。

（3）貯蔵品の検査に関すること。

（4）貯蔵品の購入、出納及び保管に関すること。

（5）公金取扱金融機関に関すること。

（6）水道料金及び下水道使用料の調査、分析及び改定に関すること。

（7）資産の取得、管理及び処分に係る固定資産台帳の処理に関すること。

（8）物品（車両を除く。）の売払いに関すること。

第3条上下水道危機管理課の所掌事務を削る。

第3条お客様サービス課の所掌事務に次のように加える。

（13）第3号及び第5号から第8号までに掲げる事務の総括並びに当該事務についての水道事

務所との総合調整に関すること。

第3条水道基盤整備課の所掌事務を水道計画課の所掌事務とし、同所掌事務(2)中「(水道施設課の所管に属するものを除く。)」を削り、同所掌事務(4)を削り、同所掌事務(5)中「別表区域以外の水道施設」を「別表に定める区域(以下「別表区域」という。)以外の水道施設(水道管路を除く。以下同じ。)」に改め、同(5)を同所掌事務(4)とし、同所掌事務中(6)を(5)とし、(7)を(6)とする。

第3条水道管路課の所掌事務を水道建設・維持課の所掌事務とし、同所掌事務(1)中「(口径300ミリメートル以下の配水施設に限る。次号において同じ。)」を削る。

第3条水道施設課の所掌事務(2)中「別表区域の水道施設及び」を「水道施設及び別表区域の」に改め、同所掌事務中(4)を削り、同所掌事務中(5)を(4)とし、(6)から(9)までを(5)から(8)までとする。

第3条水道事務所の所掌事務(6)中「(口径300ミリメートル以下の配水施設に限る。次号において同じ。)」を削り、同所掌事務に次のように加える。

(12) 水道料金及び下水道使用料等の収納事務に関すること(清水区の区域に係るものに限る。)

(13) 検針及び徴収の委託業務に関すること(清水区の区域に係るものに限る。)

(14) 水道及び下水道の開始、中止及び廃止の受付等に関すること(清水区の区域に係るものに限る。)

(15) 使用水量の計量及び認定並びに排出量の計測に関すること(清水区の区域に係るものに限る。)

(16) 水道料金等の滞納整理に関すること(清水区の区域に係るものに限る。)

第3条下水道建設課の所掌事務(8)を次のように改める。

(8) 経年管の耐震化の設計及び施工に関すること。

第3条下水道維持課の所掌事務(6)中「及び耐震化」を削り、同所掌事務中(13)を(14)とし、(7)から(12)までを(8)から(13)までとし、同所掌事務(6)の次に次のように加える。

(7) 他事業に伴う既設公共下水道の管渠^{きよ}及び都市下水路の移設の調査、設計及び施工に関すること。

第3条下水道事務所の所掌事務(7)中「改築」の次に「及び耐震化」を加える。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第3号

静岡市水道事業及び下水道事業の契約に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和6年3月22日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市水道事業及び下水道事業の契約に関する規程の一部を改正する規程
静岡市水道事業及び下水道事業の契約に関する規程(平成15年静岡市企業局管理規程第27号)
の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第4号

静岡市企業職員で非常勤のものに対する給与の種類及び基準に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和6年3月26日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市企業職員で非常勤のものに対する給与の種類及び基準に関する規程の一部を改正する規程

静岡市企業職員で非常勤のものに対する給与の種類及び基準に関する規程（令和2年静岡市上下水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条中「に限る」の次に「。次条において同じ」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第4条 勤勉手当は、6月及び12月に非常勤職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第5号

静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和6年3月28日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業給水条例等施行規程（平成15年静岡市企業局管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

第18条第1号中「末日」を「翌月10日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の静岡市水道事業給水条例等施行規程第18条第1号の規定は、検針日が令和6年10月1日以後の水道料金に係る納入通知書の納期限について適用し、検針日が同日前の水道料金に係る納入通知書の納期限については、なお従前の例による。

静岡市上下水道局管理規程第17号

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程（平成15年静岡市企業局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）主管 静岡市上下水道局事務分掌規程（平成15年静岡市企業局管理規程第6号）第2条に規定する内部組織をいう。
- （2）主管の長 主管において、静岡市上下水道局事務専決規程（平成15年静岡市企業局管理規程第7号。以下「専決規程」という。）に基づき、財務に関し課長等共通の専決事項を処理することができる者をいう。
- （3）電子計算組織 与えられた一連の処理手順に従い、電子計算機及びその関連機器を利用して事務を自動的に処理する組織をいう。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 出納員は、水道事業にあつては経営管理部上下水道経理課長（以下「上下水道経理課長」という。）及び経営管理部上下水道経理課水道経理係長（以下「水道経理係長」という。）を、下水道事業にあつては上下水道経理課長及び経営管理部上下水道経理課下水道経理係長（以下「下水道経理係長」という。）をもって充てる。

第4条第1項、第5項及び第6項中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第6条第2項及び第3項並びに第14条第1項中「主管課長」を「主管の長」に改める。

第15条及び第16条中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第18条第3項中「主管課長」を「主管の長」に改める。

第30条第1項及び第32条中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第33条第1項中「主管課長」を「主管の長」に改め、同条第4項中「主管課長」を「主管の

長」に改め、「記帳し」の次に「、又は電子計算組織を利用して記録管理し」を加え、同項ただし書を削り、同条第5項中「主管課長」を「主管の長」に改める。

第35条第1項中「主管課長」を「主管の長」に改める。

第36条第2項中「即日又は翌日（これらの日）」を「収納した日の翌日から起算して7日を経過する日（当該日に、「その翌日）」を「翌営業日）まで」に改め、同条第3項中「集金日報（様式第9号）又は」を削る。

第37条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 現金取扱員は、交付を受けた釣銭資金に係る現金を次年度においても継続して保管するとき、年度の末日にその保管状況を出納員に報告しなければならない。

第38条第1項中「年度終了後又は」を削る。

第39条第1項、第44条第1項及び第2項並びに第45条中「主管課長」を「主管の長」に改める。

第46条第1項中「私人に」を「法第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により」に改め、同条第2項中「私人に」を削り、同条第3項中「法第33条の2」の次に「において準用する地方自治法第243条の2第1項」を加え、「公金徴収事務受任者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同項後段を削る。

第47条、第48条第1項、第50条第3項、第52条、第53条、第55条第1項、第61条、第64条第2項、第70条第1項及び第4項、第72条、第73条第1項及び第2項、第79条、第101条、第103条第1項並びに第104条中「主管課長」を「主管の長」に改める。

第105条第2項、第106条、第107条第1項及び第4項並びに第108条中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第109条第1項中「主管課長」を「主管の長」に改める。

第117条、第119条、第121条、第124条及び第125条中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第133条及び第134条中「主管課長」を「主管の長」に改める。

第135条第1項中「様式第49号）により」の次に「電子計算組織を利用して」を加える。

第138条、第139条及び第143条中「主管課長」を「主管の長」に改める。

第145条第1項中「主管課長」を「主管の長」に、「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第146条中「関係主管課長」を「関係主管の長」に、「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第147条中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第157条中「主管課長」を「主管の長」に、「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第158条中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第159条中「主管課長」を「主管の長」に改める。

第160条中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に、「、主管課長は固定資産整理簿(様式第54号)を備え、」を「備え、電子計算組織を利用して」に改める。

第161条中「主管課長」を「主管の長」に、「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第162条第1項中「主管課長」を「主管の長」に、「固定資産整理簿」を「固定資産台帳」に、「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改め、同条第2項中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第163条中「主管課長」を「主管の長」に改める。

第164条中「主管課長」を「主管の長」に、「固定資産整理簿」を「固定資産台帳」に改める。

第165条中「主管課長」を「主管の長」に、「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第171条中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第172条を次のように改める。

(減価償却)

第172条 府令第13条の規定による償却資産の減価償却は、上下水道経理課長が行う。

第178条中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第180条中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に、「主管課長」を「主管の長」に改める。

第181条中「主管課長」を「主管の長」に、「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第183条第1項中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改め、同条第2項中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に、「主管課長」を「主管の長」に改める。

第184条第1項中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第187条第1項中「主管課長」を「主管の長」に、「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改め、同条第2項中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第188条中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に、「主管課長」を「主管の長」に

改める。

第191条中「主管課長」を「主管の長」に、「静岡市上下水道局事務専決規程（平成15年静岡市企業局管理規程第7号）」を「専決規程」に、「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第192条中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第193条第1項中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改め、同条第2項中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に、「管理者」を「専決規程に定める専決者」に、「主管課長」を「主管の長」に改める。

第194条第2項中「主管課長」を「主管の長」に改める。

第195条第1項中「主管課長」を「主管の長」に、「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改め、同条第2項中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に、「管理者」を「専決規程に定める専決者」に、「主管課長」を「主管の長」に改める。

第196条中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第197条第1項中「主管課長」を「主管の長」に、「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改め、同条第2項中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第198条中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第199条第1項中「主管課長」を「主管の長」に、「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改め、同条第2項中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第200条及び第202条中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第203条中「主管課長」を「主管の長」に、「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

第204条、第205条及び第206条第1項中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

別表第1水道事業会計勘定科目表負債勘定（3）繰延収益の表中（注）以外の部分を次のように改める。

（3）繰延収益

款	項	目	節	備考
繰延収益	繰延収益	長期前受金		

			受贈財産評価額 国庫(県)補助金 他会計補助金 他会計負担金 工事負担金 寄附金 その他資本剰余金
		長期前受金収益 化累計額	受贈財産評価額 国庫(県)補助金 他会計補助金 他会計負担金 工事負担金 寄附金 その他資本剰余金

別表第1 下水道事業会計勘定科目表負債勘定(3) 繰延収益の表中(注)以外の部分を次のように改める。

(3) 繰延収益

款	項	目	節	備考
繰延収益	繰延収益	長期前受金	受贈財産評価額 国庫(県)補助金 他会計補助金 他会計負担金 工事負担金	

		長期前受金収益 化累計額	受益者負担金 寄附金戻入 その他資本剰余 金 受贈財産評価額 国庫(県)補助金 他会計補助金 他会計負担金 工事負担金 受益者負担金 寄附金 その他資本剰余 金
--	--	-----------------	--

様式第6号その1を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第9号を次のように改める。

様式第9号 削除

様式第12号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第54号を次のように改める。

様式第54号 削除

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第37条及び第38条の改正規定 公布の日
- (2) 様式第12号の改正規定 令和6年10月1日
- (3) 様式第6号その1の改正規定 令和6年10月16日

静岡市上下水道局管理規程第18号

静岡市水道事業及び下水道事業に係る徴収事務等の委託に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市水道事業及び下水道事業に係る徴収事務等の委託に関する規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業に係る徴収事務等の委託に関する規程（平成15年静岡市企業局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規程は、」の次に「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、」を加え、「私人に」を削る。

第2条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づく」を削る。

第3条を次のように改める。

（徴収事務等の委託）

第3条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条に規定する者に徴収事務等を委託することができる。

第4条中「管理者は、」の次に「前条の規定により」を加え、「私人に」を削る。

第5条第1項中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、「（以下「受託個人」という。）」を削る。

第6条を次のように改める。

（告示）

第6条 管理者は、第3条の規定により委託したときは、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき、その旨を告示しなければならない。

第7条中「受託個人」を「指定公金事務取扱者のうち個人であるもの」に改める。

第8条第1項中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、「（以下「受託法人」という。）」を削り、同条第2項中「受託法人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第9条第2項中「受託法人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第10条から第16条までの規定中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「静岡市水道事業及び下水道事業徴収事務等受託者」を「静岡市水道事業及び下水道事業指定公金事務取扱者」に改める。

様式第3号その1 中備考以外の部分を次のように改める。

(指定公金事務取扱者のうち個人であるもの用)



様式第3号その2中備考以外の部分を次のように改める。

(指定公金事務取扱者のうち法人であるもの用)



附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第19号

静岡市私道共同下水管設置費補助金交付規程の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月29日

公営企業管理者 森 下 靖

静岡市私道共同下水管設置費補助金交付規程の一部を改正する規程

静岡市私道共同下水管設置費補助金交付規程（平成15年静岡市企業局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局庁舎管理規程第20号

静岡市上下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市上下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局庁舎管理規程（平成28年静岡市上下水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「上下水道局経営管理部上下水道危機管理課長」を「上下水道局経営管理部上下水道総務課長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第21号

静岡市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和6年3月29日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局事務専決規程（平成15年静岡市企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「経営管理部上下水道経営課長（以下「上下水道経営課長」を「経営管理部上下水道経理課長（以下「上下水道経理課長」に、「上下水道経営課長の」を「上下水道経理課長の」に改める。

第8条第2項中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

別表第1 共通専決事項及び合議事項（3）財務に関する事項ア収入に関する事項の表及び同イ支出に関する事項の表中「上下水道経営課長」を「上下水道経理課長」に改める。

別表第1 共通専決事項及び合議事項（3）財務に関する事項ウその他の事項を次のように改める。

ウ その他の事項

専決事項等			専決者等			合議
			局長	局次長	課長等共通	上下水道経理課長
1	不動産、動産及び物品の貸付けの決定並びに契約をすること。	不動産及び動産	(見積価格) 2億円未満	(見積価格) 1億円未満	(見積価格) 3,000万円未満	(見積価格) 3,000万円以上
		物品	(見積価格) 1億円未満	(見積価格) 5,000万円未満	(見積価格) 1,000万円未満	
2	支出を伴わない不動産、動産及び物品の借			1年以上	1年未満	

	受けの決定並びに契約をすること。				
3	債権の申出、徴収停止、履行期限の延長及び繰上げ並びに債権の免除に関する事		○		
4	水道料金の債権の届出及び履行期限の繰上げに関する事			○	
5	行政財産の目的外使用（電柱、地下埋設管その他これらに類するものの設置に係るものを除く。）の許可をすること		1年を超えるもの	1年以下	
6	電柱、地下埋設管その他これらに類するものの設置に係る行政財産の目的外使用の許可をすること			○	
7	行政財産の目的外使用に係る使用料の減免に関する事		○		
8	物品の修理及び加工の契約（予定価格1件50万円以下のものに限る。）をすること			○	
9	物品の買入れの契約（予定価格1件30万			○	

	円以下のものに限る。)をすること。				
10	物品の不用の決定(上下水道総務課の所管に属するものを除く。)をすること。			○	
11	貯蔵品の出庫による振替整理をすること。			○	
12	予算の流用の通知をすること。			○	

別表第2個別専決事項経営管理部上下水道総務課に関する事項の表に次のように加える。

30	火災保険契約に関すること。				○
31	電話の維持管理に関すること。				○
32	上下水道局庁舎内の遺失物に関すること。				○
33	上下水道局庁舎の使用許可に関すること。				○

別表第2個別専決事項中経営管理部上下水道経営課に関する事項を次のように改める。

経営管理部上下水道経理課に関する事項

専決者	局長	局次長	部長	課長
1 支出予算の流用をすること。	5,000万円以上		5,000万円未満	3,000万円未満
2 予備費を充当すること。	5,000万円以上		5,000万円未満	3,000万円未満
3 収入支出科目を新設すること。				○
4 予備費補充の通知				○

をすること。				
5 企業債の借入れの申込みをすること。			○	
6 一時借入金の申込みをすること。			○	
7 資産に係る事務報告及び財産表を作成すること。			○	
8 貯蔵品の買入れの契約（予定価格1件30万円以下に係るものを除く。）をすること。				○
9 物品（車両を除く。）の売払いに関すること。				○
10 郵便自動払込みに係る水道料金及び下水道使用料の移替えに関すること。				○
11 棚卸し日の決定をすること。				○

別表第2個別専決事項中経営管理部上下水道危機管理課に関する事項及び水道部基盤整備課に関する事項を削る。

別表第2個別専決事項中水道部水道管路課に関する事項を次のように改める。

水道部水道建設・維持課に関する事項

専決者	局長	局次長	部長	課長
専決事項				
1 工事のため一部区域の断水に関すること。				○

2 工事に伴う導・送・配水操作に関すること。				○
3 急を要する修繕工事のための一部区域の断水に関すること。				○

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令

静岡市訓令第2号

各局、危機管理総室及び各区役所

静岡市経営会議規程（平成15年静岡市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

第4条第2項を次のように改める。

2 経営会議は、市長が別に定める日に開催する。

第6条各号を次のように改める。

- (1) 市政運営の基本方針に関する特に重要な事項
- (2) 政策の推進に関する特に重要な事項
- (3) 都市経営に関する特に重要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市政運営上市長が必要があると認める事項

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

静岡市訓令第3号

静岡市消防本部訓令第2号

静岡市上下水道局管理規程第6号

静岡市教育委員会訓令第3号

静岡市選挙管理委員会訓令第1号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市人事委員会訓令第1号

静岡市監査委員訓令第1号

静岡市農業委員会訓令第1号

静岡市議会訓令第1号

各局、危機管理総室及び各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

静岡市職員安全衛生管理規程（平成17年静岡市訓令第42号、平成17年静岡市消防本部訓令第36号、平成17年静岡市企業局管理規程第26号、平成17年静岡市教育委員会訓令第22号、平成17年静岡市選挙管理委員会訓令第19号、平成17年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市人事委員会訓令第12号、平成17年静岡市監査委員訓令第15号、平成17年静岡市農業委員会訓令第25号、平成17年静岡市議会訓令第15号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防長 池田 悦 章

静岡市公営企業管理者
森 下 靖

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣

静岡市選挙管理委員会
委員長 大 場 知 明

静岡市葵区選挙管理委員会
委員長 浜 部 健 二

静岡市駿河区選挙管理委員会
委員長 三 宅 衛

静岡市清水区選挙管理委員会
委員長 望 月 洋 壽

静岡市人事委員会
委員長 石 割 誠

静岡市代表監査委員
遠 藤 正 方

静岡市農業委員会

会長 徳田雅亮

静岡市議会議長 井上恒彌

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所
 消防局及び各消防署
 上下水道局
 教育委員会事務局及び教育機関
 選挙管理委員会事務局
 葵区選挙管理委員会事務局
 駿河区選挙管理委員会事務局
 清水区選挙管理委員会事務局
 人事委員会事務局
 監査委員事務局
 農業委員会事務局
 市議会事務局

別表第3中

「

消防総務課、財産管理課、予防課、査察課、警防課、安全対策課、救急課及び指令課並びに駿河消防署	1人	消防局・駿河消防署衛生管理者
--	----	----------------

を

」

「

消防管理室、消防総務課、財産管理課、予防課、査察課、警防課、安全対策課、救急課及び指令課並びに駿河消防署	1人	消防局・駿河消防署衛生管理者
--	----	----------------

に

」

改める。

別表第4中

消防総務課、財産管理課、予防課、査察課、警防課、安全対策課、救急課及び指令課並びに駿河消防署	1人	を
--	----	---

消防管理室、消防総務課、財産管理課、予防課、査察課、警防課、安全対策課、救急課及び指令課並びに駿河消防署	1人	に
--	----	---

改める。

別表第5中

消防総務課、財産管理課、予防課、査察課、警防課、安全対策課、救急課及び指令課並びに駿河消防署	消防局・駿河消防署衛生委員会	5人	を
--	----------------	----	---

消防管理室、消防総務課、財産管理課、予防課、査察課、警防課、安全対策課、救急課及び指令課並びに駿河消防署	消防局・駿河消防署衛生委員会	5人	に
--	----------------	----	---

改める。

別表第9中

保健所衛生委員会に係る事務	保健所保健予防課	を
清水病院衛生委員会に係る事務	清水病院事務局病院総務課	

「

保健所衛生委員会に係る事務	保健所保健所総務課
清水病院衛生委員会に係る事務	清水病院事務局病院経営企画課

に

」

改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第4号

静岡市上下水道局管理規程第7号

静岡市教育委員会訓令第4号

各局、危機管理総室及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

静岡市指定管理者選定委員会規程（平成16年静岡市訓令第25号、平成16年静岡市企業局管理規程第16号、平成16年静岡市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第5号

静岡市消防本部訓令第3号

静岡市上下水道局管理規程第8号

静岡市教育委員会訓令第5号

静岡市選挙管理委員会訓令第2号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第2号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第2号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第2号

静岡市人事委員会訓令第2号

静岡市監査委員訓令第2号

静岡市農業委員会訓令第2号

静岡市議会訓令第2号

各局、危機管理総室及び各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

静岡市事務事業危機管理本部設置規程（平成23年静岡市訓令第13号、平成23年静岡市消防本部訓令第4号、平成23年静岡市上下水道局管理規程第9号、平成23年静岡市教育委員会訓令第9号、平成23年静岡市選挙管理委員会訓令第2号、平成23年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第2号、平成23年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第2号、平成23年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第2号、平成23年静岡市人事委員会訓令第2号、平成23年静岡市監査委員訓令第3号、平成23年静岡市農業委員会訓令第2号、平成23年静岡市議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防長 池田 悦 章

静岡市公営企業管理者
森 下 靖

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣

静岡市選挙管理委員会
委員長 大 場 知 明

静岡市葵区選挙管理委員会
委員長 浜 部 健 二

静岡市駿河区選挙管理委員会
委員長 三 宅 衛

静岡市清水区選挙管理委員会
委員長 望 月 洋 壽

静岡市人事委員会
委員長 石 割 誠

静岡市代表監査委員
遠 藤 正 方

静岡市農業委員会

会長 徳田 雅亮

静岡市議会議長 井上 恒彌

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所
消防局及び各消防署
上下水道局
教育委員会事務局及び教育機関
選挙管理委員会事務局
葵区選挙管理委員会事務局
駿河区選挙管理委員会事務局
清水区選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
市議会事務局

第3条第4項中「局長、危機管理監」を「危機管理監、局長」に改める。

第5条第1項中「、危機管理総室」を削り、同条第2項中「、危機管理総室にあっては危機管理総室長を」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第6号

静岡市消防本部訓令第4号

静岡市上下水道局管理規程第9号

静岡市教育委員会訓令第6号

静岡市選挙管理委員会訓令第3号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第3号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第3号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第3号

静岡市人事委員会訓令第3号

静岡市監査委員訓令第3号

静岡市農業委員会訓令第3号

静岡市議会訓令第3号

各局、危機管理総室及び各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

静岡市業務改善推進規程(平成24年静岡市訓令第14号、平成24年静岡市消防本部訓令第7号、平成24年静岡市上下水道局管理規程第7号、平成24年静岡市教育委員会訓令第3号、平成24年静岡市選挙管理委員会訓令第3号、平成24年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第3号、平成24年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第3号、平成24年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第3号、平成24年静岡市人事委員会訓令第2号、平成24年静岡市監査委員訓令第3号、平成24年静岡市農業委員会訓令第3号、平成24年静岡市議会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防長 池田 悦 章

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市選挙管理委員会

委員長 大 場 知 明

静岡市葵区選挙管理委員会

委員長 浜 部 健 二

静岡市駿河区選挙管理委員会

委員長 三 宅 衛

静岡市清水区選挙管理委員会

委員長 望 月 洋 壽

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

静岡市代表監査委員

遠 藤 正 方

静岡市農業委員会

会長 徳田雅亮

静岡市議会議長 井上恒彌

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所
消防局及び各消防署
上下水道局
教育委員会事務局及び教育機関
選挙管理委員会事務局
葵区選挙管理委員会事務局
駿河区選挙管理委員会事務局
清水区選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
市議会事務局

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第7号

静岡市上下水道局管理規程第10号

各局、危機管理総室及び各区役所

上下水道局

静岡市建設業者等選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第28号、平成15年静岡市企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

上下水道局

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第8号

静岡市上下水道局管理規程第11号

静岡市教育委員会訓令第7号

各局、危機管理総室及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

静岡市委託業務等業者選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第29号、平成15年静岡市企業局管理規程第4号、平成15年静岡市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

別表第2中

「

総務局部会	危機管理総室、総務局所属の各課及び東京事務所、会計室、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局並びに監査	総務局次長	総務局総務課
-------	---	-------	--------

を

	委員事務局		
企画局部会	企画局所属の各課	企画局次長	企画局企画課

」

「

総務局部会	危機管理局危機管理課、総務局所属の各課及び東京事務所、会計室、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局並びに監査委員事務局	総務局次長	総務局総務課
総合政策局部会	総合政策局所属の各課	総合政策局次長	総合政策局企画課

に、

」

「

観光交流文化局部会	観光交流文化局所属の各課及び日本平動物園	観光交流文化局次長	観光交流文化局観光・MICE推進課
環境局部会	環境局所属の各課及び環境保健研究所	環境局次長	環境局環境創造課

を

」

「

観光交流文化局部会	観光交流文化局所属の各課及び日本平動物園	観光交流文化局次長	観光交流文化局観光政策課
環境局部会	環境局所属の各課及び環境保健研究所	環境局次長	環境局GX推進課

に、

」

「

保健福祉長寿局保健衛生医療部会	保健福祉長寿局保健衛生医療部所属の各課、こころの健康センター、動物指導センター、静岡看護専門学校及び清水看護専門学校並びに保健所の各課及び保健所清水支所	保健福祉長寿局保健衛生医療部長	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課
保健福祉長寿局清水病院部会	保健福祉長寿局清水病院事務局所属の各課	保健福祉長寿局清水病院事務局長	保健福祉長寿局清水病院事務局病院総務課

を

」

「

保健福祉長寿局保健衛生医療部会	保健福祉長寿局保健衛生医療部所属の各課、こころの健康センター、動物愛護センター、静岡看護専門学校及び清	保健福祉長寿局保健衛生医療部長	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課
-----------------	---	-----------------	-----------------------

」

	水看護専門学校並びに保健所の各課及び保健所清水支所			に、
保健福祉長寿局清水病院部会	保健福祉長寿局清水病院事務局所属の各課	保健福祉長寿局清水病院事務局長	保健福祉長寿局清水病院事務局病院経営企画課	

「

経済局商工部会	経済局商工部所属の各課及び中央卸売市場並びに経済局海洋文化都市推進部海洋文化都市政策課	経済局次長	経済局商工部産業政策課	を
経済局農林水産部会	経済局農林水産部所属の各課、経済事務所及び農業委員会事務局	経済局農林水産部長	経済局農林水産部農業政策課	

「

経済局商工部会	経済局商工部所属の各課、産業基盤強化本部及び中央卸売市場並びに経済局海洋文化都市推進部所属の各課	経済局次長	経済局商工部産業政策課	に、
経済局農林水産部会	経済局農林水産部所属の各課、葵・駿河農林施設管理事	経済局農林水産部長	経済局農林水産部農業政策課	

	務所及び農業委員 会事務局		
--	------------------	--	--

」

「

消防局部会	消防局所属の各課 及び各消防署	消防次長	消防局消防総務課
-------	--------------------	------	----------

を

」

「

消防局部会	消防局所属の各課、 消防管理室及び各 消防署	消防次長	消防局消防総務課
-------	------------------------------	------	----------

に、

」

「

上下水道局水 道部会	上下水道局水道部 所属の各課及び水 道事務所	上下水道局水道部長	上下水道局水道部水 道基盤整備課
---------------	------------------------------	-----------	---------------------

を

」

「

上下水道局水 道部会	上下水道局水道部 所属の各課及び水 道事務所	上下水道局水道部長	上下水道局水道部水 道計画課
---------------	------------------------------	-----------	-------------------

に

」

改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第9号

静岡市上下水道局管理規程第12号

静岡市教育委員会訓令第8号

各局、危機管理総室及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局

静岡市特定委託業務等業者選定委員会規程（平成18年静岡市訓令第20号、平成18年静岡市企業局管理規程第19号、平成18年静岡市教育委員会訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第10号

静岡市上下水道局管理規程第13号

静岡市教育委員会訓令第9号

各局、危機管理総室及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局

静岡市物品調達業者選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第30号、平成15年静岡市企業局管理規程第5号、平成15年静岡市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局

第8条中「保健福祉長寿局清水病院事務局病院総務課」を「保健福祉長寿局清水病院事務局病院経営企画課」に改める。

別表中

「

保健福祉長寿局清水病院部会	保健福祉長寿局清水病院事務局	保健福祉長寿局清水病院事務局病院総務課長 保健福祉長寿局清水病院事務局病院施設課長 保健福祉長寿局清水病院事務局医事課長
---------------	----------------	--

を

」

「

保健福祉長寿局清水病院部会	保健福祉長寿局清水病院事務局長	保健福祉長寿局清水病院事務局病院経営企画課長 保健福祉長寿局清水病院事務局病院経営企画課病院管理担当課長 保健福祉長寿局清水病院事務局医事課長
---------------	-----------------	---

に

」

改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第11号

静岡市消防本部訓令第5号

静岡市上下水道局管理規程第14号

静岡市教育委員会訓令第10号

静岡市選挙管理委員会訓令第4号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第4号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第4号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第4号

静岡市人事委員会訓令第4号

静岡市監査委員訓令第4号

静岡市農業委員会訓令第4号

静岡市議会訓令第4号

各局、危機管理総室及び各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

静岡市内部統制の実施に関する規程（令和2年静岡市訓令第9号、令和2年静岡市消防本部訓令第9号、令和2年静岡市上下水道局管理規程第13号、令和2年静岡市教育委員会訓令第3号、令和2年静岡市選挙管理委員会訓令第2号、令和2年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第2号、令和2年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第2号、令和2年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第2号、令和2年静岡市人事委員会訓令第2号、令和2年静岡市監査委員訓令第2号、令和2年静岡市農業委員会訓令第2号、令和2年静岡市議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防長 池田 悦 章

静岡市公営企業管理者
森 下 靖

静岡市教育委員会
教育長 赤堀 文 宣

静岡市選挙管理委員会
委員長 大場 知 明

静岡市葵区選挙管理委員会
委員長 浜部 健 二

静岡市駿河区選挙管理委員会
委員長 三宅 衛

静岡市清水区選挙管理委員会
委員長 望月 洋 壽

静岡市人事委員会
委員長 石割 誠

静岡市代表監査委員
遠藤 正 方

静岡市農業委員会

会長 徳田雅亮

静岡市議会議長 井上恒彌

令達先を次のように改める。

- 各局及び各区役所
- 消防局及び各消防署
- 上下水道局
- 教育委員会事務局及び教育機関
- 選挙管理委員会事務局
- 葵区選挙管理委員会事務局
- 駿河区選挙管理委員会事務局
- 清水区選挙管理委員会事務局
- 人事委員会事務局
- 監査委員事務局
- 農業委員会事務局
- 市議会事務局

第2条第3号中「総室及び局」を「局」に改め、同条第4号中「、危機管理監」を削り、同条第5号中「、危機管理総室長」を削る。

別表中「危機管理総室次長」を「危機管理局危機管理課長」に、

「

企画局デジタル化推進課長
企画局システム管理課長

」を「

総合政策局DX推進課長

」に、

「上下水道局経営管理部上下水道危機管理課長」を「上下水道局経営管理部上下水道総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第12号

静岡市消防本部訓令第6号

静岡市上下水道局管理規程第15号

静岡市教育委員会訓令第11号

静岡市選挙管理委員会訓令第5号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第5号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第5号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第5号

静岡市人事委員会訓令第5号

静岡市監査委員訓令第5号

静岡市農業委員会訓令第5号

静岡市議会訓令第5号

各局、危機管理総室及び各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

静岡市危機対策本部設置規程（令和3年静岡市訓令第34号、令和3年静岡市消防本部訓令第9号、令和3年静岡市上下水道局管理規程第13号、令和3年静岡市教育委員会訓令第9号、令和3年静岡市選挙管理委員会訓令第5号、令和3年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第5号、令和3年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第5号、令和3年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第5号、令和3年静岡市人事委員会訓令第5号、令和3年静岡市監査委員訓令第5号、令和3年静岡市農業委員会訓令第5号、令和3年静岡市議会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防長 池田 悦 章

静岡市公営企業管理者
森 下 靖

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣

静岡市選挙管理委員会
委員長 大 場 知 明

静岡市葵区選挙管理委員会
委員長 浜 部 健 二

静岡市駿河区選挙管理委員会
委員長 三 宅 衛

静岡市清水区選挙管理委員会
委員長 望 月 洋 壽

静岡市人事委員会
委員長 石 割 誠

静岡市代表監査委員
遠 藤 正 方

静岡市農業委員会

会長 徳田雅亮

静岡市議会議長 井上恒彌

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所
消防局及び各消防署
上下水道局
教育委員会事務局及び教育機関
選挙管理委員会事務局
葵区選挙管理委員会事務局
駿河区選挙管理委員会事務局
清水区選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
市議会事務局

第2条第2号中「総室及び」を削り、同条第3号中「、危機管理監」を削り、同条第4号中「、危機管理総室長」を削る。

第4条第3項中「局長等」を「危機管理監又は局長等」に改める。

第8条第2項中「危機管理総室長」を「危機管理局次長」に改める。

第9条中「危機管理総室」を「危機管理局危機管理課」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第13号

静岡市消防本部訓令第7号

静岡市上下水道局管理規程第16号

静岡市教育委員会訓令第12号

各局及び各区役所
消防局及び各消防署
上下水道局
教育委員会事務局及び教育機関

静岡市チーム組織の設置及び運営に関する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防長 池田 悦 章

静岡市公営企業管理者
森 下 靖

静岡市教育委員会
教育長 赤堀 文 宣

静岡市チーム組織の設置及び運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、高度に複雑化する行政課題に柔軟かつ機動的に対応するため、複数の局部課かいの事務を横断的に所掌するチーム組織（以下「チーム」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 チームは、複数の局部課かいの事務に係る行政課題その他市長の命じる課題に対応するため、市長が必要があると認めるときに設置する。

2 前項の規定に基づきチームを設置するときは、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 名称
- (2) 設置目的
- (3) 所掌事務
- (4) チームを組織する局部課かい
- (5) チームの庶務を処理する局部課かい
(組織等)

第3条 チームは、チームリーダー及びチーム員をもって組織する。

- 2 チームリーダーは、職員のうちから市長が指名する。
- 3 チーム員は、チームを組織する局部課かいを所管する局長及び区長が、所属の職員のうちから指名する。
- 4 チームリーダーは、チームの所掌事務を総括する。
- 5 チームリーダー及びチーム員（以下これらを「構成員」という。）は、所属する局部課かいを変更せずに、チームの所掌事務に従事するものとする。
- 6 構成員の発令については、別に定める。

(構成員の服務)

第4条 構成員の服務については、構成員の所属する局部課かいの長がチームリーダーと協議して取り扱うものとする。

(予算の執行)

第5条 チームの所掌に関する予算は、構成員の所属する局部課かいの長がチームリーダーと協議して執行するものとする。

(関係課かいの長の協力)

第6条 チームの所掌事務に関係する課かいの長は、チームの運営に積極的に協力しなければならない。

(成果の報告)

第7条 チームリーダーは、所掌事務が完了したときは、その成果を市長に報告しなければならない。

(解散)

第8条 市長は、前条の報告によりチームの設置目的が達成されたと認めるときは、チームを解散するものとする。

(雑則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第14号

各局、危機管理総室及び各区役所

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条第6項の規定による休憩時間の短縮に係る請求等の手続に関する規程（平成21年静岡市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

第2条第3項中「担当部長」を「担当局次長、担当部長」に改め、「、健康長寿推進監」の次に「、子育て教育政策監」を加え、「及び健康長寿推進監」を「、健康長寿推進監及び子育て教育政策監」に改める。

別記様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第15号

各局、危機管理総室及び区役所

静岡市職員互助会規則施行規程(平成15年静岡市訓令第25号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

第3条中「全て」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、請求内容を証する書類を添付したときは、所属長を経由しないことができる。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第16号

各局、危機管理総室及び各区役所

静岡市区における総合的な行政運営の推進に関する規程（平成19年静岡市訓令第38号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

第2条第1号中「総室及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第17号

各局、危機管理総室及び各区役所

静岡市における組織的連携のための体制の整備に関する規程（平成27年静岡市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

第2条第1号中「総室及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第3号中「、危機管理総室長」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第18号

各局、危機管理総室及び各区役所

静岡市公文書管理規程（平成15年静岡市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

第2条第1号中「総室及び局並びに」を「局及び」に改め、同条第3号中「及び危機管理総室長」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第19号

各局、危機管理総室及び各区役所

静岡市職員出勤簿整理規程（平成15年静岡市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

第2条中「担当部長」を「担当局次長、担当部長」に改め、「健康長寿推進監」の次に「子育て教育政策監」を加え、「及び健康長寿推進監」を「健康長寿推進監及び子育て教育政策監」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第20号

各局、危機管理総室及び各区役所

静岡市経営会議規程（平成15年静岡市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

第2条第1項中「総室及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第3条第1項中「企画局長」を「総合政策局長」に改める。

第5条中「企画局企画課」を「総合政策局企画課」に改める。

第7条第2項及び第3項中「企画局長」を「総合政策局長」に改める。

第8条中「企画局企画課」を「総合政策局企画課」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第21号

環境局

静岡市環境局廃棄物処理課の職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成26年静岡市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

第3条及び別表（2）中「施設整備係」を「施設維持係」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第22号

各局及び危機管理総室

静岡市表彰審査委員会規程（平成16年静岡市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

各局

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第23号

各局、危機管理総室及び各区役所

静岡市公文例規程（平成15年静岡市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第24号

各局、危機管理総室及び各区役所

静岡市政策法務推進規程（平成27年静岡市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第25号

各局、危機管理総室及び各区役所

静岡市職員の人事記録に関する規程（平成15年静岡市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第26号

各局、危機管理総室及び各区役所

静岡市職員の辞令書の交付等に関する規定（平成15年静岡市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第27号

各局、危機管理総室及び各区役所

静岡市職員の人事評価に関する規程（平成28年静岡市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第28号

各局、危機管理総室及び各区役所

静岡市職員服務規程（平成15年静岡市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第29号

各局、危機管理総室及び各区役所

静岡市職員研修規程（平成15年静岡市訓令第23号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第30号

各局、危機管理総室及び各区役所
消防局及び各消防署
上下水道局
教育委員会事務局及び教育機関
選挙管理委員会事務局
葵区選挙管理委員会事務局
駿河区選挙管理委員会事務局
清水区選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
市議会事務局

静岡市職員の児童手当事務取扱規程（平成15年静岡市訓令第26号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所
消防局及び各消防署
上下水道局
教育委員会事務局及び教育機関
選挙管理委員会事務局
葵区選挙管理委員会事務局
駿河区選挙管理委員会事務局
清水区選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局

市議会事務局

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第31号

各局、危機管理総室及び各区役所

静岡市建設工事監督規程（平成20年静岡市訓令第22号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第32号

各局、危機管理総室及び各区役所

静岡市建設工事に係る測量、調査及び設計の業務委託に係る監督規程（平成20年静岡市訓令第23号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

各局及び各区役所

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第33号

各局及び危機管理総室

静岡市緑化推進本部設置規程（平成15年静岡市訓令第33号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

令達先を次のように改める。

各局

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市訓令第34号

清水病院

静岡市立清水病院医師住宅等貸与規程（平成15年静岡市訓令第32号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

静岡市教育委員会訓令第1号

各市立学校

静岡市立学校に勤務する教育職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成29年静岡市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

第5条第2項及び第3項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会訓令第2号

各市立学校

静岡市立学校に勤務する事務職員、技術職員及び嘱託の勤務時間等の特例に関する規程（平成29年静岡市教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

第3条を削る。

第4条中「第2条」を「前条」とし、同条を第3条とする。

第5条中「第4条」を「前条」とし、同条を第4条とする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会訓令第13号

教育委員会事務局

各小学校

各中学校

静岡市立小・中学校処務規程（平成19年静岡市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

様式第25号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第1号

消防局
各消防署

静岡市消防局及び消防署安全管理規程（平成15年静岡市消防本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月28日

静岡市消防長 池田悦章

目次中「第11条」を「第12条」に、「第12条—第19条」を「第13条—第20条」に、「第20条・第21条」を「第21条・第22条」に改める。

第2条中「消防局消防部消防総務課長」を「消防局警防部安全対策課長」に改める。

第4条第1項及び第5条中「総括安全責任者」の次に「副総括安全責任者」を加える。

第6条第3項中「ともに」の次に「副総括安全責任者」を加える。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第3章中第19条を第20条とする。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条第1項中「必要に応じ、」を「週1回以上」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「必要な措置を講じなければ」を「総括安全責任者に報告しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 総括安全責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

第15条を第16条とする。

第14条中「月1回以上」を「必要に応じて、」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第2章中第11条を第12条とする。

第10条第7項中「消防総務課」を「安全対策課」に、「管理係」を「職員安全指導係」に改め、同条を第11条とする。

第9条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 副総括安全責任者

第9条第2項に次の1号を加える。

(6) その他の職員のうちから消防局長が指名した者

第9条第8項中「消防総務課」を「安全対策課」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とする。

第7条第2項中「消防局消防部消防総務課（以下「消防総務課」を「消防局警防部安全対策課（以下「安全対策課」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(副総括安全責任者)

第7条 局に副総括安全責任者を置く。

- 2 副総括安全責任者は、消防局警防部長をもって充てる。
- 3 副総括安全責任者は、総括安全責任者を補佐するとともに、総括安全責任者の命を受けて所属長、安全責任者その他安全管理の関係者を指導監督する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第8号

消防局
各消防署

静岡市消防局及び消防署処務規程（平成15年静岡市消防本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市消防長 池田悦章

第3条第2項中「日勤勤務」の次に「、三部制勤務」を加え、同条第3項第1号中「消防局警防部安全対策課（以下「安全対策課」という。）の部隊管理係員及び」を削り、同項に次の1号を加える。

（3）消防局警防部安全対策課（以下「安全対策課」という。）の部隊管理係員（係長を除く。）
交替制勤務のうち三部制勤務

第3条第4項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）千代田消防署に配置するしずはた山岳救助隊の隊長

第3条第5項中「隔日勤務の職員の職務は、」を「、隔日勤務の職員の職務にあつては」に改め、「第2部に」の次に「、三部制勤務の職員の職務にあつては第1部、第2部及び第3部に」を加える。

第4条第1項中「並びに署」を「並びに室並びに署」に改め、同条第2項中「又は署」を「若しくは室又は署」に改め、「課長」の次に「若しくは室長」を加える。

第5条中「又は署長」を「及び室長並びに署長」に改める。

第6条第1項及び第2項並びに第7条第2項中「担当部長」の次に「、消防管理監」を加える。

第17条の3の次に次の1条を加える。

（消防管理監の職務）

第17条の4 消防管理監は、局長の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

第20条中「課長補佐、室長」を「室長、課長補佐、室長補佐」に改める。

第31条第1項中「課長、担当課長、室長」を「消防管理監、課長、室長、担当課長」に改め、同条第5項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号し、第1号の次に次

の1号を加える。

(2) 消防管理監 次長の専決に属する事項のうち、次長が必要に応じ、局長の承認を得て指定するもの

第33条第1項中

「

担当部長	主務課長
課長又は局長の指定する職員	課長補佐又は局長の指定する職員

を

」

「

担当部長又は消防管理監	主務課長又は室長
課長若しくは室長又は局長の指定する職員	課長補佐若しくは室長補佐又は局長の指定する職員

に

」

改める。

別表1 共通専決事項(1) 一般に関する事項の表中「課長又は」を「課長、室長又は」に、「室長又は副署長」を「副署長」に改め、別表1 共通専決事項(2) 人事に関する事項の表を次のように改める。

専決事項	専決者	次長等	課長又は室長	署長
1 管内出張(2日以上を除く。)を命令し、又は復命を受けること。		次長、部長、担当部長、消防管理監、理事及び参与	課長、室長、課長に準ずる者並びに課及び室に所属する職員	署長、副署長、分署長及び署に所属する職員
2 1に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受けること。		部長、担当部長、消防管理監、理事、参与、課長及び室長並びに署長 6日以内 課及び室並びに署に所属する職員 7日以上	課長に準ずる者並びに課及び室に所属する職員(以下「職員」という。) 6日以内	副署長、分署長及び署に所属する職員(以下「署員」という。) 6日以内
3 休暇(介護休暇及び介護)		部長、担当部長、消防	職員	署員

時間を除く。)及び欠勤に 関すること。	防管理監、理事、参 与、課長及び室長並 びに署長		
4 交替制勤務する職員の 週休日の割振りに関する こと。		職員	署員
5 週休日の指定、その振替 及び半日勤務時間の割振 り変更並びに代休日の指 定に関すること。	部長、担当部長、消 防管理監、理事、参 与、課長及び室長並 びに署長	職員	署員
6 時間外勤務を命令し、時 間外勤務実績の報告を受 けること。		職員	署員

別表1 共通専決事項（3）財務に関する事項の表中

「

課長	専決規則別表第1 共通専決事項（3）財務に関する事項中課長等 共通の専決事項
----	---

を

」

「

課長又は室長	専決規則別表第1 共通専決事項（3）財務に関する事項中課長等 共通の専決事項
--------	---

に

」

改める。

別表2 個別専決事項の表中

「消防局
を
消防部」

「消防局

消防管理室に関する事項

専決事項	専決者	次長	室長
------	-----	----	----

に

1 消防管理に関すること。	重要なもの	○
---------------	-------	---

消防部

改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第9号

消防局
各消防署

静岡市消防職員の勤務時間等に関する規程（平成15年静岡市消防本部訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市消防長 池田悦章

第2条第1項中「隔日勤務」を「三部制勤務の職員にあつては3週間を平均して1週間当たり38時間45分とし、隔日勤務」に改め、同条第2項の表中

「

交替 制勤 務者	日勤勤務	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで	
----------------	------	--------------------	------------	--

を

」

「

交替 制勤 務者	日勤勤務	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで	
	三部制勤務	午前8時30分から翌日の午前8時30分まで。ただし、3週間に1日は、午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで、午後5時15分から午後6時まで、午後8時45分から午後9時15分まで及び翌日の午前6時45分から午前7時15分まで。ただし、午前8時30分から午後5時15分までの勤務の日にあつては、正午から午後1時まで	午前10時から午前10時15分まで及び午後3時から午後3時15分まで

に

」

改める。

第3条第2項中「8日とし」の次に「、三部制勤務の職員の週休日は3週間を通じて6日とし」を加える。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第10号

消防局

各消防署

静岡市消防吏員制服着用規程（平成15年静岡市消防本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市消防長 池田悦章

第2条第1号中「交代制勤務の」次に「三部制勤務及び」を加える。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第11号

消防局
各消防署

静岡市消防局警防規程(平成17年静岡市消防本部訓令第22号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市消防長 池田悦章

別表第2中

「

葵 消 防 署	署	葵指揮隊 (葵指 揮)	葵第1消 防隊(葵 1)			葵はしご 隊(葵はし ご)	葵救急隊 (葵救急)
			葵第2消 防隊(葵 2)				

を

」

「

葵 消 防 署	署	葵指揮隊 (葵指 揮)	葵消防隊 (葵)		葵特別救 助隊(葵特 救)	葵はしご 隊(葵はし ご)	葵救急隊 (葵救急)
------------------	---	-------------------	-------------	--	---------------------	---------------------	---------------

に、

」

「

	南 田 町 出 張 所		南田町消 防隊(南 田町)	葵水槽隊 (葵水槽)	葵特別救 助隊(葵特 救)		
--	----------------------------	--	---------------------	---------------	---------------------	--	--

駿河消防署	署	駿河指揮隊（駿河指揮）	駿河消防隊（駿河）	※駿河水槽隊（駿河水槽）	駿河特別高度救助隊（駿河特高）	駿河はしご隊（駿河はしご）	駿河救急隊（駿河救急）
				※第2特殊災害対応隊（特災2）	※第1特殊災害対応隊（特災1）		
					※救助支援隊（救助支援）		

を

」

「

	南田町出張所		南田町消防隊（南田町）	葵水槽隊（葵水槽）				
駿河消防署	署	駿河指揮隊（駿河指揮）	駿河第1消防隊（駿河1）	※駿河水槽隊（駿河水槽）	駿河特別高度救助隊（駿河特高）	駿河はしご隊（駿河はしご）	駿河救急隊（駿河救急）	
				駿河第2消防隊（駿河2）	※第2特殊災害対応隊（特災2）			※第1特殊災害対応隊（特災1）
								※救助支援隊（救助支援）

に

				支援)		
--	--	--	--	-----	--	--

」

改め、「※千代田第1水槽隊(千代田第1水槽)」を削り、「千代田第2水槽隊(千代田第2水槽)」を「千代田水槽隊(千代田水槽)」に、

「

庵原分署		庵原消防隊(庵原)		庵原救助隊(庵原救助)		庵原救急隊(庵原救急)
------	--	-----------	--	-------------	--	-------------

を

」

「

庵原分署		庵原消防隊(庵原)	港北水槽隊(港北水槽)	庵原救助隊(庵原救助)		庵原救急隊(庵原救急)
------	--	-----------	-------------	-------------	--	-------------

に

」

改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第12号

消防局
各消防署

静岡市消防局救助業務取扱規程（平成15年静岡市消防本部訓令第19号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市消防長 池田 悦章

別表第1中

「

特別救助隊（6隊）	葵消防署南田町出張所	葵特別救助隊	救助工作車 II
-----------	------------	--------	----------

を

」

「

特別救助隊（6隊）	葵消防署	葵特別救助隊	救助工作車 II
-----------	------	--------	----------

に

」

改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第13号

消防局
各消防署

静岡市消防音楽隊規程(平成15年静岡市消防本部訓令第7号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市消防長 池田悦章

様式第3号中「㊟」を削る。

様式第5号その1及び様式第5号その2中「印」を「確認者」に改める。

様式第6号中「㊟」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第14号

消防局
各消防署

静岡市消防局車両管理規程（平成17年静岡市消防本部訓令第25号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市消防長 池田悦章

様式第2号中

「

決 裁 欄				

決裁欄
整備管理者

及び

」

「下記のとおり、申請がありましたので整備しますが、よいでしょうか。」を削る。

様式第3号中

「

決 裁 欄				

決裁欄
整備管理者

及び

」

「財務規定に基づき処理しますが、よいでしょうか。」を削る。

様式第4号中

「

決 裁 欄				

決裁欄
整備管理者

及び

」

「下記のとおり、申請がありましたので受理しますが、よいでしょうか。」を削る。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第6号中「警防課」を「課」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第15号

消防局
各消防署

静岡市消防局消防機械器具管理規程（平成17年静岡市消防本部訓令第26号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市消防長 池田悦章

「

決 裁 欄					
様式第1号中					及び「下記のとおり、申請があり

」

ましたので整備しますが、よいでしょうか。」を削る。

「

決 裁 欄					
様式第2号中					及び「財務規定に基づき処理しま

」

すが、よいでしょうか。」を削る。

「

決 裁 欄					
様式第3号中					及び「下記のとおり、申請があり

」

ましたので受理しますが、よいでしょうか。」を削る。

「

決 裁 欄				

様式第4号中 及び「下記のとおり、報告があり

」

ましたので受理しますが、よいでしょうか。」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市消防本部訓令第16号

消防局
各消防署

静岡市消防吏員被服等の貸与に関する規程（平成24年静岡市消防本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡市消防長 池田悦章

様式第1号（注）を削る。

様式第2号及び様式第3号中「受領印」を「本人確認」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

静岡市告示第165号

静岡市土地利用委員会要綱（平成15年静岡市告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月22日

静岡市長 難波 喬 司

第5条第3項中「都市局都市計画部開発指導課長」を「都市局都市計画部開発審査課長」に改める。

第8条中「都市局都市計画部開発指導課」を「都市局都市計画部開発審査課」に改める。

別表第1中

「
| 企画局長 | を
| | 」

「
| 総合政策局長 | に
| | 」

改める。

別表第2中

「
| 企画局次長 | を
| | 」

「
| 総合政策局次長 | に、
| | 」

「
| 環境局次長 | を
| | 」

「
| 環境局次長 | に
| 経済局産業基盤強化本部長 |
| | 」

改める。

別表第3中

企画局企画課長	を
総合政策局企画課長	に、
環境局環境創造課長	を
環境局G X推進課長	に、
経済局商工部産業振興課長	を
経済局産業基盤強化本部次長	に、
経済局農林水産部治山林道課長 経済局農林水産部水産漁港課長 都市局都市計画部都市計画課長 都市局都市計画部交通政策課長 都市局都市計画部開発指導課長 都市局都市計画部緑地政策課長 都市局都市計画部公園整備課長 都市局建築部建築総務課長 都市局建築部建築指導課長	を

「
経済局農林水産部森林政策課長
経済局農林水産部水産振興課長
都市局都市計画部都市計画課長
都市局都市計画部景観まちづくり課長
都市局都市計画部交通政策課長
都市局都市計画部開発審査課長
都市局都市計画部緑地政策課長
都市局都市計画部公園建設管理課長
都市局建築部建築安全推進課長
」に、

「
上下水道局水道部水道管路課長
」を

「
上下水道局水道部水道建設・維持課長
」に

改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市告示第166号

静岡市建築基準法第93条の2の規定に基づく書類の閲覧に関する規程（平成15年静岡市告示第23号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日

静岡市長 難波 喬 司

第2条中「都市局建築部建築指導課」を「都市局建築部建築安全推進課」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市告示第188号

子ども・子育て支援法附則第6条第5項の規定による保育費用のうち市長が定める額の収納の事務の委託を定めた告示（平成28年静岡市告示第228号）は、令和6年3月31日限り、廃止する。

令和6年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市告示第189号

地方自治法第231条の2の3第2項の規定による指定納付受託者の指定を定めた告示（令和4年静岡市告示第595号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月28日

静岡市長 難波 喬 司

表中

「

SBペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	令和4年4月1日	インターネットを利用して納付するふるさと寄附金
-----------------	----------------	----------	-------------------------

を

」

「

SBペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	令和4年4月1日	インターネットを利用して納付するふるさと寄附金、キャッシュレス決済サービスを利用して納付する静岡市立日本平動物園入園料及び静岡市立日本平動物園駐車場使用料
-----------------	----------------	----------	---

に、

」

「

株式会社テラオカ	東京都港区芝四丁目4番13号	令和4年10月1日	キャッシュレス決済サービスを利用して納付する市税に係る証明手数料、戸籍等
----------	----------------	-----------	--------------------------------------

		手数料、公文書の写しの作成及び公文書（電磁的記録に限る。）の複写、複製等に要する費用、静岡市納骨堂使用料、静岡市民ギャラリー使用料、静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場使用料、静岡市障害者歯科保健センター使用料及び手数料、静岡市立芹沢銈介美術館観覧料及び静岡市歴史博物館観覧料並びに静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場及び静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場使用料
--	--	--

を

「

株式会社テラオカ	東京都港区芝四丁目4番13号	令和4年10月1日	キャッシュレス決済サービスを利用して納付する市税に係る証明手数料、戸籍等手数料、改葬許可証交付手数料、墓地使用許可証明交付手数料、納骨堂使用許可
----------	----------------	-----------	--

」

		証明交付手数料、公文書の写しの作成及び公文書（電磁的記録に限る。）の複写、複製等に要する費用、静岡市納骨堂使用料、静岡市民ギャラリー使用料、静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場使用料、静岡市障害者歯科保健センター使用料及び手数料、静岡市立芹沢銈介美術館観覧料及び静岡市歴史博物館観覧料、藁科都市山村交流センター使用料及びリバウエル井川リフト使用料並びに静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場及び静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場使用料
--	--	---

に、

「

株式会社しんきん 情報サービス	東京都港区港 南一丁目8番 27号	令和5年4月1日	キャッシュレス決済サービスを利用して納付する放課後児童健全育成事業手数料
--------------------	-------------------------	----------	--------------------------------------

を

」

「

株式会社しんきん 情報サービス	東京都港区港 南一丁目8番 27号	令和5年4月1日	キャッシュレス決済 サービスを利用して 納付する放課後児童 健全育成事業手数料
株式会社アイモバ イル	東京都渋谷区 桜丘町22番14 号	令和5年4月1日	インターネットを利 用して納付するふる さと寄附金
株式会社JR東日本 ネットステーション	東京都渋谷区 千駄ヶ谷五丁 目27番11号	令和5年4月1日	インターネットを利 用して納付するふる さと寄附金
株式会社エム・ピ ー・ソリューション	東京都港区虎 ノ門二丁目10 番4号オーク ラプレステー ジタワー8階	令和6年2月5日	キャッシュレス決済 サービスを利用して 納付する静岡市こど もクリエイティブタ ウン入館料
ルミーズ株式会社	長野県小諸市 本町三丁目2 番25号	令和6年2月26日	キャッシュレス決済 サービスを利用して 納付する静岡市立日 本平動物園駐車場使 用料
ブリッジ・モーショ ン・トゥモロー株式 会社	東京都品川区 西五反田七丁 目7番7号	令和6年2月26日	キャッシュレス決済 サービスを利用して 納付する静岡市立日 本平動物園駐車場使 用料

に

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第219号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき、静岡市農業集落排水事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年3月29日

静岡市長 難波 喬 司

名称	指定した者	取扱店舗
出納取扱金融機関	株式会社静岡銀行	1 出納事務 呉服町支店 2 収納事務 本店、支店及び出張所
	株式会社清水銀行	1 出納事務 静岡支店 2 収納事務 本店、支店及び出張所
収納取扱金融機関	スルガ銀行株式会社	本店、支店及び出張所
	静岡信用金庫	本店及び支店
	しずおか焼津信用金庫	本店、支店及び出張所
	静岡市農業協同組合	本店及び支店
	清水農業協同組合	本店及び支店
	静岡県労働金庫	本店及び支店
	株式会社ゆうちょ銀行	本店、支店及び出張所並びに郵便局 （簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第2条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所（同法第7条第1項に規定する簡易郵便局を含む。）であって、株式会社

		ゆうちょ銀行を銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第16項に規定する所属銀行とする同条第14項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。）
--	--	---

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市告示第220号

児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示（令和2年静岡市告示第484号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

静岡市長 難波 喬 司

第1項の表備考5（2）中「明治29年法律第89条」を「明治29年法律第89号」に改め、同備考8（1）イ中「404,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第221号

児童福祉法第21条の6に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示（令和3年静岡市告示第75号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

静岡市長 難波 喬 司

本則の表備考3中「、5（2）に該当する場合を除き」を削る。

本則の表備考5（1）を次のように改める。

- （1）C及びD1からD15までの税額等による階層区分の者のうち、負担額算定基準者（扶養義務者の児童、当該扶養義務者の児童であった者及び当該扶養義務者又はその配偶者の直系卑属（当該扶養義務者の児童及び当該扶養義務者の児童であった者を除き、当該扶養義務者と生計を一にする者に限る。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる扶養義務者であって、当該扶養義務者及び当該扶養義務者と同一の世帯に属する者について児童福祉法第21条の6の措置（障害児通所支援に係るものに限る。）を行ったものについては、次の表の左側に掲げる障害児の区分に応じ、右欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児1人当たりの負担基準額とする。

扶養義務者の障害児（小学校就学前負担額算定基準者（負担額算定基準者のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。以下同じ。）であるものを除く。）	負担基準額に定める額
扶養義務者の小学校就学前最年長負担額算定基準者（小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下同じ。）である障害児（全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。）	負担基準額に定める額
その他の障害児	0円

本則の表備考5（2）を削り、同表備考5（3）を同表備考5（2）とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

葵区告示

静岡市葵区告示第2号

静岡市葵区地価公示台帳の閲覧に関する規程（平成17年静岡市葵区告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月18日

静岡市葵区長 服 部 憲 文

第2条の表中「都市局都市計画部開発指導課」を「都市局都市計画部開発審査課」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

職員互助会告示

静岡市職員互助会告示第1号

静岡市職員互助会の事務局及び職員に関する規程（平成15年静岡市職員互助会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月28日

静岡市職員互助会会長 大村明弘

第4条中「については」の次に「、会長が別に定めるものを除き」を加える。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市職員互助会告示第2号

静岡市職員互助会貸付規程（平成15年静岡市職員互助会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月28日

静岡市職員互助会会長 大村明弘

第1条中「平成15年静岡市規則第31号」の次に「。以下「規則」という。」を加える。

第3条第1項第2号中「給料月額」を「給料（規則第7条に規定する給料をいう。以下同じ。）の月額」に改め、同項第5号中「給料月額」を「給料の月額」に改める。

第4条第1項中「年利2.26」を「月利0.188」に改め、同条第2項中「属する月から」を「属する月の翌月から」に改め、同条第3項中「切り上げる」を「切り捨てる」に改める。

第8条第1項中「第4条」を「第4条第2項」に、「を含めて」を「（以下「利息」という。）を含めて、貸付けを受けた日の属する月の翌月から」に改め、同項第1号中「残額」を「貸付金の残額及び利息」に改め、同項第2号中「貸付けには」を「貸付金の償還は、会長が必要と認めた場合に限り」に改め、同条第2項中「残額」を「貸付金の残額」に改め、同条第3項中「15日以内に」の次に「貸付金の」を加える。

第9条第2項中「償還すべき金額」を「貸付金の残額及び利息」に改める。

様式第1号（注）を次のように改める。

（注）貸付事由欄は、該当する項目に○を付けてください。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。